



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究
Author(s)	安江, 厚貴
Citation	公教育システム研究, 17, 1-93
Issue Date	2018-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71430
Type	departmental bulletin paper
File Information	010_AA11562857_17.pdf



大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

安江 厚貴*

—目 次—

第1章	課題設定
1-1	問題提起
1-2	先行研究
1-3	本研究の目的
第2章	国立大学授業料免除制度の概要
2-1	国立大学授業料免除制度の変遷
2-2	授業料免除に関する予算
2-3	授業料免除制度の運用に関する文部科学省高等教育局長通知について
第3章	授業料免除制度における運用の大学間比較
3-1	授業料免除制度の運用の在り方についての大学間比較調査
3-2	小括
第4章	大学側に対する聞き取り調査による制度運用の実態把握
4-1	北海道大学 学生支援課奨学支援担当に対する聞き取り調査
4-2	北海道大学主計課総括予算担当に対する聞き取り調査
4-3	旭川医科大学学生支援課総務係に対する質問紙調査
4-4	小括
終章	～本論文を通して明らかになったこと～
5-1	結論
5-2	今後の検討課題
参考資料	国立大学授業料免除制度比較表

キーワード：授業料免除制度、国立大学、給付型奨学金、日本学生支援機構

第1章 課題設定

1-1 問題提起

近年、大学生の奨学金の返済が社会問題となっている。日本学生支援機構(2016)の報告によると平成27年度には大学生の2.6人に1人(38.2%)が同機構の貸与型奨学金を借りており、有利子の第二種奨学金では平均343万円の貸与がなされている。問題の背景としては、教育費の家計負担に対する公的補助のうち給付型奨学金の割合(2011年度)はOECD平均が58.8%に対し日本は0%となっていることが挙げられる(日本学生支援機構2009)。給付型奨学金は2017(平成29)年から実施

* 北海道大学教育学部2017年度卒業(学校経営論)

されたが、その審査は非常に厳しい。同奨学金の対象は、「私立の大学等に自宅外から通学し、住民税非課税世帯¹（市町村民税所得割額が 0 円）又は生活保護受給世帯の者」、「社会的養護²を必要とする者」のいずれかに当てはまる一部の困窮世帯である。また、貸与型奨学金の返還免除は、疾病による就労能力の喪失や死亡、ごく一部の成績優秀な大学院生に限定されている³。このように、国が実施する大学生への奨学制度は限定的であると言わざるを得ない。

そのような中で、給付型奨学金に近い制度として国立大学の授業料免除制度が挙げられる。給付型に近いという意味は、免除授業料分の金額が学生に給付されていると捉えられることも可能だからである。また授業料免除制度は、学生支援機構が行っている給付型奨学金と比べてではあるが、給付を受けるための収入基準が緩やかである。さらに、兄弟の有無やその就学状況等、様々な観点から審査がなされることから、個の実情に応じて多くの学生に適用されやすい仕組みとなっている。国立大学の授業料免除制度の予算は、授業料免除に使途が限られた国立大学法人運営費交付金を用いて実施されている。小林(2012)が「授業料の減免は給付奨学金の一種と考えられる」、「授業料減免を除けば、学部生に公的な給付奨学金はない」と述べるように、授業料免除制度は国が行う貴重な奨学制度だと考えられる。

ただし、アメリカでは大学ごとに給付型奨学金が支給され学生の私費負担を減らす政策が一般的であり、その奨学金の給付基準は、学業成績等に基づくメリットベースと、家計状況に基づくニードベースに分かれ、低所得層の進学機会を改善するのはニードベースとなる(小林 2012)。このため、問題とすべきは、わが国の授業料免除制度が真にニードベースに基づいた制度であるかである。国立大学法人化以前の授業料免除運用基準を定める 2001（平成 13）年度の文部科学省通知「授業料免除選考基準の運用について」を見てみたい。そこには「経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者等にその納付を免状する(...）」と書かれている。これに基づけば、同制度は経済的理由に基づくニードベースであり、経済的困窮者の支援が目的であると捉えられる。また、同通知では免除者の選考方法、選考基準が細かく設定され、家計基準については、全国立大学が一律に当時の文部科学省(文部省)基準を使用していた。一方、2004（平成 16）年の国立大学法人化以降、同通知内容は文部科学省令に定められ、同省令でも経済的理由によって授業料の納付が困難な者に対しての実施が述べられている⁴。しかし、授業料免除の選考方法や基準など、制度の運用を定めた省令、通知等は無く、その運用は各国立大学法人に任されている。

そのため、文科省は経済的理由に基づく授業料免除を謳っているものの、免除者の選考基準は大学ごとに異なり、大学によっては成績重視の選考や家計状況を適切に反映しない家計評価方法など、

¹ 「住民非課税世帯」とは、①生活保護の受給世帯、②未成年者、障害者、寡婦、寡夫であり、前年の合計所得が 125 万円以下(給与所得者は 204 万 4000 円未満)、③控除対象配偶者や扶養親族がおり、課税対象所得が 35 万円×世帯合計人数+21 万円以下の場合(自治体により異なる)、④控除対象配偶者や扶養親族がおらず、課税対象所得が 35 万円以下の場合(自治体により異なる)のいずれかに当たる世帯。

² 「社会的養護」を必要とする者とは 18 歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（平成 29 年 4 月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18 歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人。

³ 日本学生支援機構(2017)によると、無利子である大学院第一種奨学金貸与者の 3 割を上限に、各大学から特に優れた業績を挙げ免除候補者として推薦された者に対し審査を行い、全額及び半額免除を認めるものであり厳しい審査に加え国公私立合わせ現状毎年 8000 人程度の認定となっている。

⁴ 「平成十六年文部科学省令第十六号『国立大学等の授業料その他の費用に関する省令』」

「11 条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者、その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。」

ニードベースに基づかない不適切な運用がされている可能性も考えられる。さらに、大学によって先行基準が異なるため、授業料免除の受けやすさに格差が生じ、不平等が生じている可能性も考えられる。特に学部（昼間）レベルの国立大学の2017（平成29）年度の授業料は、文部科学省が示した標準額に基づくため全大学が等しい状況である⁵。にもかかわらず、大学が違えば授業料免除の額や有無が異なるとなれば、実質的に授業料が異なることになり、不平等が生じうる可能性が指摘しうる。

以上のような可能性が考えられる中、国が行う貴重な奨学制度である同制度が経済的に困難を抱える学生を真に支える役割を果たすために、各大学での運用実態を把握することで同制度の課題を明らかにし、それらを踏まえ制度のあるべき形を示していきたい。

まず、同制度の運用の在り方に関する先行研究を検討し、これまでの研究で明らかになっている同制度の課題等を確認するとともに、本研究で明らかにすべき課題をより明確なものにしていく。

1-2 先行研究

各国立大学における授業料免除制度の運用実態に関する調査、研究はあまり多くは見られない。法人化以前には、会計検査院が予算の適切な執行を目的に各大学へ実態調査を行っていた。また、法人化以降は小林(2010)が各国立大学の学長及び財務担当理事に対して2006年と2008年に質問紙調査を行い法人化以降における制度の運用方針を明らかにしている。加えて、財務省(2008)も予算執行調査の「国立大学における授業料減免」として、各大学における制度の運用実態の調査を行っている。まず、これらの先行研究を確認し、成果と課題を整理していく。

1-2-1 法人化以前の同制度への指摘

会計検査院は、法人化以前においても同制度の運用が各大学に委ねられている時期が存在し、大学間の授業料免除制度運用における差を指摘していた。それが、国立大学法人化以前の1984（昭和59）年に「国立大学における授業料の免除について合理的な基準により実施するよう意見を表示したもの」とした会計検査院の報告書である（会計監査院1984）。この報告書では、全国53の国立大学に対して行った授業料免除の運用に関する実態調査を基に、大学ごとに制度の運用に差が生じている現状について文部大臣に意見を表明している。そこでは「各大学が実施する授業料免除の取扱いについて、文部省が統一的かつ合理的な基準を示さないまま、各大学における免除枠だけを示している(...)」とされ、当時の文部省が授業料免除の選考について統一的基準を設定していないために、大学ごとに運用上の差が生じている実態を指摘し、それを批判している⁶。

会計検査院(1984)の同報告書によると、当時は授業料免除の選考において統一的な基準は設定されておらず、主に現在の日本学生支援機構の前身である日本育英会の第一種奨学金における収入基準額を基にしている大学が多いことも明らかにされていた。各大学によって独自に基準が設定され

⁵ 河合塾(2017)「2017年度 国公立大学 受験料・初年度学費一覧」河合塾HPを参照。

⁶ 会計検査院(1984)によると次の通り。

「このような事態を生じているのは、法において免除の要件として定めている経済的困窮度及び学業優秀の判定基準について、貴省では、超過免除に係る経済的困窮度の判定について高等教育局長通知において育英会会計基準に準じた基準を設けて各国立学校長に示しているだけで、学業優秀の判定及び免除枠の範囲内の免除に係る経済的困窮度の判定について、統一的かつ合理的な基準を示さないまま、各大学に免除枠だけを一律に示していること、各大学ではこのようなことから、独自の基準を設定するなどして免除枠の限度まで免除を実施していることによると認められる。」

る状況であったが、予算(免除枠)を越えた授業料免除実施の有無、大学によって免除が認められる世帯収入の基準額、奨学金を世帯収入に算入するかの判断、新入生に対する学力審査の有無、2年次以上の学生に対する成績基準などが大きく異なっていた⁷。そのため会計検査院(1984)は、大学によって経済的困窮度が同等の者であっても、在学する大学によって免除の対象となったり、免除の対象から除外されている不平等な状況を批判していた。また、学力基準についても、育英会基準を下回る不適切な基準を用いているとの批判を行っていた⁸。

これに対し、当時の文部省は「授業料免除の取扱いに係る会計検査院の意見表示について」と題して、各国立大学あてに文部省高等教育局学生課長通知を出した。この通知において文部省は、会計検査院の報告書の全文を紹介し、「文部省において会計検査院の指摘の趣旨を踏まえ授業料免除の在り方について検討を行うこととしておりますが、各国立学校においても、この制度の一層適切

⁷ 会計検査院(1984)によると次の通り。

「(1)収入基準額の取扱いについて

収入基準額の設定等についてみると、日本育英会が奨学生のうち第一種奨学生(特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学が困難であると認定され、無利子の奨学金を貸与される者)に適用している収入基準額(以下「第一種収入基準額」という。)を収入基準額としているものが28大学あり、また、その他の25大学においては、うち6大学では第二種奨学生(有利子の奨学金を貸与される者)に適用している収入基準額(第一種収入基準額より高い水準で定められている。)を収入基準額としており、19大学では第一種収入基準額を収入基準額としているものの、認定総所得金額がこれを超えている者についても特段の理由もなく免除の対象としている状況である。

(2)総所得金額等の算定について

ア 奨学金及び免除される授業料の取扱いについて

総所得金額の算定に当たっては、日本育英会等の奨学金を貸与されている場合には、これを総所得金額に加算し、免除を受けた場合に学生本人の必要経費とはならないこととなる授業料相当額は特別控除の対象にしないこととするのが合理的であると認められ、そのような取扱いをしているものが33大学あるが、その他の20大学では次のようにこれと異なる取扱いをしている。

(ア)奨学金を総所得金額に加算せず、また、本人の授業料を総所得金額から減額しているもの 4大学

(イ)奨学金を総所得金額に加算してはいるものの、本人の授業料を総所得金額から減額しているもの 10大学

(ウ)本人の授業料は総所得金額から減額していないが、奨学金を総所得金額に加算していないもの 6大学

2 学業優秀の判定について

学業優秀の判定についてみると、日本育英会においては、推薦基準に定めている学力に関する基準(以下「育英会学力基準」という。)で、第一種奨学生については、1年次に在学する者にあつては高等学校における学習成績(以下「高校成績」(注4) という。)が3.5以上の者、2年次以上に在学する者にあつてはその成績が本人の属する学部(科)において上位3分の1以内(修得単位数が各年次における標準修得単位数を満たしており、かつ、学業成績をおよそ上・中・下の3段階に分けて上の成績を修めている者を標準)の者として、留年中の者は貸付けを停止又は廃止することとしているが、調査した53大学における学業優秀の判定基準についてみると、次のようになっている。

(1)1年次に在学する者の場合

1年次に在学する者のいない1大学を除く52大学のうち、育英会学力基準と同様の基準を設定しているものが2大学あるが、その他の50大学においては、その基準において、高校成績が3.5未満であっても学業優秀として取り扱っていたり(25大学)、入学を許可された者や履修中の者を学業優秀として取り扱ったり(11大学)などしている。

(2)2年次以上に在学する者の場合

2年次以上に在学する者のいない2大学を除く51大学では、育英会学力基準と同様の基準を設定しているものは皆無であり、なかには、その基準において、標準修得単位数を満たしていれば学業優秀として取り扱ったり、標準修得単位数を満たしていない者も学業優秀として取り扱ったりしているものなど、学業成績の程度を考慮していないと認められるものが相当数見受けられる状況である。

(3)留年している者の取扱い

留年している者については、日本育英会では推薦の対象から除外することとしているが、18大学では、特別の理由もなく留年している者も免除の対象としていて、学業優秀として取り扱った結果となっている。」

⁸ 会計検査院(1984)によると次の通り。

「所得金額の計算を各大学において任意の方針によって行っていて、合理的と認められない取扱いとなっているものが多数あり、また、この結果、経済的困窮度が同等の者であっても在学する大学によって免除の対象となったり、免除の対象から除外されたりしている状況である。

各大学において設定している学業優秀の判定基準は、学業成績について考慮することとなっていないものが多々あるほか、考慮している場合でもその大部分が育英会学力基準を下回っており、また、実際の取扱いをみると、更にこれらの適切とは認められない基準を下回って運用しているものもみられる状況である。」

な運用を図るよう特段の御配慮を願います」と各国立大学に対し通達を行い、会計検査院の報告書に対し一定の対応を行うよう示している。最終的には、文部科学省への省庁再編後に、授業料免除の選考基準について文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について」等の通知において統一的な基準を示すに至っている。

このように、法人化以前の文部省による統一的な選考基準がなかった時期には、国から支給される予算を用いながら、授業料免除の基準が大学ごとに異なり、同一の家計状況でも大学によって免除の有無などが異なる不平等な状況が続いていた。そのため、会計検査院が予算の適切な利用を求め、この状況への批判を行い、最終的には文部科学省に受け入れられ是正に至っている。

1-2-2 法人化以降の同制度に対する指摘

続いて、法人化以降、各大学が独自で運用基準等を設けることが可能となった結果、各大学にいくかなる変更がなされたかを明らかにする。はじめに、小林(2010)が、各国立大学の学長及び財務担当理事に対し 2006 年と 2008 年に質問紙調査を行っている。2006 年度調査によると、授業料の減免の方針は 57.8%が変更なしであった。また、2008 年度調査では 54.8%が変更なし、変更ありは 38.1%であった。同調査から、法人化以降は授業料免除の方針の変更をした国立大学としていない国立大学に分かれていることが明らかにされている。

変更の内容であるが、2006 年調査では経済力重視が 44.1%、学力重視が 17.6%、同程度に重視が 38.2%であったのに対して、2008 年度調査では経済力重視が 40.5%と若干減少し、学力重視は 5.4%へと大きく減少している。それに代わり、同程度に重視との回答が 54.1%と過半数を占め、学力のみの重視が大きく減少したことがわかる。これについて小林(2010)は、授業料免除の基準からメリットベースが排除され、ニードベースあるいは両者の併用に変わったことが注目されると述べている。このように小林の調査では、法人化以降、授業料免除の運用基準等が変更されたことが解明されているが、この調査では各大学の運用基準の変更上の方針については抽象的な分析にとどまっており、具体的にいくかなる変更がされたかは明らかにされないままであった。

法人化後の各大学における制度運用の変更内容をより詳細に明らかにしたものは、財務省が 2012 (平成 24) 年度に行った予算執行調査である。同調査では 86 の全国立大学法人を対象に、各大学における授業料免除制度の運用実態を調べていた。同調査をまとめた財務省(2012)発行の予算執行調査資料(総括調査票)「国立大学における授業料減免」によると、本調査は授業料免除に関する予算の適切な設定を目的に、減免の基準及びその理由等について調べていた⁹。

同資料は、以下の 3 つの視点に基づき調査が行われた。それらは、①「減免予算額と減免実績額の対比(減免予算額は減免実績額と比して適切な額となっているか)」、②「授業料減免基準の改定状況等[家計基準・学力基準](法人化以降、各大学における減免基準の改定状況及び内容はどのようになっているか)」、③「各大学における独自基準による授業料減免の実施状況(法人化以降、経済的理由・やむを得ない事情による減免以外の各大学独自の授業料減免の取組内容はどのようにな

⁹ 財務省(2012)によると次の通り。

「授業料減免基準は各大学が独自に設定できるようになっており、また、成績優秀者に対する授業料減免を実施している大学も見受けられるところ。このため、各大学が定めている授業料減免の基準(収入及び成績要件)、授業料減免理由(経済的困窮、成績優秀等)別の減免額等について調査し、国が予算措置を行うべき授業料減免の範囲などについて検証する。」

っているか)」である。これにより、予算の実施状況や授業料免除の選考基準も含めて、大学間における運用の違いが確認される。

まず、①「減免予算額と減免実績額の対比」の調査結果についてである。全国立大学の授業料免除実施額(休学者に対する免除は除く)の合計は、全予算額よりも上回っていた。しかし、大学単位でみた場合、授業料免除の実施額が予算額を上回った大学もあれば、実施額が予算額を下回った大学もあった¹⁰。

次に、②の授業料減免基準の改定状況等〔家計基準・学力基準〕についてである。「基準を改定した」大学は 56、「基準を改定していない」大学は 31 という結果であった。また、「基準を改定した」56 大学のうち「家計基準を改定した」大学は 41、「学力基準を改定した」大学は 36、「家計・学力基準ともに改定した」大学は 22 であった。法人化以降の基準改定の内容の詳細であるが、「家計基準を改定した」41 大学のうち「収入基準額を改定した」大学が 13、その改定内容として「収入基準額の引上げ(半額免除基準に統一など)をした」大学が 5、「収入基準額の引下げ(半額免除基準の廃止など)をした」大学が 8 であった。なお、この収入基準額の引き下げについて「基準額の引下げにより判定を厳しくする一方で基準適格者全てを減免対象として支援する取組みもあり、基準額の引下げが一概に減免額の縮減に繋がるものではない」と考察されている。次に「家計基準を改定した」41 大学のうち、「特別控除額を改定した」大学は 31 であった¹¹。このうち「(独)日本学生支援機構の基準変更に伴う変更」をした大学が 22、「主たる家計支持者の別居(単身赴任)に係る控除の見直し」が 4、「新規区分の追加(学寮からの通学)」が 2、「その他の個別の控除の見直し」が 3 となっている。また、「収入金額算入の取扱い変更(アルバイト収入の不算入など)をした」大学が 4 となっている。

一方、「学力基準を改定した」36 大学のうち、学部新入生の学力基準に関して、「1 年次の学力基準の改定をした」大学が 15、「入学前の成績基準の廃止をした」大学が 14、「後期の学力基準を前期成績とする改定をした」大学が 5 であった。この理由について同報告書では、前者は「出身校の偏差値によって評価に格差が生じることの是正」であり、後者は「1 年次の学力を入学のみで判断するのではなく、入学後の学修努力を評価」する目的で改定されていたと整理されている。また、「学力基準の評価点等の変更をした」大学が 13、そのうち「GPA 制度導入に伴う改定」が 10、「評価点の引上げをした」が 3、「評価点の引下げをした」が 3、「必要単位数の引上をした」が 1、「成績評価段階の改定をした」が 6 となっている。

最後に、③各大学における独自基準による授業料減免の実施状況についてである。「経済的理由等による授業料免除以外に、独自の減免基準を設定して授業料減免に取り組んでいる大学」は 47 あった。独自基準による授業料減免内容は、「学業、研究成果等が特に優秀な学生に対する授業料減免」が 27 大学と最も多く、他に「留学生支援としての授業料減免」(14 大学)や「就職内定取消者に対する支援としての授業料減免」(3 大学)等があった。

¹⁰ 財務省(2012)によると次の通り。

「各年度の減免予算額と減免実績額を比較すると、減免実績額が減免予算額を上回って推移しており、経済的理由等(経済的理由・やむを得ない事情による免除)の減免実績額と比較しても、減免実績額が減免予算額を上回っている。ただし、各大学の減免予算額と減免実績額を比較すると、減免予算額以上の減免実績額となっている大学がある一方、経済的理由等の減免額と比較すると減免予算額が上回っている大学、中には減免実績額が減免予算額を下回っている大学がある(平成 22 年度)。」

¹¹ 特別控除額を改定した大学の詳細について第 3 章を参照。

以上が、財務省による調査の結果である。法人化以降、2011（平成 23）年度時点で、収入基準額や特別控除額の変更や、新入生に対する学力基準の廃止など、独自に家計基準や学力基準を設定した大学が 56 確認されている。その一方で、かつての文科省基準に基づき独自の設定を行わない大学が 31 あり、大学毎に授業料免除の運用で差が生じていることが明らかにされている。

この結果に対して財務省(2012)は、同資料の「今後の改善点・検討の方向性」の節において、今後の対応について以下のように言及している。「1. 減免額全体でみれば、減免予算額以上の減免実績を確認できるが、大学ごとに比較すると、減免実績額が減免予算額を上回っていない大学が存在する。これは、授業料減免に係る予算配分が減免見込額を適正に捉えていないためであり、家計基準・学力基準の要件の適正化と併せ、過大な配分とならないようにしつつ、一方、予算超過の大学に対しては減免実績も考慮した予算配分を検討する必要がある」、「2. 法人化以降、86 法人中 55 法人が減免基準の改定を実施し、また、47 法人が独自の授業料減免に取り組んでおり、法人化以前の各大学における減免基準が統一されていたことからすると大きな変化がみられる。このことを踏まえ、家計基準・学力基準が公平かつ真に必要な者に重点化できるように、各大学の授業料減免への取組内容を勘案した予算配分についても見直す必要がある。」このように、法人化以降の各大学における選考基準の違いも踏まえた上で、減免見込額を適正に捉えた家計基準・学力基準への適正化の必要性、及び、公正かつ真に必要なものに重点化が行えるように各大学の実情に応じた予算配分を行う必要性が財務省によって確認されていた。

1-3 本研究の目的

これまで会計検査院(1984)にあるように、法人化以前から授業料免除制度の運用における大学間の差は問題視されてきた。その後、法人化以前に文部科学省によって統一的な基準が設けられたが、小林(2010)や財務省(2012)の調査では、法人化以降は再び大学ごとに選考基準等に差が存在している。特に財務省(2012)の調査では、法人化以降、収入基準額を引き下げた大学、引き上げた大学、特別控除額を改定した大学など、家計基準を法人化以前から変更した大学の存在が明らかになっている。また、免除の対象となる学力の評価点の引き上げを行う大学がある一方で引き下げを行う大学もあり、学力基準についても法人化以降変更を行った大学が確認されている。このような各大学の状況では、学力重視の大学がどれほど存在しているか、適切な家計基準が設定されていないのではないか、大学によっては免除を受けるべき学生が受けられないといった不平等が生じているのではないかと、という問題が生じている可能性がある。この点について、財務省(2012)の調査においても、特別控除の具体的な額や、学力基準の具体的な数値には触れられておらず、詳細について不明な点は多く残されている。また、基準が変更されたことで具体的にどの程度の差が生じたのかがわかりにくい箇所もある。加えて財務省の 2012 年調査から 5 年が経過し、さらに何らかの改定が加えられた可能性も考えられる。

これらの課題を踏まえ、本研究では、各大学における授業料免除の運用方法、及び、選考基準のより詳細な分析、比較を行い、大学間における授業料免除制度の運用における差異を詳細に明らかにするとともに、授業料免除制度のあるべき運用の形を示していく。また、運用において不平等な状況が生じている制度的背景についても検討を行っていく。

1-4 研究方法

第2章では、まず、国立大学授業料免除制度に関する、政策文書、省令、法律等の確認を行い、国立大学法人化以前、及び、法人化後以降における国立大学授業料免除制度の変遷や概要等を確認、検討する。加えて、国立大学法人化直前に出され、現在(法人化以降)の国立大学授業料免除制度運用の基礎となっている、国立大学授業料免除制度の運用について定めた文部科学省高等教育局長通知についての詳細な確認、検討を行う。この通知の免除対象者の選考における基本的な取り扱いについて示していく。

続いて、第3章では各国立大学における授業料免除制度の運用における差について明らかにし、明らかになった差を踏まえ、授業料免除制度の運用上の問題点を示していく。現時点での各国立大学における授業料免除制度の運用における差をより詳細に確認するために、大学院大学を除く全国81大学の授業料免除制度に関する要項や学則を確認し、それらを一覧にまとめ、運用実態の全国的な比較を行う。

第4章では、実際に授業料免除の運用に関わる大学の担当者にインタビュー調査を行い、運用にかかる手順等を確認するとともに、調査結果を踏まえ、大学毎に制度運用で差が生じる実態や原因について考察していきたい。

終章では、国立大学における授業料免除制度に関して、本研究で明らかになった問題点を述べると共に、今後の課題やあるべき運用の在り方を示していく。

なお、授業料免除は、文科省等の予算の下で公立大学、および、私立大学でも実施されているが、今回は国立大学の授業料免除制度のみを検討対象とする。

第2章 国立大学授業料免除制度の概要

2-1 国立大学授業料免除制度の変遷

授業料免除制度制定の歴史については鳥居(2012)の研究で、古くから類似した制度が存在していたことが述べられている。かつては明治の帝国大学において、「分科大学通則」に授業料が免除される特待学生の制度が定められていた。この制度では、学年末試験の成績優秀者が大学総長の認可を経て特待を受けていた¹²。

その後、1947(昭和22)年8月の文部省令によって「国立学校において(...)校長は、休学中の者及び、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる」¹³と示され、授業料免除制度が法制化された。

授業料免除の規定は1960(昭和35)年9月に文部大臣によって裁定された「国立学校の授業料等免除及び徴収猶予取扱要領(文部省通知)」に変更され、省令から通知へと格下げとなった。1961(昭和36)年には上述の省令が廃止となり、新たに文部省令第九号によって国立の大学学部

¹²「分科大学通則第7項特待学生規定」

「第一條 特待學生ハ毎學年末其學年試験ノ成績ニ依リ東京帝國大學總長ノ認可ヲ以テ各分科大學長之ヲ定ム」

¹³「文部省令第18号」(昭和22年8月25日)

「学校教育法第六條第二項の規程により、国立学校において徴収する授業料その他の費用に関しては、文部大臣の認可を受けて、校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)が、これを定める。校長は、休学中の者及びやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。」

業料が年額 9000 円と定められた。ここでは、これまで各大学で学長が定めていた授業料が文部大臣の定めに変更された¹⁴。そして、前年の通知に基づき¹⁵、文部省は各国立大学に各年度の授業料免除の取り扱いについての通知を出し、免除実施可能額等の要領を示すようになっていった（鳥居 2012）。

その後、2004（平成 16）年の法人化以前までは、この要領に基づく文部省（文部科学省）の通知が基準となり、全ての国立大学が授業料等免除の選考を行っていた。この通知に授業料免除の審査における収入基準等、対象となる世帯の条件などが定められ、各大学は免除可能額の範囲内で全額免除、半額免除の学生を選考していた。

2004（平成 16）年の法人化以降は「平成十六年文部科学省令第十六号『国立大学等の授業料その他の費用に関する省令』」によって授業料免除が法制化された。この省令の 11 条では、「国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする」と定められている。

法人化以降は、授業料等免除の運用は各大学に任され、独自に免除基準、免除額等を決定できるようになっている。しかし、小林(2012)や財務省(2012)の調査から、授業料免除の選考基準を法人化以降も改定していない大学があることも明らかとなっている。改定していない大学は、法人化直前の文部科学省高等教育局長通知、2001（平成 13）年「授業料免除選考基準の運用について」及び、2003（平成 15）年「授業料免除の取り扱いについて」を基に家計基準等の選考を行っている。

2-2 授業料免除に関する予算

授業料免除の予算は、家庭の教育費負担や公財政による教育分野への支出として、国立大学法人運営費交付金において授業料免除に使途が指定された予算が各国立大学に交付されている。文部科学省(2017)の公表によると、2016（平成 28）年度の授業料免除予算は 320 億円であり、学部・修士学生については約 5.9 万人、博士学生については約 0.6 万人を対象としていた。学部・修士学生に対し、全国立大学の授業料収入予定額の 10.8%に相当する額が全体予算として計上されている。また、国立大学の法人化以降、2009（平成 21）年度までの授業料免除率は 5.8%に据え置かれていたが、文部科学省が 2011（平成 23）年度に示した施策目標によると、2019（平成 31）年度までに学部・大学院生の 15%（全額免除 5%、半額免除 10%）に授業料減免を実施することを目標としており、その後は年々授業料免除枠が拡大されている。例えば、2009（平成 21）年度の予算は 175

¹⁴ 「文部省令第 9 号 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令」（昭和 36 年 9 月）

「第一条 国立の学校における授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めのあるもののほか、この省令のさだめるところによる。第二条 国立の学校において徴収する授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。学部授業料 年額 9000 円」

¹⁵ 「国立学校の授業料等免除及び徴収猶予取扱要領」（昭和 36 年 9 月 26 日）

「Ⅰ、授業料免除(A、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合)

a、国立大学 一、授業料の免除は、学部、大学院、専攻科、別科及び短期大学の学生(聴講生、研究生を除く)を対象とし、本人の申請に基づき然るべき選考機関の議を経て学長が許可すること 二、各大学における授業料の免除の総額については当該大学における前項の学生(休学者を除く在学者)に係る授業料収入予定額の 10%に該当する額の範囲内で毎年該当期各大学に通知する額を超えないものとする 三、授業料免除については、一によるほか、次の各号によること 1、免除の取扱いは、年度を二期に分けたよるものとし、各期ごとの授業料の納期限までに受理した免除の申請に対して、当該期分の授業料に関して許可すること 2、免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とすること」

億円だが、2016（平成 28）年には 320 億円と 7 年間で 100 億円以上も増加している。

2-3 授業料免除制度の運用に関する文部科学省高等教育局長通知について

法人化以降も授業料免除の選考基準を変更していない大学が存在することから、その基準とされている法人化直前の授業料免除の選考基準を示した平成 13 年の文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について」を確認しておきたい。法人化以降も変更がない国立大学はこの通知で示される基準で授業料免除の判定を行っていると考えられる。また、基準等を変更した大学についてもこの通知を基に改編などを加え運用を行っているため、ここで詳細を検討しておく。文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について」では、授業料免除における学力や家計の基準について、以下のように記されている。

まず、「家計について(一)」であるように、総所得金額が図表 1・2 の収入基準額を下回った場合は、それぞれ全額免除、半額免除の適用可能者となるとされている。式で表すとすれば(収入基準額－総所得金額＝0 以下)となれば適用の基準を満たしていることとなる。

		区分		
		大学・短大	大学院修士課程	大学院博士課程
世帯 人員	1人	880,000	960,000	1,320,000
	2人	1,400,000	1,520,000	2,120,000
	3人	1,620,000	1,770,000	2,450,000
	4人	1,750,000	1,920,000	2,660,000
	5人	1,890,000	2,080,000	2,880,000
	6人	1,990,000	2,170,000	3,020,000
	7人	2,070,000	2,260,000	3,150,000
	8人以上	※1	※2	※3

※1：1人増すごとに8万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

※2：1人増すごとに9万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

※3：1人増すごとに13万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

【図表 1】「全額免除に係る収入基準額表」

出典：文部科学省 HP 授業料免除選考基準の運用について

<http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20010328001/t20010328001.html>

		区分		
		大学・短大	大学院修士課程	大学院博士課程
世帯人員	1人	1,670,000	1,820,000	2,540,000
	2人	2,660,000	2,900,000	4,040,000
	3人	3,060,000	3,340,000	4,670,000
	4人	3,340,000	3,640,000	5,070,000
	5人	3,600,000	3,930,000	5,490,000
	6人	3,790,000	4,120,000	5,740,000
	7人	3,950,000	4,320,000	6,020,000
	8人以上	※1	※2	※3

※1：1人増すごとに17万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

※2：1人増すごとに17万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

※3：1人増すごとに28万円を世帯人員7人の収入基準額に加算

【図表 2】「半額免除に係る収入基準額表」

出典：文部科学省 HP 授業料免除選考基準の運用について

<http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20010328001/t20010328001.html>

ここでいう「総所得金額」の算出方法は、総所得金額は申請者の属する世帯の金銭(奨学金や補助金等を含む)、物品などの1年間の総収入金額から、所得の種別や所得額ごとに定められている控除額を必要経費として減算することで算出する。また、母(父)子世帯である場合や世帯に就学者や障害者、長期療養者がいる場合、風水害等の被害を受けている場合など、各世帯の状況によっては特別控除を受けることができ、定められた特別控除額分(図表3を参照)が総収入金額からさらに減算される。

	特別の事情	特別控除額
A 世帯を対象とする控除	[cir1] 母子・父子世帯であること。	四九〇,〇〇〇円
	[cir2] 就学者のいる世帯であること。	小学校児童一人につき 八〇,〇〇〇円
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒一人につき 一六〇,〇〇〇円
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒一人につき(自宅通学 二八〇,〇〇〇円/自宅外通学 四七〇,〇〇〇円/私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒一人につき(自宅通学 四一〇,〇〇〇円/自宅外通学 六〇〇,〇〇〇円/
		国・公立高等専門学校学生一人につき(自宅通学 三六〇,〇〇〇円/自宅外通学 五五〇,〇〇〇円/私立高等専門学校学生一人につき(自宅通学 六〇〇,〇〇〇円/自宅外通学 八〇〇,〇〇〇円/
		国・公立大学学生一人につき(自宅通学 五九〇,〇〇〇円/自宅外通学 一,〇二〇,〇〇〇円/私立大学学生一人につき(自宅通学 一,〇一〇,〇〇〇円/自宅外通学 一,四四〇,〇〇〇円/
		国・公立専修学校高等課程生徒一人につき(自宅通学 一七〇,〇〇〇円/自宅外通学 二七〇,〇〇〇円/私立専修学校高等課程生徒一人につき(自宅通学 三七〇,〇〇〇円/自宅外通学 四六〇,〇〇〇円/
		国・公立専修学校専門課程生徒一人につき(自宅通学 二二〇,〇〇〇円/自宅外通学 六二〇,〇〇〇円/私立専修学校専門課程生徒一人につき(自宅通学 七二〇,〇〇〇円/自宅外通学 一,一〇〇,〇〇〇円/
	[cir3] 障害者のいる世帯であること。	障害者一人につき 八六〇,〇〇〇円
	[cir4] 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。
	[cir5] 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、七〇,〇〇〇円を限度とする。
	[cir6] 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期間にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。
	[cir7] 父母以外の者が収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者一人につき三八〇,〇〇〇円。なお、その所得が三八〇,〇〇〇円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
B 本人を対象とする控除		(高等学校及び中等教育学校の後期課程) (自宅通学 一九〇,〇〇〇円/自宅外通学 三八〇,〇〇〇円/
		(高等専門学校) (自宅通学 二一〇,〇〇〇円/自宅外通学 四二〇,〇〇〇円/
		(専修学校専門課程) (自宅通学 二〇〇,〇〇〇円/自宅外通学 六〇〇,〇〇〇円/
		(大学・大学院・短大) (自宅通学 二八〇,〇〇〇円/自宅外通学 七二〇,〇〇〇円/
		(専修学校高等課程) (自宅通学 一二〇,〇〇〇円/自宅外通学 二三〇,〇〇〇円/

【図表 3】「特別控除額」

出典：文部科学省 HP、授業料免除選考基準の運用について

<http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20010328001/t20010328001.html>

給与収入に対する必要経費の控除は給与収入の額に応じた額が設定されている。104 万円以下であれば全額が控除され、家計の総所得金額には含まれないようになっている。また、給与収入が 653 万円を越える場合は一律に 258 万円が控除されるようになっている。自営業者に対する必要経費の控除については確定申告と同じように事業の運用にかかった営業経費などの実費分が申請によって控除され、定額として控除額は設定されていない。

文部科学省が定める特別控除の事情とは、①母子父子世帯であること、②就学者のいる世帯であること、③障害者のいる世帯であること、④長期療養者のいる世帯であること、⑤主たる家計支持者が別居していること(単身赴任)、⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること、⑦父母以外の者で収入の得ている者のいる世帯であることの 7 点である。上記 7 つの事情に応じて特定の特別控除額が定められているが、就学者がいる世帯は、就学先の学校区分や通学区分に応じた控除額が設定されており、区分ごとに控除額が変わる。ただし、就学者がいる世帯に対する控除は、同一世帯の就学者が国立の学校に通っており、かつ授業料免除を受けている場合は免除額に応じて特別控除額が減額される。

また、④長期療養者のいる世帯、⑤主たる家計支持者が別居している世帯、⑥火災風水害、盗難等の被害を受けた世帯については特定の控除額は設定されておらず、支出分が控除される(ただし、⑤主たる家計支持者が別居している世帯については 71 万円が限度額)。さらに、「本人を対象とする控除」として申請者本人分の控除も設定されており、本人の通学区分(自宅、又は自宅外通学)に応じて設定された額が総所得金額から控除される。

そして、控除額を引くなどして、最終的に算出された総所得金額が免除額ごとに設定された収入基準額を下回った場合、授業料免除の家計基準を満たしていることとなる。なお、母子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例として収入基準が緩和され、総所得金額が収入基準額を上回っていた場合でも、超過分が収入基準額の 10%以内であれば家計基準を満たしたことになる。

次に、学力基準は、「二、学力について(一)、(二)」にあるように、1 年次については高校や入試の成績が一定以上であること、2 年次以上については各大学が定める標準修得単位数を修得し、一定の成績以上であることとされている。また、特別な理由を除き留年、最短修学年限超過をした者は学力基準の不適合者となる。なお、家計基準と同様、母子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例として学力基準が緩和される。

そして、以上の家計基準、学力基準をともに満たした者が選考の対象者となり(基準を満たしたからといって必ず免除対象者となることは無い)、予算内で困窮度に応じて半額免除、全額免除と決定がなされる。

以上が国立大学法人化以前の授業料免除の運用基準の概要である。各大学はこれを基に対象者の選考を行っていた。通知では家計基準については、文科省が詳細に定めており、収入基準額などを具体的に細かく設定しているため、各大学で一律に同じ数値が用いられていた。ただ、学力基準については、「日本育英会の第二種奨学金に係る学力基準との均衡をも考慮するものとする」との言及があるが、具体的な数値は定められていない。そのため、各大学の成績評価や方針に基づいた数値、基準を設定でき、当時も大学ごとに運用に少なからず差はあったといえる。そして、法人化以降も変更の無い大学は家計基準についてはこの通知内で定められた数値が現在も使われてい

財務省(2012)の調査から、法人化以降の授業料免除の選考基準等が大学間で差が存在し、どのような差が生じたかもある程度は明らかにされていた。しかし、特別控除の具体的な額や項目、学力基準の具体的な数値等は触れられず、詳細について不明な点も多い。また、基準が変更されたことで対象となる世帯収入の上限等、具体的にどの程度の差が生じたのかも不明である。さらに、2012年から5年が経過した現在、さらに何らかの改定が加えられた可能性も考えられる。そこで、今回、全国の国立大学間における授業料免除制度の運用における差異について、より詳細な項目での比較を行い、各大学間における差をより明確にしていきたい。以下、本章ではその調査結果等について論じていく。

◎調査手段・・・各大学が公表している 2017（平成 29）年度版の授業料免除に関する資料(学則や大学ホームページで公開されている要項)から学力基準、家計基準等を読み取り、いくつかの項目に分類、集計し比較を行う。なお、学則に記載なく、要項等も公表していない場合は詳細不明としたため、全ての大学の実態が明らかになったわけではない。

以下では、学力基準、家計基準等を読み取り、授業料免除の運用に用いられている基準や規則などを項目ごとに分類、集計した結果を示すとともに、それらの項目に対する補足、及び、分析などを行い各大学間における運用の差や課題について述べていく。調査結果の全容は巻末の参考資料「国立大学授業料免除制度比較表」にまとめてあるので、そちらも参照されたい。

○授業料納付1年以内に 〃 : 3 大学(東京芸術、岡山、徳島大学)

— 13 —

いることが判明した。一定の期間については、授業料納付前の半年以内としている大学がほとんどだったが、東京芸術大学、岡山大学、徳島大学の3大学では、授業料納付の一年以内としており、家計急変者に対し長期的な対応をしている

②各大学で設定されている免除額について

○授業料全額・半額免除を設定（平成13年度の文部科学省の基準と同じ）：**70大学**

○全額・半額に加え、独自の免除額を設定：**11大学**

*独自の免除額の詳細

○授業料の4分の1免除実施：**5大学**(北海道、小樽商科、岩手、愛知教育、九州大学)

○授業料の3分の1免除実施：**4大学**(東北、秋田、筑波、奈良教育大学)

○授業料の4分の3免除実施：**2大学**(福島、兵庫教育大学)

<補足・分析>

各大学で設定されている免除額は、多くの大学で文科省が国立大学法人化以前に定めた額で、授業料の全額・半額としている。ただ、11大学では、全額・半額免除に加え、独自の免除額を設定している大学が確認された。独自額については4分の1免除、3分の1免除と半額免除よりも少額の設定がなされている大学と、4分の3免除を設定し全額免除と半額免除の中間の額を設定する大学が見られた。

実施理由を、4分の1免除を行う北海道大学に確認したところ、少額の設定を加えることで、より多くの学生に免除を与えることができるとのことであった。このことから考えると、より詳細に額を設定することでより多くの学生に免除が可能となったり、学生の家計状況に細かく対応した運用を行えたりすると考えられる。このように一部の大学は学生の経済状況など各大学の実情や免除方針を反映させるため独自額を設定している。

また、大学によって全額免除者、半額免除者の比率が大きく異なっていることが、日本共産党の調査で分かっている(日本共産党2008)。例えば、2008年の室蘭工業大学の全額免除者と半額免除者数の比率が約0対1であるのに対し、滋賀大学では約5対1、徳島大学では1対1となっていた。

室蘭工業大学のように半額免除者数を増やし予算内でより多くの学生に免除を認めるのか、滋賀大学のように全額免除者数を増やすことで全体の免除者数は減るものの、より困窮度の高い学生に支援を集中させるかは大学によって異なっている。

③独自の免除制度の実施（優れた業績を納めた者に対する免除など）

○実施あり：**23大学**((小樽商科、室蘭工業、弘前、岩手、筑波、筑波技術、群馬、東京学芸、東京農工、上越教育、信州、山梨、福井、兵庫、大阪教育大学、広島、鳴門教育、千葉、香川、高知、福岡教育、九州工業、鹿屋体育大学)○特に独自の免除制度なし：**53大学**○詳細不明：**7大学**

<補足・分析>

大震災などの被災者に対する特別免除制度等を除き、独自の免除制度を実施している大学は23大学確認された。実施内容としては入試や学業、研究、スポーツ等で優秀な成績を収めた者に対するものが多い。岩手大学では1～3年時の成績優秀者を特待生として選出し4年次後期分の授業料

を免除している。鹿屋体育大学では運動競技の国際大会等で優秀な成績を収めた学生の授業料を免除している。

また、上越教育大学や鳴門教育大学、福岡教育大学といった教育大学では、現職教員が「大学院休学制度」¹⁶を利用する場合、免除を行う制度がある。

一方、小樽商科大学は判明した中で唯一、経済状況のみを基準として独自の免除制度を実施していた。大学独自の就学支援基金で、予算範囲内で①授業料免除不許可となった者、及び②家計の状況が大学の定める基準以下のものについては学力基準に関わらず4分の1免除を行っていた。

このように、ほとんどの大学で、大学独自に実施する授業料免除は成績優秀者を対象とし、主に優秀な入学者の確保や業績に対する奨励金を目的としたものとなっている。また、教育大学では、教職大学院等で学ぶ現職教員の優遇など大学の区分にそった免除も行われ、大学の実情に応じたものが設定されている。

～学力基準に関するもの～

④ 新入生(学部)に対する学力基準について

○「学力基準を設けている」：29 大学 ○「設けていない」：26 大学

○「詳細不明」：26 大学

*「学力基準を設けている」大学の学力基準の詳細(29 大学中)

○「入試の成績」、又は、「高校の評定平均値」のいずれかを満たすこと：21 大学

○「高校の評定平均値」のみが学力基準の対象：7 大学

○「入試の成績」のみが学力基準の対象：1 大学(九州大学)

・高校の評定平均値を学力基準とする大学の詳細(28 大学中)

高校の評定平均値の認定基準が「3.2 以上」：6 大学(弘前大学など)

〃 「3.5 以上」：18 大学(群馬大学など)

〃 「3.9 以上」：1 大学(九州工業大学)

〃 「4.3 以上」：1 大学(鳴門教育大学)

「数値不明」：2 大学 (大阪大学は敢えて公表していないと記載あり)

・入試の成績を学力基準としている大学の詳細(22 大学中)

入試成績の基準が学部・学科(専攻)の「上位 3 分の 1 以内」：5 大学(徳島大学など)

〃 「上位 5 分の 2 以内」：1 大学(山形大学)

〃 「上位 2 分の 1 以内」：13 大学(新潟大学など)

〃 「上位 3 分の 2 以内」：1 大学(九州大学)

「基準値不明」：2 大学

・その他

高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定)の資格で受験した者の取扱を明記している大学：5 大学(群馬大学など)

¹⁶ 大学院修学休業制度：文部科学省 (2016)「大学院修学休業制度」(文部科学省 HP)を以下参照。

「大学院休学制度は教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成 12 年 4 月 28 日法律第 52 号)により制定されており、①公立学校の教員(教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師)で、一種免許状又は特別免許状を有する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため 1 年を単位とする 3 年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、その課程を履修するための休業をすることができる②休業中の教員は、その身分を保有するが、職務に従事しない③休業中、給与は支給されない。」

<補足・分析>

新入生に対する学力基準は、判明しただけでも設定している大学しない大学で大別される。うち、学力基準を設定する 29 大学では「入試成績」と「高校評定平均値」を用いており、多くの大学では入学時にどちらかを満たしていれば、免除の対象者となることが明らかとなっている。

しかし、入試成績のみを学力基準とする九州大学では審査において相対評価が行われ、上位の限られた者のみが免除の対象となる。一方、高校評定平均値のみを基準とする大学では、高校調査書における学校間・地域間格差の調査を行った東北大学の倉本(2015)によれば「調査書には『公平性の確保』を担保できる仕組みがなく、したがって、実態として『適切な能力の判定』には不十分である」と高校評定平均値の不平等さが懸念される。それゆえ、公平な観点から見ると学力基準は入試成績、高校評定平均値の併用がより望ましいといえる。

また、高校の評定平均値の基準値は 3.5 以上が最も多いが、それ以下の大学が 6 大学あった。一方、九州工業大学や鳴門教育大学は 3.9 および 4.3 以上とかなり厳しい基準が設定されている。

入試の成績では、上位 3 分の 2 以内に設定されている大学がある一方で、5 大学では上位 3 分の 1 以内しか免除対象者と認めていない。これは各大学の偏差値及び、受験者の学力等も関係する問題であり一概に評せないが、大学によって入試成績の取り扱いや基準には差があり、免除機会の獲得にも差が生じていることは考えられる。それ以外にも、高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定)で受験した者への取り扱いについて、設定する大学が限られていることも確認された。

以上のように新入生の学力基準の取り扱いには大学間で差があり、一部の成績優秀者にのみ免除が行われている大学も少なからずある。これはすべての大学でニードベースの運用が行われていない実態を浮き彫りにするものである。一方で、学力基準を設けない大学、また近年に学力基準を廃止した大学¹⁷もあり、新入生については家計基準のみで選考を行う取り組みも見られていることから、一部の大学ではよりニードベースでの選考にシフトしている状況も伺える。

⑤ 2 年次以降における学力基準について(学部)

○「学力基準を設けている」：81 大学

○「学力基準を設けていない」：0 大学

*「学力基準を設けている」としている大学の学力基準の詳細(60 大学)

規定単位数および、成績で判定(平均値、GPA)に基づく：49 大学

規定単位数のみで判定：3 大学

成績(平均値、GPA など)のみで判定：6 大学

学力基準を設けているが詳細不明：21 大学 (大阪大学は敢えて公表しないと記載)

・学力基準の審査における成績(平均値、GPA など)の取り扱い(60 大学)

絶対評価に基づき基準値を越えた者を全て選考対象者とみなす：47 大学

相対評価に基づき、免除対象者は成績上位者に限定している：3 大学(*宇都宮大学、徳島大学は学科上位 1/2 以内、小樽商科大学は大学全体の同学年上位 7 割以内)

絶対評価、又は、相対評価いずれかを満たせば対象となる：4 大学 (東京芸術大学、岡山大学、

¹⁷ 三重大学は平成 28 年度から学力基準を廃止と免除要項に記載。

山口大学、鹿児島大学)

成績が規定値以上、かつ、学科の学年成績上位者：1 大学（熊本大学 GPA2.0 以上、かつ、学科上位 1/2 以内の者）

<補足・分析>

2 年次以降の学力基準は詳細不明の大学を除き全大学で設けられていた。その基準はほとんどの大学で単位数と GPA 等の成績によるものであったが、一部は成績のみ、又は、単位数のみとしている大学もあり差が見られた。また、単位数のみとする大学では進級要件分の単位数が緩やかな学力基準となっていた。

成績の取扱いは、絶対評価によって規定値を超えた者を全て免除対象者とする大学がほとんどであった。一方、相対評価に基づき免除対象者を成績上位者に限定する大学が 3 大学確認できた。小樽商科大学は同学年の上位 7 割を対象にしており相対評価による対象の限定は緩やかであるが、宇都宮大学、徳島大学は学科の上位 1/2 以内と比較的厳しく、半数の者は免除対象者に確実にならないことがわかる。また、熊本大学は成績が規定値以上かつ成績上位の者を対象としている。仮に同一学科内に困窮者が多い場合や成績優秀者が多い場合は、必要としている者が免除を受けられない可能性もある。相対評価に基づく実施には検討が必要だと考える。

⑥ 困窮者等に対する学力基準の緩和について

- 学力基準の緩和特例を設定：37 大学 ○緩和特例設定せず：20 大学
- 詳細不明：24 大学

<補足・分析>

母(父)子世帯や生活保護世帯等の困窮者に対する学力基準の緩和についても、大学によって対応が分かれた。学力基準の緩和は新入生、学部生、院生の全てを対象にする大学が多いが、一部で学部生のみを対象を限定する大学がある。緩和の程度は、学部 1 年生では高校評定平均値が 0.3 程度、学部生の成績平均値も 0.3 程度の緩和とする大学が多く、それ以上に低く設定する例は見られなかった。

緩和特例の要件は、家計支持者の死亡や被災などの特別な事情とし、状況に応じて判断を行うとする大学も他に見られた。困窮世帯以外にも本人が障害者の場合には学力基準を緩和すると記している大学も見られた。

小樽商科大学等では母子世帯、生活保護世帯、本人が障害者の場合でなくとも「授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者」については、指導教員からの推薦書があれば学力基準が緩和される。こうして、困窮と学業成績の関係を考慮した運用も一部で行われている。

また、障害者及び困窮者以外への配慮の例として、大阪教育大学では児童養護施設出身者に対して学力基準の緩和が行われている。一方で、東京学芸大学などは、困窮者であっても学力基準を満たすことを前提としており、大学によって配慮や方針については差が見られている。

⑦ 審査に用いられる修得単位、成績の時期区分（前期か前年度か）

- 後期の申請時における学力審査は前年度までの成績等で審査：27 大学
- 後期の申請時における学力審査は学年前期までの成績で審査：28 大学
- 学部1年次は、後期の申請時も高校の評定のみで審査：24 大学
- 学部1年次において後期の申請時は大学の前期の成績で審査：12 大学

＜補足・分析＞

後期分の免除申請の審査に用いられる成績等の基準は、前年度までのものとする大学と、当該学年の前期までとする大学に分かれた。仮に前年度までとした場合、前年度に何らかの事情で十分な成績を修めていない学生は一年にわたって免除を受ける資格を喪失してしまう。一方、申請時までの成績が対象の場合、前年度の成績が不十分だとしても、当該年度前期の成績が改善されれば後期に免除資格を得る可能性があり、困窮する学生が免除を受ける機会は広がっている。そのことから、各期までの成績を判定の基準に用いることが求められよう。

さらに、学部1年次の後期分の免除申請は、高校評定及び入試成績等を審査に用いる大学と、入学後の学部1年次の成績を用いる大学に分かれていた。前者の大学に対してであるが、2年次以降を大学入学後の成績で判断するならば、1年次においても大学入学後の成績で判定することは可能であり、国立大学の授業料免除制度が高校生に十分周知されていない状況の中で、1年次後期の判定においてもなぜ高校評定及び入試成績で判断するかは疑問が残る。大学入学後の困窮学生の免除機会の確保のために改善すべき点である。

⑧「留年等の最短就業年数超過をした学生の取り扱い」

- 留年等の最短就業年数超過者については特別な事情が無い場合申請不可：66 大学
- 詳細不明：15 大学
- *超過については一年以内であれば申請可能：3 大学(北海道、静岡、三重大学)
- *超過については休学を含まないとしている大学：7 大学*特別な事情がある場合の超過でも、1年以内に限ると明記：14 大学

＜補足・分析＞

留年等の最短就業年数超過者は、ほとんどの大学において、病気や長期留学などの特別な事情が無い限り免除申請は不可と規定されている。この特別な事情は担当部局等の判断が大きい、ほとんどの場合、就職活動や進路に依るもの等の個人的な事情は考慮されていない。認められる事情として、大学院生の論文の内容が修学年限以内では分析しきれないと判断された場合が一部である。また、超過については休学を含まないと明記している大学が7 大学あった。最短就業年数に休学を含む大学とそうでない大学に分かれている状況である。

一方、1年以内の超過であれば免除申請可能とする大学も3 大学あり、最短就業年数の超過の扱いには大学間に差が見られた。この点は困窮により学業に取り組めず留年する学生への配慮であるとも考えられ、一年以内であれば申請可とするなど、他においても修学年限超過の扱いについては今後も検討が必要だと考える。

～家計基準に関するもの～

⑨ 家計基準の取り扱いについて

○家計評価について収入基準額、特別控除項目・控除額など法人化以前の文科省基準と全て同等：
12 大学 ○文科省基準とは全て同等ではないが一定程度準拠している：36 大学 ○独自の算出
方法を利用：1 大学(茨城大学) ○詳細不明：32 大学

＜補足・分析＞

収入基準額や特別控除の項目および控除額等の選考基準が、法人化以前の文科省基準と同じであった大学は 12 大学であった。これは、2001（平成 13）年以降、学生の生活状況や景気・物価などの状況の変化があるにも関わらず全く変更を加えていないことを意味する。多くの大学で変更を加えている状況からすると、様々な学生の状況に合わせて各大学で対応が必要とされるだろう。

なお、茨城大学は家計評価に独自の算出方法を利用している。詳細を表せば、免除判定に「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた家計基準を採用している。具体的には保護者等(原則として父母)の市町村民税所得割額の合算額を、学部・院生などの学生区分、および、全額・半額の免除額区分ごとに定められている所得割額の基準(図表 4)に当てはめ、基準額未満であれば免除対象者となる。ここでいう、市町村民税所得割額は以下の式で求められる。

$$(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除}^{18} (\text{寄付金控除等}) = \text{所得割額}$$

基準	所得割額（父・母の合算額）	備 考
I	. 0 円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり必ずしも一致するものではありません。
II	100 円～ 51,300 円未満	
III	51,300 円～154,500 円未満	
IV	154,500 円～304,200 円未満	
		250 万円未満
		250～350 万円未満
		350～590 万円未満
		590～910 万円未満

【図表 4】所得割額の基準

出典：茨城大学 HP 茨城大学における入学料及び授業料の免除・猶予に係る選考基準（2017/12/10 閲覧）

大学側は、申請者自身が免除の適格について判断できるよう、国の高等学校等就学支援金制度¹⁹における基準と同じとし、よりわかりやすく明確な家計基準を採用していると説明している。しかし、この市町村民税所得割額での審査は分かり易いものではあるが、正確に家計を把握するものとは言い難い。総務省(2016)の「市町村税関係資料」によると、障害者控除など、その他の控除項目については文科省基準と同じように設定されているが、世帯の就学者に対する特別な控除は設定されておらず、扶養者控除として一律に控除が設定されている。

同資料によると扶養者控除については 16 歳以上～19 歳未満の者と、特定扶養者控除として 19 歳以上～23 歳未満の者として年齢によって控除額が 2 区分で設定されているが、大学、高校、国

¹⁸ 他に配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、外国税額控除などがある。

¹⁹ 高等学校等就学支援金制度 文部科学省 HP(2014)「高等学校等就学支援金制度について」を以下参照。「旧制度は公立高等学校授業料無償制度。国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満（市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円（モデル世帯で年収約 910 万円）未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給。私立高校等に通う生徒の世帯は、市町村民税所得割額に応じて基本額の 1.5 倍、2 倍、2.5 倍の就学支援金加算され、支給額の判定は図 2-1 の基準で行われる(2.5 倍はⅢとⅣが該当)」

立、私立といったように就学・通学区分に応じた控除額の設定はされていない。一律の控除額も少額のため、就学・通学区分によって変わる家計の支出を反映しているとは言い難い。また、文科省の基準では小学生及び中学生に対する控除が設定されるのに対し、16歳未満の扶養者に対する控除は設定されておらず、世帯に中学生以下の就学者がいる場合の実態が反映されていない。

さらに、市町村民税について一部の市町村は、総務省が定める標準税率を用いず独自の税率を設定している。税率が最も低い名古屋市では5.7%の税率であるのに、税率が最も高い夕張市は6.5%と約1%の差がある。この場合、同じ所得であっても夕張市のほうが免除審査において不利になる。市町村民税所得割額による審査は、わかり易いものだが、就学者の控除設定が不十分であり、税率が市町村で差があることも考えると、家計を適切に反映しているとは言い難い。この点で、各大学に差が生じ、それによって不平等な運用がされていることが懸念される。

⑩ 収入基準額について

○文科省基準を収入基準額としている大学：25 大学

○免除額ごとに基準を設けず文科省が定めた全額免除に係る収入基準額に統一：5 大学(大阪、大阪教育、奈良女子、広島、愛媛大学)

○免除額ごとに基準を設けず文科省が定めた半額免除に係る収入基準額に統一：9 大学(小樽商科、福島、長岡科学技術、福井、静岡、京都教育、神戸、岡山、大分大学)

○独自の収入基準額を設定：9 大学(北海道、帯広畜産、筑波、茨城、埼玉、京都、東京、九州、佐賀大学)

* 独自の収入基準額設定(免除額に応じた設定はせず、基準額は一律)：5 大学(北海道、筑波、埼玉、京都、東京大学)

* 文科省の半額免除に係る収入基準額よりも額を高く設定(基準を緩く設定)：3 大学(北海道、筑波、埼玉)

* 文科省の全額免除に係る収入基準額よりも額を低く設定(基準を厳しく設定)：5 大学(帯広畜産、九州、佐賀大学、東京大学)

○詳細不明：31 大学

<補足・分析>

家計の判定に用いる収入基準額は文科省が設定した基準を利用する大学が多い。また、免除額ごとに収入基準額を設けず、文科省の全額・半額免除に係る収入基準額のどちらかを一律の基準として統一的に採用し、総所得金額が基準額を下回った者から困窮度に応じて全額、半額免除と選別を行う大学も見られた。判明した中では、基準を文科省の全額免除の基準額に合わせて額を引き下げた大学は、財務省(2012)の調査と同じく5大学、半額免除の基準額に合わせて額を引き下げた大学は9大学であった。

収入基準額が全額免除基準に統一されている場合は、半額免除を受ける場合でも文科省の全額免除基準を満たす必要があり、より厳しい家計基準が適用されていると言える。これは、困窮度の高い者を中心に大きな額の免除を与える方針であると考えられる。一方で、収入基準額を半額免除基準に引き下げている場合は、申請者が全額免除の収入基準額を満たさなくとも、当該年度における申請者全体の家計状況の中で相対的に困窮度が高い場合、また大学の免除予算に余裕がある場合に、全額免除を受けることができる。

また、大学独自の基準額を設定している大学もある。これは文科省の半額免除基準よりも収入基準額を厳しく設定している大学、または緩やかに設定している大学に分かれる。帯広畜産大学は、学部生の全額免除に係る収入基準額が文科省の全額免除基準よりも 100 万円ほど厳しく設定されている。九州大学は「全額免除となる場合は、極めて困窮度が高い場合に限定する」と方針を示しており、全額免除の収入基準額はさらに厳しく設定されている。文科省の全額免除基準では 4 人世帯で総所得金額が 175 万円以下と設定されているが、九州大学では 0 円以下(控除前の給与収入で 104 万円以下)となっており、この例で言えば 175 万円厳しく設定されている。半額免除の基準も文科省の全額免除基準より厳しい。4 分の 1 免除も独自で行っているが、これも文科省の半額免除に係る収入基準額と同等となっており、全体的に厳しく設定されている。

東京大学は、免除額に応じた基準額は設定していない。一律の基準を用いて予算や困窮度に応じて額を振り分けているが、この基準額は学部・大学院修士の学生については、世帯人数に関わらず文科省の半額免除基準よりも厳しく設定されている。ただ、全額免除基準と比べると 28 万円高く(緩やかに)設定されており、対象とする困窮度合いは独自のものとなっている。

一方、埼玉大学などは、文科省の半額免除基準額よりも高く(緩やかに)設定されており、困窮度の高さに応じて免除額が決まるようになっていた。これは大学全体の申請者の状況や大学の予算状況にも左右されるが、申請者の総所得金額が高い場合でも免除を受けやすい基準設定だと言える。

このように、文科省が 2001 (平成 13) 年に定めた基準を用いる大学もあれば、独自で基準額を設定している大学もあり、大学によって対象とする学生の困窮度(総所得金額)が異なっている。ただ収入基準額を仮に下回ったとしても、免除資格者が多く予算が不足していれば免除が出ない状況もあるため、収入基準額が低くとも免除が出やすい大学とは言い切れない。実際に、免除対象となる収入基準額は各大学の学生の経済状況に左右される側面がある。

⑪ 特別控除の設定について

○文科省の定めた特別控除額、項目を利用：25 大学

○独自の特別控除額を設定：12 大学(旭川医科、弘前、東北、金沢、福井、愛知教育、京都教育、岡山、九州工業、佐賀、鹿屋体育、琉球大学)

○独自の特別控除項目を設定：7 大学(北海道、旭川医科、一橋、愛知教育、鳥取、岡山、琉球)

○文科省の設定よりも特別控除項目が少ない大学：2 大学(広島、島根大学は「長期療養者に対する控除」が設定されていない)

○公開しておらず不明：40 大学

<補足・分析>

総所得金額の算出に用いられる特別控除は、25 大学が文科省の定めた特別控除額・項目を利用している。一方、独自の特別控除額項目を設定する大学も確認できた。独自の特別控除項目を設定する大学は、概ね文科省基準より控除額が多く設定されており、大学によってかなりの額が上積みされていた(表 2-1 を参照)。

図表 5 には、文科省設定額とは異なる特別控除額を設定する大学をまとめている。「障害者がいる世帯に対する控除」は、文科省基準では障害者 1 人につき 86 万円の控除であるが、同項目に独自額を設定する旭川医科、東北、金沢、福井、愛知教育、岡山、九州工業、佐賀、鹿屋体育、琉球

			特別控除額（万円）							
			文部 科学省 設定額	日本学生 支援機構 設定額	旭川 医科 大学	東北 大学	岡山 大学	九州 工業 大学	鹿屋 体育 大学	琉球 大学
世帯 控除	①母(父)子世帯		49	99	99	99	49	49	49	99
	②障害者一人について		86	99	99	99	99	99	99	99
	③多子世帯（子供二人以上で超えた子1人につき）		なし	50	50	なし	なし	なし	なし	なし
就学 者の いる 世帯 に 対 す る 控 除	④小学生1人につき		8	31	31	31	9	30	9	31
	⑤中学生1人につき		16	46	46	46	17	46	17	46
	⑥国公立高校 生	自宅通学	28	39	39	39	31	35	19	39
		自宅外通学	47	69	69	69	53	57	41	69
	⑦私立高校生	自宅	41	88	88	88	45	57	33	88
		自宅外	60	118	118	118	66	78	54	118
	⑧国公立高等 専門学校生	1～3年：自宅	区分	39	区分	39	区分	35	28	39
		1～3年：自宅外	なし	69	なし	69	なし	57	50	69
		4～5年：自宅	36	43	43	43	40	40	40	43
		4～5年：自宅外	55	72	72	72	62	42	62	72
	⑨私立高等専 門学校生	1～3年：自宅	区分	88	区分	88	区分	57	54	88
		1～3年：自宅外	なし	118	なし	118	なし	78	76	118
		4～5年：自宅	60	87	87	87	66	66	66	87
		4～5年：自宅外	80	116	116	116	88	88	88	116
	⑩国公立大学 生	自宅	59	74	74	74	67	67	67	74
		自宅外	102	121	121	121	116	116	116	121
	⑪私立大学生	自宅	101	133	133	133	111	111	111	133
		自宅外	144	180	180	180	159	159	159	180
	⑫国公立専修学 校高等課程生	自宅	17	39	39	39	19	35	7	39
		自宅外	27	69	69	69	30	57	18	69
	⑬私立専修学校 高等課程生	自宅	37	88	88	88	41	57	29	88
		自宅外	46	118	118	118	51	78	39	118
	⑭国公立専修学 校専門課程生	自宅	22	36	36	36	25	25	25	36
		自宅外	62	81	81	81	71	71	71	81
	⑮私立専修学 校専門課程生	自宅	72	102	102	102	79	79	79	102
		自宅外	112	147	147	147	123	123	123	147
	⑯免除申請者本 人に対する控除	自宅	28	23+授業料	23	23	28	28	28	23
		自宅外	72	70+授業料	70	70	72	72	72	70

【図表 5】大学独自の特別控除額の一覧（単位：万円） 出典：筆者作成

では1人につき99万円の控除をしており、文科省基準より13万円多く控除額が設定されている。

また、「母(父)子世帯に対する控除」は文科省基準では49万円に設定されているが、独自額を設定している旭川医科、東北、愛知教育、琉球の4大学では99万円であり、文科省基準よりも50万円多く控除額が設定されている。

続いて、「就学者のいる世帯に対する控除」では、大学によって細かく、そして大きく控除額が分かれていた。旭川医科、東北、愛知教育、琉球大学では、(高等専門学校生に対する控除額を除き)ほぼ同額であった。これらは、文科省基準と比べ「高校・大学」、「私立・公立」といった学校区分及び「自宅・自宅外」といった通学区分によっては、7万円から最大で72万円(東北大学、琉球大学については3〜72万円)多く控除額が設定されており、(申請者本人に対する控除額を除く)ほぼ全ての区分で控除額が高く設定されていた。ただ、申請者本人に対する控除額のみ、文科省基準よりも自宅通学で5万円、自宅外通学で2万円低く設定されていた。

上記以外に独自の控除額を設定する大学では、ほとんどにおいて文科省の収入基準額よりも控除額が高く設定されていた。ただし、増額分は前述の大学に比べ全体的に少なく、一部の項目で文科省基準よりも控除額を少なく設定する場合もあった。例えば、佐賀大学と鹿屋体育大学については文科省基準と同じ控除額を用い、小中学生、高等専門学校生、高等課程等に位置する就学者以外の項目では文科省基準よりも控除額が高く、学校区分、通学区分によって文科省基準よりも1〜15万円多く控除が受けられる運用となっている。しかし、申請者本人に対する控除額と小中学生に対する控除額は文科省基準と同額であり、高等専門学校生1〜3年次、高等学校及び中等教育学校後期課程、専修学校高等課程の者については、全ての学校区分(私立か国公立か)、及び通学区分において文科省基準よりも控除額が低く設定されていた。

岡山大学は高等専門学校生全学年、高等学校及び中等教育学校後期課程、専修学校高等課程の者に対しても文科省基準よりも控除額を多く設定しているが、それら以外の就学者に対する控除額は佐賀、鹿屋体育大学と同額であった。九州工業大学と福井大学は、高等専門学校に対する控除額を除き、就学者に対する控除額は同様に、学校区分、通学区分によって文科省基準よりも2〜20万円多く控除が受けられる。

高等専門学校生は、文科省基準では学年に応じた控除額が設定されていなかったが、大学によっては学年に応じた額が設定されている。高専では「第1〜3学年次」、「第4学年、第5学年及び専攻科」として学年に応じた2区分で段階的に設定されており、これも同様に「私立・公立」、「自宅・自宅外通学」で額が変わる。東北大学、琉球大学はどの学年においても文科省基準よりも控除額が高く設定されており、「第1〜3学年次」については3〜30万円、「第4、第5学年及び専攻科」は7〜29万円多く控除額が設定されていた。高等専門学校生に対する控除の学年区分は、東北、琉球大学以外では、九州工業、佐賀、鹿屋体育、琉球の4大学で設定されているが、この4大学は「第1〜3学年次」の控除額が文科省基準より1〜8万円少なく、一方「第4、第5学年及び専攻科」では4〜8万円多い設定がされている。このように、区分を設けている大学でも差が確認された。

特別控除項目についても独自の設定を行う大学が7大学確認された。例えば、北海道、旭川医科、愛知教育では「多子世帯に対する控除」が設定されている。北海道大学、旭川医科大学では、子ども(就学者、就学前の子、申請者本人含む)が2人を超える場合、超えた人数1人につき50万円が控除され、愛知教育大学では3人を超えた場合、超えた人数1人につき同じく50万円が控除される。

また、一橋、琉球では「申請者本人を対象とする控除」について「自宅外（学生寮）」という学生寮に住む学生への独自の区分が設定されている。一橋大学では通常の自宅外通学者に対する控除額が文科省基準と同じ 72 万円(琉球大学は 70 万円に設定)であるのに対し、自宅外(学生寮)の控除額は 49 万円(琉球大学は 50 万円)であり、通常の自宅外生よりも低額になっている。

鳥取大学では特別控除に「死亡保険金の所得控除（学資負担者死亡の場合）」が設定されている。これは学資負担者が半年以内に死亡した場合、世帯が受け取った死亡保険金から「死亡した学資負担者の配偶者及び子の合計人数×500 万円を上限とした金額」を控除することができる仕組みである。

岡山大学では「(東日本大震災を除く)大規模・広範囲な風水害の被災世帯に対する控除」を設定している。被災から 1 年以内の免除申請においては 160 万円、被災から 1 年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前 1 年に支出した修繕費等に相当する額を総所得金額から控除するとしている。

では、なぜこうした特別控除の違いが生じるのか。この理由について財務省(2012)の調査は、特別控除の改定の際に「(独)日本学生支援機構の基準変更に伴う変更」をした大学が 22 あると記載している。同調査では更なる詳細は述べられていないが、筆者の各大学の比較調査によると、大学ごとに控除額が一致する場合も多く確認できるため、何かが基にされたことは十分に考えられ、多くの大学で大学間もしくは日本学生支援機構の特別控除の基準を参考にした可能性が高いと考えられる。実際、法人化以前の文科省基準は、同時期の日本育英会(日本学生支援機構の前身)が奨学金の家計基準に用いていた特別控除額・項目と大部分で同じであった。2017 年現在の日本学生支援機構(2017)の家計基準における特別控除額・項目を見ても、かつての文科省基準とは異なる控除額を設定する大学の控除額・項目と一致するものが多い。

この詳細を見てみたい。まず、特別控除額についてである。「障害者がいる世帯に対する控除」及び「母(父)子世帯に対する控除」では、文科省基準と異なる控除額を設定する全大学で世帯内の障害者 1 人につき 99 万円が設定されていた。これは日本学生支援機構の設定額と同額であった。通学方法や就学先によって細かく区分される「就学者に対する控除」については、全区分で日本学生支援機構の設定額と同額である大学が東北大学と琉球大学のみであった。ただし、旭川医科大学は、高等専門学校生に対する控除額以外は日本学生支援機構の基準と同額であり、現在の同基準を参考にしていると思われる。高等専門学校生に対する就学者控除について学年に応じた設定を行う大学もあったが、これもまた日本学生支援機構の特別控除額の区分と同じく設定されていた。

しかし、それ以外の大学では「就学者に対する控除」額は細部において異なっている。このことから、日本学生支援機構の基準が一律に採用されているわけではない。しかし、この差は、日本学生支援機構が 2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度までに毎年特別控除額を改定しており、その最新の控除額が各大学で反映されない場合に生じている可能性も考えられる。実際、九州工業大学は家計基準の最終改定が 2014（平成 26）年度であり、改定がしばらく行われていない大学もある一方、東北、琉球大学などは 2017（平成 29）年度にも改定を行っている。

次に、特別控除の項目についてである。「多子世帯に対する控除」は日本学生支援機構の家計基準にも設定されていることから、旭川医科大学、愛知教育大学ともにその家計基準を参考にしたと思われる。しかし、日本学生支援機構の特別控除は子ども 2 人を超える世帯が対象であり、2 人以上につき 50 万円の控除としているのに対し、愛知教育大学は子ども 3 人を超える世帯を対象とし、

3人以上につき50万円の控除としている。このように、運用には多少の違いも確認される。

それ以外の特別控除についてである。日本学生支援機構の特別控除項目に設定されていないものとして、一橋、琉球大学で設定される「自宅外（学生寮）に対する控除」、鳥取大学の「死亡保険金の所得控除（学費負担者死亡の場合）」、岡山大学の「（東日本大震災を除く）大規模・広範囲な風水害の被災世帯に対する控除」がある。これらは、大学側が独自に設定した項目であると考えられる。

以上より、文科省基準と異なる特別控除額・項目を設定する一部の大学は、日本学生支援機構の特別控除の基準を参考に行っている可能性が高い。また、法人化以前の文科省の特別控除額・項目は、同時期の日本育英会（日本学生支援機構の前身）が奨学金の家計評価に用いていた特別控除額・項目と同じであることも確認された。日本学生支援機構では、奨学金支給に係る家計評価に日本育英会時代の基準を用いることは不適合とし、その後に新たな基準を設けたと考えられる。そうであれば、法人化以前の文科省基準を今日の家計評価の基準に用いるのは不適切であり、現在の日本学生支援機構が定める特別控除額が参考されるべきであろう。しかし、日本学生支援機構がいかなる判断で現在の特別控除の扱いを設定し、また変更してきたかは、更に検討が必要である。

日本学生支援機構は1999（平成11）年度の日本育英会時代に設定された特別控除額・項目を2009（平成21）年度に初めて改定したのを皮切りに、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度にかけて毎年改定を行っている。改定内容は「就学者に対する控除額」の引き上げと見直しをはじめとし、「障害者に対する控除額」及び「母（父）子世帯に対する控除額」の引き上げ、「多子世帯に対する控除」の設定、その控除額の引き上げ等を行っている。それらの改定の根拠は、大学授業料の上昇率や文部科学省・財務省との協議内容、奨学生の家計実態の分析、無利子奨学金適格者の収入分布等のデータ、最新の「家計調査年報」、国民年金の障害基礎年金²⁰などとされる²¹²²²³。各年度

²⁰ 障害者基礎年金 日本年金機構(2017)「障害年金」日本年金機構 HP を以下参照。

「障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の者も含めて受け取ることができる年金であり、2017年現在1級の障害については973,100円（月額81,092円）が支給される。奨学金の家計評価における、障害者控除額は99万円と類似した額になっている。」

²¹ 日本学生支援機構(2009)「第2期中間目標期間 事業報告書」

「平成11年度以降同額となっている特別控除額のうち、就学者控除については平成10年度以降の授業料上昇率、障害者控除額については「国民年金の障害基礎年金」に基づき見直しを行い、各々控除額を増額することとした。」「平成24年度は、平成25年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行い、平成26年度入学の予約採用者から適用予定である。」「就学者（小中高高校生）に係る特別控除額の引き上げ（これまでの学校教育費相当分の控除額に学校外活動費相当分を加算）」「平成25年度は、平成26年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行った。（平成27年度入学の予約採用者から適用予定）」「無利子奨学金において、子供が2人を超える世帯について、申込者本人の就学者控除額を引き上げ（有利子奨学金と同様、子供が2人を超えた人数につき、本人の就学者控除額を加算）」

²² 日本学生支援機構(2014)の「平成27年度業務実績等報告書」

「平成27年度事業予算の策定に係る、文部科学省・財務省との協議内容を踏まえ、最新の「家計調査年報」や無利子奨学金適格者の収入分布等のデータに基づき、各世帯の教育費負担の実態に合わせた適切な基準となるよう、以下の見直しを行った」「特別控除（就学者控除額）の見直しが行われ、直近の教育費に係る調査を踏まえ、就学者に係る控除額（中学校以外のすべての学校種に係る控除額）を改定した」「平成28年度事業予算案の策定にあたって文部科学省と財務省が協議した内容を踏まえ、最新の奨学金適格者の収入分布等のデータに基づき、ひとり親世帯や多子世帯が安心して子育てができるよう配慮しつつ、限りある財源を有効活用するために、以下の見直しを行った。（平成29年度入学の予約採用者から適用予定）」「④母子・父子世帯に係る控除額の見直しとして、母子・父子世帯の特別控除額を引き上げ、⑤多子世帯に係る控除額の見直し子どもが二人を超える世帯において、超える人数について控除する額を引き上げ」

²³ 日本学生支援機構(2016)の「平成28事業年度 事業報告書」

「真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、各世帯の教育費負担の実態に合わせた適切な貸与基準とするため、最新の統計データ（平成25年度家計調査年報、平成24年度子供の学習費調査、平成24年度学生生活調査）に基づき、大学等無利子奨学金の収入基準額の引き下げおよび特別控除（就学者控除額）の見直しを行った。」

の経済状況や家計調査に基づき何度も改定が行われており、就学者のいる世帯、多子世帯、障害者のいる世帯等の生活実態を適切に反映する努力がなされていると考えられる。

以上を踏まえると、1999（平成 11）年の奨学金の家計評価に用いる特別控除額・項目と同等であるかつての文科省設定の特別控除額・項目は、今日の授業料免除の家計評価に用いることは不適切であり、最新の家計評価に基づき、就学者のいる世帯、多子世帯、障害者のいる世帯などの生活実態を反映させる改定が求められる。かつての基準を変わらず用いている大学では、本来免除を受けべき学生が免除対象とならない可能性が懸念されよう。

また、日本学生支援機構の特別控除額・項目以外で、独自に特別控除項目等を設定する大学は、より詳細な家計把握をしていると評価でき、授業料免除に伴う今後の大学の家計評価のあり方に示唆を与えるものである。

⑫ 生活困窮者等に対する家計基準の緩和

○緩和特例ありと要綱、学則に記載：9 大学

（旭川医科、弘前、東京海洋、一橋、東京学芸、福井、愛知教育、京都、大分）

○要綱や学則に記載なし：53 大学 ○詳細不明：19 大学

<補足・分析>

母(父)子家庭、生活保護世帯等の生活困窮世帯に対しては、一部の大学で収入基準額が緩和されていた。これらは、学則などで公表されず内規で定められる場合がある。愛知教育大学などは、生活保護世帯であれば世帯の構成に関わらず授業料免除の家計基準を満たすとしており、東京大学では給与所得が 400 万円以下の場合、世帯の構成に関わらず全額免除としている。

⑬ 兄弟等の同世帯の就学者が国立学校で授業料免除を受けている場合の取扱

○免除額に応じて世帯の就学者に対する特別控除額が減額される：48 大学

○就学者の免除額については家計評価に加味しない：15 大学 ○詳細不明：18 大学

<補足・分析>

多くの大学で、兄弟等の同世帯の就学者が国立学校で授業料免除を受ける場合に、その就学者が受ける免除額に応じて世帯の就学者に対する特別控除額が減額されている。一方で、一部の大学では兄弟等の就学者の授業料免除分を家計評価に加味していないことも確認された。

この違いに対する評価は難しいところである。困窮者に手厚い支援がなされるようより厳格で公正に判断するのであれば、兄弟等の授業料免除額は家計評価に加味すべきかもしれない。しかし、授業料免除それ自体が困窮者に対する就学支援であると捉えれば、その額を所得の一部とみなすことは不適切となりうる。

いずれにしても、各大学で算出される総所得金額が異なる現状は、授業料免除適用の不平等を生む原因となるため今後は是正が望まれる。さらに、兄弟等の同世帯の就学者が授業料免除を受けた場合の家計評価に用いられる学校の対象は、家計評価に加味するとする大学全てで「国立の学校のみ」としていた。しかし、今日では国費にて私立大学や公立大学への授業料免除も行われており、それにも関わらず国立大学就学者のみが対象とされている実態は平等な運用であるとは言い難い。

⑭ 奨学金の取扱(独立生計者を除く)

○給付奨学金のみ世帯の総所得金額に加算：34 大学

○奨学金については加算しない：10 大学（小樽商科、宮城教育、お茶の水女子、三重、京都、京都工芸繊維、京都教育、奈良女子、鳥取、九州大学）

○受給状況の申請のみ明記されており、加算するかどうかは不明：16 大学

○詳細不明：21 大学

＜補足・分析＞

給付型奨学金(民間のものも含む)を総所得金額に加算する場合と、一部で加算しない大学がある。給付型奨学金を総所得金額に加味すべきかどうかは、⑬の兄弟等の同世帯の就学者が国立学校で授業料免除を受ける場合と同様に評価が難しい。

また、三重大学などは給付型奨学金を所得に加算しないが、独立生計者については加算としている。岡山大学では貸与型奨学金も収入に加算している。このように、一部の大学で独立生計者が受ける奨学金の取り扱いが異なっていた。

以上のように奨学金を家計評価に用いる大学、用いない大学と分かれ、大学ごとで算出される総所得金額が異なる実態については是正が望まれる。

⑮ 要介護、要支援者の扱い

○要介護認定者を障害者とみなし特別控除の対象としている：20 大学

○要介護者について特に記載のない大学：39 大学 ○詳細不明：23 大学

*障害者と認める要介護の度合いについての詳細

○要介護 2 以上と設定：2 大学（京都、大分大学）

○要介護 3 以上と設定：9 大学（東北、宮城教育、東京芸術、福島、筑波、山梨、神戸、九州教育、琉球大学） ○要介護 5 と設定：1 大学（新潟大学）

○介護度の指定なく、要介護証明書を提出と記載：7 大学

○要支援も対象としている：1 大学（奈良女子大学）

○「長期療養者」に要介護、要支援者を含み、介護費用の自己負担額を特別控除する：30 大学

○申請可能と記載なし：29 大学 ○詳細不明：23 大学

*長期療養者と認定する要介護・要支援の度合いについての詳細

○要介護、要支援者ともに長期療養者と認定：27 大学

○要介護者のみ長期療養者と認定：2 大学（東北、福島大学）

○要介護 3 以上のみ長期療養者と認定：1 大学（宮崎大学）

*要介護者等については「長期療養者」、「障害者」とともに認めている大学：13 大学

＜補足・分析＞

○障害者に対する控除について

介護保険法による要支援認定者及び要介護認定者の扱いについては大学間で差が見られた。まず、要介護者を障害者と扱い障害者控除の対象とする大学が 20 大学あった。介護度等の認定基準については、大学によって障害者と認められる要介護度等に違いがあった。京都大学と大分大学は要介

護 2 以上と設定し、東北大学など 9 大学は要介護 3 以上と設定していた。要介護判定で最も厳しい要介護 5 としていたのは新潟大学のみであった。また、介護度を基準として設定せず、要介護証明書の提出を求めている大学が 7 大学あった。さらに、要介護認定者より介護の必要性が低い要支援認定者についても、お茶の水女子大学は障害者控除の対象としている。

このように、要介護者を障害者として扱う場合の基準は大学ごとで異なっていた。介護度が低く設定されればされるほど、対象の要介護者の範囲が拡大される。そのため、要介護認定者の障害者控除に関する扱いについては、大学によって控除の受けやすさに差が生じていることが指摘できる。

なお、所得税の算出において要介護者等を障害者と扱い障害者控除を適用するか否かという議論が国税庁においてなされている。そこでは「所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第 10 条に限定列举されており、精神又は身体に障害のある 65 歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人などとされ、介護保険法の介護認定を受けた人については、規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず上記の市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります」（国税庁 2017）と言及されている。つまり、65 歳以上の要介護者等は各市町村長によって障害者に準ずる者として認められた場合に障害者控除を受けられる。

このように、所得税法上は市町村長の認定により障害者控除を受けられる場合がありえ（ただし奨学金の選考基準における要介護者の取り扱いについては記載なし）、実際に要介護者等を障害者控除の対象と認めている大学が多くあることが確認された。一方で、金沢大学など一部の大学は要介護者を障害者控除の対象にしていないことも確認された。このような状況は、障害者に対する控除の現状から不適切ではないかと考えられる。

○長期療養者に対する控除について

長期療養者に要介護者・要支援者を含めるか含めないかについても大学によって違いが見られた。

介護度等の認定基準の差は、要介護・要支援ともに長期療養者の控除の対象とする大学が 30 大学と最も多く、東北大学、福島大学は介護度に関係なく要介護者のみを対象とし、宮崎大学は要介護 3 以上と要介護度の指定をしていた。このように、障害者控除の認定と同じく、大学によって認定基準の厳しさには違いが見られ、不均等な運用状況が確認された。

加えて、控除対象となる療養費はほとんどの大学で前年度一年分の自己負担額と定められているが、富山大学では、長期療養者控除について前年度 1 年分の自己負担額全額を対象とする一方、要介護者・要支援者はその 1 割に限定していた。このように控除額の設定についても大学によって違いが見られた。

一方で、長期療養者に対する控除に要介護者を含めない大学も多く見られた。しかしながら、今日の所得税控除においても、要介護・要支援者に係る介護費用は医療費控除の対象となっている状況²⁴があり、また実際に要介護者を含めている大学がある状況を踏まえば、これは是正されるべき状況だと考える。また、要介護者等を「長期療養者に対する控除」および「障害者に対する控除」で取り扱う大学とそうではない大学にも分かれており、この点でも大学毎に違いが生じている。

²⁴ 国税庁「医療費控除の対象となる居宅サービス等の対価の概要」（2017）、以下引用。

「介護保険制度の下で、介護サービス事業者から要介護者又は要支援者が提供を受ける居宅サービスや介護予防サービスの対価のうち、療養上の世話の対価に相当する部分の金額は、医療費控除の対象となります」

⑯ その他の運用上における違い

<補足、説明>

本論文では項目として分類はしていないが、上記項目以外にも制度の運用においていくつかの大学間の差が確認された。

○104 万円を超える収入の扱い

一つが学生本人の給与所得を世帯の総所得金額に含むかについてである。大学によって含む場合もあれば、含まない場合も確認された。まず、給与所得が 104 万円以下の場合には全額控除のため総所得金額に含まれず、ほとんどの学生に影響がない。しかし、学生の給与所得が仮に 104 万円を超えた場合、総所得金額に加算する大学もあれば、加味しない大学もある状況が確認された。また、大阪教育大学など同一生計の就学者に給与所得証明書の提出を義務付ける大学もあれば、申請者本人のみの提出としている大学があった。

○独立生計者の認定基準について

次に、ほとんどの大学において、独立生計者とは認めないこととされていた。これは、学部生については原則として、既婚者や入学前から職に就いていた者等は除く条件である。加えて神戸大学などは、学部生については原則独立生計者と認めないとしたうえで、父母等の所得金額が大学側の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合、また既婚者等であっても親に一定の収入がある場合には、当該学部生を独立生計者として認めないとしている。

大学院生は、①所得税法上、父母等の扶養親族でない者、②父母等と別居している者、③本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ所得証明書が発行される者、④申請者自身が国民健康保険料を支払っている者についてはほとんどの大学で独立生計者と認められている。しかし、静岡大学では上記①～④を満たす大学院生でも(1)孤児（2親等以内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は 20 歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者）、(2)里子（特別の事情により、本人が 2 親等以外の者によって養育されている者）、(3)絶縁状態（両親の失踪、行方不明等による両親との絶縁状態にある、又は、それに準ずるもの）、(4)要扶養家族（本人、又は配偶者が学資負担者で、扶養家族がいる者）、(5)夜間コースの学生、(6)社会人入試合格者でなければ、独立生計者として認められていない。

これについて静岡大学は、その要項上で「独立生計者として申請することに利点はありません」と注意書きをしている。これは、親などに一定の収入がある大学院生が独立生計者となることで本人の所得で免除審査が受けられ、授業料免除を得られやすくすることを、大学側が好ましく考えていないことの証左である。

また、大学院生の独立生計者の認定について琉球大学では、本人の給与収入が 103 万円以下の場合(給与外収入の場合は 77 万円以下の場合)は、父母等の源泉徴収票が必要となり、親の収入も考慮される。一方、金沢大学などの独立生計者の認定については、父母等に関する書類は住民票のみであり、父母の所得に関する証明書の提出義務は無く、親の所得については考慮されない。北海道大学もまた、担当者の回答によると、父母等の所得は一切考慮しておらず、本人にある程度の収入(アルバイトや貸与奨学金等)(特に 104 万円以上などの指定なし)があり、上記①～④の条件を満た

していれば、独立生計者と認めているとのことであった。

大学院生は、年齢的にも社会人に相当し、独立生計者とすることが認められるべきかもしれない。しかし、親の所得が一定程度あり家計に余裕のある大学院生であっても独立生計者となることで免除を受けやすくなるのであれば、大学院生を一律に独立生計者として認めることには慎重な検討が必要である。より平等な運用を目指すならば、独立生計者の認定基準に関する大学間の差異を吟味し、より好ましい運用のあり方にならない各大学で是正を行っていくことが重要である。

○全額免除者、半額免除者数等の割合の設定方法

一部の大学では要項内に全額免除者数、半額免除者数等の割合の設定方法が記されていた。例えば、新潟大学では「広く経済的支援を行うため、免除額は半額免除を基本としており、全額免除は、免除枠に残余が生じた場合に限り、全額免除基準を満たした者の内から免除枠の範囲内で実施」とあり、状況に応じて割合が変わることが示されている。一方で、千葉大学は全額免除者数、半額免除者数の割合を 7 : 3 と固定していた。このように、全額免除者数、半額免除者数等の割合の設定方法が各大学で異なる状況が見られていた。

○説明会、面接等の有無

一部では、学生に対し授業料免除申請に関する説明会を行い、提出書類などについての詳細な説明を行っている大学も確認された。また、学生全員に対して人物の適正審査や家計状況の確認等を目的として面接を行っている大学も見られた。面接については家計急変者等、特別な事情による申請者に限定して行っている大学もあり、大学によっては、より厳格に審査等を行っていた。

○被災者等に対する特例免除

一部の大学では地震等の被災者に対する特例免除等を行っている。この特例は、東日本大震災や熊本地震などが対象であり、東北および九州地方の多くの大学で両地震に対する特例が設定されていた。これら以外にも福岡教育大学や熊本大学などは 2017 年の九州北部豪雨の被災者に、また新潟大学は 2011 年の長野北部地震の被災者に特例免除を行っており、地域の状況に応じ様々な特例がされていた。一方、特定の災害を指定せず、一定期間内の災害救助法による指定や激甚災害認定を受けた災害の被災者を対象とする大学もあり、対応は様々であった。

○資産等について

資産等の申請は多くの大学で不要であるが、神戸大学のみ家計状況書に預貯金及び固定資産を記入し、預貯金が 0 円の場合はその理由を記載する必要があった。資産の証明書等の提出義務はなく選考には用いられていない可能性もあるが、どのように扱われているかの詳細は不明である。

3-2 小括

国立大学の授業料免除制度の運用方法が異なる状況は、法人化以前から問題とされてきた。今回の比較調査によって細部にわたり比較・検討を行い、運用のあり方の違いやその問題点、検討されるべき課題が見えてきた。

本調査で明らかになった問題点は、免除選考における学力評価及び家計評価のあり方が大きく異なる点、そして大学毎に授業料免除の受けやすさに差が生じている点である。これより、経済的な

理由により授業料の納付が困難な者への支援が、大学毎の差異を理由に全体として不平等な運用が行われている状況が浮かびあがる。

第一に学力評価についてである。免除判断を家計評価のみではなく、新入生に対する成績評価の設定有無が異なり、入試の成績上位者のみを対象とする大学がある。加えて、学力評価を絶対評価で行い、基準を満たした者は全て選考の対象者とする大学や、相対評価によって入試成績上位 3 分の 1 以内や、成績平均値上位 2 分の 1 以内等の一部の成績優秀者のみを対象とする大学も見られた。これらは経済的な支援を必ずしも目的としない制度運用であり、ニードベースに基づいた適切な運用とは言い難いと考ええる。また、留年・休学等の扱いは大学毎に異なり、免除機会の獲得のしやすさが均等ではない状況も確認されている。

第二に、学力評価の差異がもたらす問題以上に、家計評価に関する大学間差異の問題がより深刻と考える。授業料免除制度は経済的な理由により授業料の納付が困難な者に対する就学支援制度であるにもかかわらず、家計評価の方法が一律に定められていないことにより、申請者の家計状況を適切に評価しているとは言い難い大学や、真に免除を必要としている者に就学支援が行き届かない恐れを生じさせている。こうした問題を生み出す原因は、大学によって家計の所得として扱うものが異なるため、そして必要経費相当分として世帯の状況に応じ控除される額が大きく異なるためである。同等の家計状況でも、大学毎に免除申請時に評価する世帯総所得と控除額が異なるため、免除の受けやすさに不平等を生じさせているのである。

この問題について、具体的な例を示し考えてみたい。

仮に、次の 5 人（父(家計支持者)、兄(国立大・自宅外通学・授業料半額免除)、本人(国立大・自宅通学)、妹(私立高校・自宅通学)、祖母(年額 38 万円以上の年金受給・要介護 3・年間 30 万円の介護サービス費あり))で構成され、父子世帯である場合を想定してみよう。この想定世帯を、特別控除額、項目等が独自に設定されている①旭川医科大学、②東北大学、そして平成 13 年度設定の国立大学法人化以前の文科省基準を用いている③鹿児島大学に当てはめた場合、各大学における特別控除額の合計は次のようになる。

①旭川医科大学（特別控除額内訳）

・{(父子世帯：99 万円)+(兄(国立大・自宅外通学・授業料半額免除：97 万円)+(本人(国立大・自宅通学)：23 万円)+(妹(私立高校・自宅通学)：88 万円)+(祖母(年金所得に対する控除)：38 万円)+(多子世帯控除：100 万円)}＝特別控除合計額：445 万円

②東北大学（特別控除額内訳）

・{(父子世帯：99 万円)+(兄(国立大・自宅外通学・授業料半額免除：121 万円)+(本人(国立大・自宅通学)：23 万円)+(妹(私立高校・自宅通学)：88 万円)+(祖母(年金所得に対する控除)：38 万円)+(祖母の障害者控除(要介護 3 以上)：99 万円)+(祖母の長期療養者控除(介護サービス分)：30 万円)}＝特別控除合計額：498(468)²⁵万円

²⁵ 括弧内は長期療養者に対する控除額を除いた合計額。

長期療養者の特別控除額については、申請額が控除されるため、世帯の申請額によって大きく異なる。今回は筆者が恣意的に 30 万円を長期療養費として設定した。括弧内の額は家計の申請額等に関わらず、大学側によってあらかじめ定められ、特別の事情があるものに対して控除される基本的な額のみ合計。

③鹿児島大学（特別控除内訳）

・{(父子世帯控除：**49 万円**)+(兄(国立大・自宅外通学・半額免除：**55 万円**)+(本人(国立大・自宅通学)：**28 万円**)+(妹(私立高校・自宅通学：**60 万円**)+(祖母(年金所得に対する控除)：**38 万円**)}
 =特別控除合計額：230 万円

このように、世帯状況によって総所得金額から控除される特別控除額が、大学の運用状況に応じ大きく異なることがわかる。まず①旭川医科大学と②東北大学は、筆者の調査で特別控除額が判明した大学の中では、文科省基準に比べ特別控除額が高い大学である。そのため合計額も高くなった。それに加え、上記の2大学は独自の項目も設けられている。①旭川医科大学は同一世帯内の子どもが2人以上の場合、その超えた人数1人につき50万円が多子世帯控除として控除されている。東北大学は多子世帯控除を行っていないが、要介護者も障害者、長期療養者と認定するとともに、兄弟等の授業料免除分を就学者控除額から減額しないため、より高額になっている。一方で、鹿児島大学は、2001（平成13）年度の文科省基準を維持し、要介護者等の対応等も行われていないため上記2大学と大きな差が生じている。

加えて、上記の3大学では給与収入に対する控除の計算方法(文科省基準と同等)、と収入基準額が同等である。それらを含め計算すると、収入基準額が同額であっても、学部生において半額免除の対象となる年収(給与収入)の上限は、上記の5人世帯の場合、①旭川医科大学では年収1063万円以下、②東北大学では年収1116万円以下、③鹿児島大学では年収848万円以下となる。こうして特別控除額等が用いられ総所得金額が決まるため、免除を受けられる優先度や免除を受けられる年収の上限も大きく異なるが見えてくる。

さらに別の想定世帯で考えてみたい。父母、本人(国立大学・自宅通学)の3人世帯で、各大学の家計評価の計算方法に反映させると、どのような結果になるか。学部生について半額免除対象となる年収の上限は①旭川医科大学と②東北大学では同額の559万円以下、③鹿児島大学についても566万円以下と差は10万円未満であった。したがって、就学者や障害者、療養者等がいない世帯では控除額に差異が生じにくく、免除機会の得やすさはどの大学でもあまり変わらないことがわかる。つまり、特別控除の対象になる者が多くいる世帯では、どの大学に通うのかによって、授業料免除の得やすさについて大きな影響を受けることが言えるだろう。

このような結果となった背景には、旭川医科大学や東北大学が適切な家計状況を捉える取り組みをしている一方で、鹿児島大学が法人化以前の基準から改定を行わず、家計状況を適切に捉える取り組みを行っていないことが挙げられる。

旭川医科大学や東北大学が用いている特別控除額は、日本学生支援機構が奨学金支給に係る家計評価に用いる特別控除額・項目を参考に設定を行っている。それらは家計調査や学習費調査、学生生活調査などを基に日本学生支援機構によって設定されたものであり、学生やその家計等の最新の生活実態を反映したものである。改定を長らく行っていない大学もある一方で、両大学は選考規則、学則等を直近に改定し、近年の学生の家計状況を適切に反映するための対応を行っていると言える。

一方、そうした対応を行っていないために、適切とは言い難い家計評価で、結果的にニードベースに基づかない運用が一部の大学で続いていると言える。適切な運用が行われている大学を参考に

基準の統一等の対応が行われ、全大学でニードベースに基づいた運用が目指されなければならない。特に特別控除額、項目、奨学金の扱い、兄弟の授業料免除の扱い、要介護の障害者・長期療養者認定などの総所得金額の算出に用いる要素について各大学に設定の差がある場合、家計状況によっては免除の獲得のしやすさも大学ごとに大きく異なることがわかっている。こうした家計の特別な事情に係る必要経費は、学生本人の通学先によって負担が変わるものであってはならない。適切かつ統一された基準が各大学において設定される必要があるだろう。

なお、授業料免除を適用する収入基準額は、各大学の学生の実情に応じ設定される余地があることも指摘しておきたい。比較的裕福な学生が多い大学では、収入基準額を緩めることで授業料免除に充てる予算が余らないような設定をすることも可能である。また、設定額によっては困窮度の高い少数に高額の特免を集中させたり、少額でもより多くの学生に免除が行き渡るようにすることも可能である。免除の受けやすさは設定額で変わりうるため、それが不平等を生むこともあり得るが、各大学の方針や申請者の経済状況等も異なるため、収入基準額については各大学で独自設定されることの意義も存在している。

最後に、学力評価についてである。一部の大学で見られる、相対評価で一部の成績優秀者のみを免除対象とする運用方法は、ニードベースに基づいたものとは言い難い。また、大学によって絶対および相対で評価方法が異なる場合、また学力の基準の有無も異なる場合があり、学力評価については不平等な状況が散見される。よりニードベースに基づく運用を行うのであれば、一部の大学で既に取り組みされている新入生の学力基準の廃止や、絶対評価の徹底が望まれる。

以上、本章では大学ごとに家計基準、成績基準の取り扱いが異なり、大学によって授業料の免除の得られやすさに大きな格差が存在していることが明らかになった。また、運用については大学間で統一すべきことも示唆された。では、なぜこれほどまでに運用に差が生じるか。次章ではその問題を明らかにしていく。

第4章 大学側に対する聞き取り調査による制度運用の実態把握

本章では、前章までに明らかにならなかった授業料免除制度の運用における差が生じる原因について、一部の大学に聞き取り及び質問紙調査を行い確認する。また、大学において授業料免除制度がどのように運用されているのか、その運用方針、予算、財源などの細かな実態についても明らかにしていく。

4-1 北海道大学学生支援課奨学支援担当に対する聞き取り調査

まず、北海道大学学生支援課奨学支援担当に聞き取り調査を行った。今回聞き取りを行った同担当は、予算を受け、主に授業料免除の要項等の作成や学業基準、家計基準の選考などの授業料免除の執行実務を行っている。質問、及び、その回答は以下にまとめた。

(質問A)：学業成績よりも家計状況に基づいた運用を重視しているかどうか

(回答A)：家計基準、学力基準ともに満たしていることが前提であるが、経済支援が主な目的であり、困窮者等に対しては学力基準の緩和があるとともに、成績優秀者に対する特例免除は実施していない。成績基準については教授等や理事なども含めた大学の委員会（学生のための委員会）にお

いて、厳しすぎず、適度な値としてGPA2.0と定められている。

(質問B)：免除額等の振り当て方についてはどのように行っているか

(回答B)：免除額ごとに収入基準額を設定せず、独自の収入基準額を一律に適用し、基準額以下で、困窮度の高い者から、全額、半額、4分の1と振り当てる。ただ、割合等は決めておらず、収入基準額を超えた者については原則として全員に対し免除を振り当てている。方法は、まず、全額免除者の最低振り当て人数を設定し、残りの者全員に対し4分の1免除を振り当てる。さらに予算が余っている場合は、4分の1免除者のうち困窮度の高い者から半額免除に振り替えを行う。免除額の振り当ては予算と申請者数により相対的に毎年変わる。

(質問C)：大学独自の設定額である、4分の1免除を行う理由

(回答C)：収入基準額以下の者については全員に対して免除が行えるように、4分の1免除を設定している。設定以前は収入基準額以下の者であっても、全員に対し免除が行えていない状況もあった。

(質問D)：基準額や免除額等の独自の項目などはどのように定めているか

(回答D)：事務職員が何かを定めることはなく、規則として大学の教授や理事などで構成されている委員会（学生のための委員会）での議論を経て、決議がなされなければいけない。委員の判断によるところが大きい。ただ、授業料免除に限った話ではないが、委員会における基礎資料等の作成については事務職員が、一般的に行うため、実際の業務に関わる職員の見識が反映されるとともに、資料作成において他大学の動向を参考にすることはよくある。

(質問E)：定期的に基準の見直し等を行うことは定められているかどうか

(回答E)：特にそういったことは定められておらず、定期的に見直しをするようにはなっていない。改定は委員会、または事務側から意見が出た場合に行うとのことで、授業料免除だけに関わらず、事務職員等が実務上で何か気づくことがあった場合は制度に反映される可能性がある。また、学生、保護者からの問い合わせによる気づきや、学生の世帯の多様性などの、データの蓄積等が大学間の基準の違いに影響している可能性があるかもしれない。

(質問F)：文部科学省から運用にあたって何か制約などが課されているかどうか

(回答F)：特に無し。法人化以降は、選考なども含め運用については文部科学省からの取り決めなどについては特に無く、各大学に裁量が与えられており、北海道大学は4分の1免除などを行っている。しかし、震災等があった場合等のみ、特別な配慮を行うようにとの申し出が文部科学省からある。だが、強制等はされない。ただ、特別にその分の予算が付くことなどはある。

(質問G)：不正などの対策は行っているかどうか

(回答G)：基本的に学生を信用しているが、学生が出す証明書等については学生1人ずつ、詳細に事務職員が確認をしており、昨年度等と大きく収入が異なっている場合など、不明点がある場合は

その都度、確認をしている。また、源泉徴収票だけでなく、課税証明書を必ず提出とし、父母に複数先から収入がある場合も全て把握できるようにしているとのこと申請件数は前期・後期合わせて5000件を超えるため、職員も限られている中で面接などは行う余裕はない。

<考察>

以上が、北海道大学学生支援課奨学支援担当に対する調査結果である。

質問A、B、Cに対する回答を踏まえて述べると、北海道大学は特定の成績優秀者に対する免除は実施せず、経済的な支援をあくまで目的としている。独自の4分の1免除と独自の収入基準額で、原則として収入基準額以下の者全員に免除を与える方針をとり、できるだけ多くの申請者が免除を受けられるよう試みている。

質問Fに対する回答を踏まえると、これは、大学独自の判断だと言える。運用に関して文部科学省側から制約はなく、運用のあり方も指定されず、大学間の運用基準の統率も行われていないことが確認できた。つまり、基準等の設定は大学側の判断に委ねられているということである。北大であれば、教授や理事などで構成される学内委員会がその判断の主体である。この委員会は、授業料免除の運用に関する議題が話し合われるわけではないが、事務職員が実務上で気づくことも議題上げられ、制度に反映される事もあるようだ。事務職員の実務上の気づきが国立大学間の運用の基準の違いに影響している可能性があることも示唆されたと言える。

それ以外にも、北海道大学は申請者数が非常に多く、選考については手一杯な状況で、学生に対する面接等を行うことができないとしていた。そのことから、大学の生徒数や規模などにもよって運用のあり方に差が生じていることも考えられる。

4-2 北海道大学主計課総括予算担当に対する聞き取り調査

次に、北海道大学の授業料免除の予算に関して、主計課総括予算担当に対して聞き取り調査を行った。質問及びその回答を以下にまとめた。

(質問H)：授業料免除の予算はどのように定められているか

(回答H)：予算設定の前段階として、予算が交付される前年度に、次年度の授業料免除に関する運営交付金の算定を行う審査が文部科学省により行われており、大学側が文部科学省に①の授業料収入見込み額や②前年度免除実績(免除額、免除者数、免除額の内訳、申請者の家計状況、被災している就学者の状況)、などを申請し、文部科学省がそれらを参考に、いくつかの積算項目を基にして額を算出した上で、各大学に応じた免除に関する運営交付金が交付されている。大学によって交付金、及び、交付金が授業料収入予定額に占める割合は異なる。

(質問I)：大学によって交付される予算額が異なる点について不平等はないか

(回答I)：大学によって 交付される予算額や、予算額が授業料収入に占める割合は各大学によって異なっているが、前年度の免除実績等に(免除額、免除者数、免除額の内訳、申請者の家計状況など)基づいて予算が配分されるため、各大学の学生の困窮度等がある程度反映しているものであると考えられる。予算自体が十分なわけではないが、予算額や予算額が授業料収入に占める割合自体が異

なっているとしても実情に応じたものであると言える。

(質問J): 博士・修士・学部生ごとに予算を区分けして設定しているかどうか

(回答J): 区分けしておらず、一律の予算で実施しており、困窮度次第。

(質問K): 不足分について独自財源で免除を行っているか

(回答K): 行う場合もあるが、前年度に文科省に申請した見込みよりも当該年度の入学者数が多く、授業料収入が増加した場合は、その増加分に応じて行うこともある。

(質問L): 予算の実施において、関係省庁から指示や制約があるか

(回答L): 具体的指示等は特に無いが、経済的困窮世帯等の学生が経済的理由で就学を断念する事が無いよう配慮すること等の抽象的な念押しはある。また、制約等はないが、近年は予算の申請時に合わせて実施状況等については細かく聞かれており、収入基準額や兄弟の授業料免除の扱い、独自の取り組み、対象としている学生などを文科省側に報告している。

(質問M): 予算が余った場合はどうなっているか

(回答M): 基本的に予算が余らないような運営を行っている。仮に、予算が余った場合は、使用用途を国に申請して認められれば次年度に繰り越すことが可能。

< 考察 >

初めに予算の配分について考察したい。国の定める授業料免除の全体予算は、全国立大学の総授業料収入予定額の何%(平成 28 年度においては 10.8%)と割合が定められていたが、実際の予算の配分は、各大学の来年度の授業料収入見込み額や前年度免除実績に基づいて行われるため、各大学の交付予算の授業料収入予定額に占める割合は異なっているということであった。ただ、これは、各大学の学生の経済状況、免状状況等の実情に応じて配分されており、研究実績や先進的な取り組みなど、授業料免除自体に関係の無い項目によって判断されることはなく、予算額に差がある場合も不平等な取り扱いになりにくいことがわかった。

次に、大学の独自財源による免除は、前年度に文科省に申請した見込みよりも入学者数が多く、授業料収入が増加した場合のみ行っているとのことであった。あくまでも授業料収入等からの支出であるということであった。予算の執行に対する関係省庁からの具体的な指示等は、経済的困窮世帯等の学生については配慮を行うことを求める念押しのようなものとどまり、特に制約・指示等はなく、大学側に一任されているとのことであった。ただ、予算の申請時に合わせて、実施状況等を詳細に聞かれており、収入基準額や兄弟の授業料免除の扱い、独自の取り組み、対象としている学生などを文部科学省側に報告しているとのことであった。文部科学省が大学ごとにおける授業料免除制度の違いについて把握に努めている実態も見えており、今後何らかの対応が行われる可能性も示唆される。

4-3 旭川医科大学学生支援課総務係に対する質問紙調査

次に、北海道大学との比較のために旭川医科大学への調査結果を示す。質問した学生支援課総務係は、授業料免除全体の運用と統括を行う部署である。旭川医科大学の授業料免除制度の概要は、第3章で示したように、日本学生支援機構の奨学金選考における特別控除額、項目(多子世帯など)と同等の特別控除が設定されている。旭川医科大学には直接伺えず、質問紙を送り電子メールで回答を受けた。質問及びその回答は以下のとおりである。

1. 免除の予算や財源について

(質問①)：授業料収入の何%以内として免除限度額等を定めているか。

(回答①)：学部・修士課程分授業料収入の10.8%及び博士課程分授業料収入の12.5%を授業料免除限度額としている。

(質問②)：限度額を定める基準はどのようなものか。

(回答②)：文部科学省からの通知及び本学の指針によって年度毎に決めている。

(質問③)：授業料免除の財源は何を基にしているのか。

(回答③)：文部科学省からの配分額及び限度額に満たない部分の資金に関しては本学の予算を使用している。

2. 選考基準について(学業成績の基準について)

(質問④)：学業成績基準が、新入生は合格者とし、2年次以降も進級者であれば申請可とし、他大学に比べ成績基準が緩やかな理由とは。

(回答④)：学力基準については、本学ではほとんどが必修科目であり、授業担当学会議、教務・厚生委員会の審議を経て単位認定される厳格な成績評価、進級判定を行っていることから進級を以って学業成績基準を満たしているとする。また文部科学省の家計状況を十分考慮するという方針に基づいている。

3. 選考基準について(家計評価額の計算方法などについて)

(質問⑤)：特別控除の「世帯を対象とする控除」は文部科学省が示した額よりも高く設定されているが、なぜ、独自の設定額を設けているのか。

(回答⑤)：昨今の社会情勢を鑑み特別控除額を高く設定している。設定額については日本学生支援機構の「世帯を対象とする控除」を参考にしている。

(質問⑥)：文科省基準には無い「多子世帯に対する控除」を設定する理由は。

(回答⑥)：日本学生支援機構の「多子世帯」に関する控除を参考にしている。

(質問⑦)：給付奨学金を総所得に加算しない大学もある中でそれを加算する意図。

(回答⑦)：給付型は「経済的理由により進学を断念することのないように」という意図で行われて

いる為、総所得に含めても問題ないと考えている。

(質問⑧)：加味しない大学もある中で、兄弟等の授業料免除の有無を選考において加味していることはどう考えているか。

(回答⑧)：兄弟等の授業料免除の有無は、その就学者にかかる支出が大きく変化する要因になるので家計評価に加味することについて問題ないと考えている。

4. 全体的な運用について

(質問⑨)：運用について他大学を参考にしているのか。

(回答⑨)：他大学及び日本学生支援機構を参考にしている。

(質問⑩)：授業料免除の免除額の配分方法について。

(回答⑩)：全額免除該当者と半額免除該当者の両者に、まず半額免除を割振った後、予算残額を全額免除該当者の困窮度の高い順に割振り、全額免除としている。より多くの該当者が免除を受けられるように考慮している。

<考察>

回答は以上である。まず、予算は学部・修士課程と博士課程の2区分で分けしている。北海道大学では、学部、修士課程、博士課程の予算枠は全て共通で困窮度の高い者を優先しているが、旭川医科大学は課程ごとで免除枠が分けられていることが確認された。また、財源は基本的に文科省からの交付金であるが、不足分は大学の独自財源で行っているとのことである。

学力基準は進級要件を満たすことのみとしていた。これは、文部科学省から家計状況を十分に考慮するようにと方針が示されていることによる。

特別控除額及び項目は、昨今の社会情勢を反映させるべく、日本学生支援機構の特別控除を参考に設定しているとのことであった。ただ、それ以外の奨学金や兄弟等が授業料免除を受けている場合の家計の取り扱いは、「支出が大きく変化する要因となると認めている」と大学側独自の判断で行われていた。

全体的な運用として、日本学生支援機構や他大学を参考にしていることもわかった。これを踏まえると、旭川医科大学は、授業料免除の実施において今日の家計状況の適切な把握に努めていることがわかる。

免除額の配分方法も他とは異なっている。まず、最初に半額免除を全員に割り当ててから、予算の残額に応じ全額免除の資格者の困窮度が高い者から全額免除に振り替えるという。

4-4 小括

本章では北海道大学、旭川医科大学の実際の運用状況について調査を行い、大学毎に免除制度の運用に差が生じる原因を追究してきた。その結果、運用に関して文部科学省のから具体的指示や制約等が無いことが明らかになった。また、運用は予算の制定等を除き、大学側にほぼ一任されている状況もわかった。

文部科学省から運用のあり方が示されていない中で、北海道大学の授業料免除制度の運用は、教授や理事などで構成される委員会の判断や事務職員による実務上の気づきに基づいていることがわかった。それ故に、大学ごとで運用に差が出ることは必然であると言える。実際、北海道大学と旭川医科大学では、大学の方針によって予算区分の設定、免除の配分などの運用方法が異なっていた。

しかし、近年では、文部科学省も大学間の授業料免除制度の運用の違いについて把握に努めていることも明らかになっている。文部科学省が現在の問題点を見出し、特別控除額の項目、世帯の収入とみなす項目等全国で不揃いな基準について統一が検討され、ニードベースに基づく限り運用が不適切と言わざるを得ない大学に指導や通知が行われることも今後はあり得るかもしれない。現状においては、家計の適切な把握に努めようとする大学側の独自の努力が、授業料免除制度の適切な運用の鍵を握っている。北海道大学では免除の額を細かく設定し、より多くの学生に少額でも免除を行う配慮をしており、旭川医科大学でも他大学や日本学生支援機構の特別控除額等を参考にしていた。こうした大学の努力が文科省によって把握され、今後の是正に活かされることが望まれる。

終章 ～本論文を通して明らかになったこと～

5-1 結論

本研究では、学生支援として給付型奨学金と同等の効果を持つ国立大学授業料免除制度の意義および国立大学授業料免除制度が抱える課題について検討した。

研究の詳細は、この授業料免除制度が困窮者等の就学支援としての適切な効果を発揮するために、各国立大学によってニードベースの就学支援制度としての運用がなされているかを確認するとこころにあった。そして、これまでの指摘の検討も含めて、国立大学間の授業料免除制度の運用の差について詳細な検討や調査を行った。それによって、これまで明らかにされてこなかった国立大学の授業料免除制度の問題点を明らかにすることができた。

まず、国立大学の授業料免除制度については法人化以前から会計検査院(1884)などによって、大学ごとに運用に差が生じていることが不適切であると問題視されており、文部科学省の高等教育局長通知によって一度は全大学において対象者の選考の方法、基準等が統一されたことを確認しておきた。しかし、それにも関わらず、法人化以降は大学ごとに独自運用となったこと、大内(2012)や財務省(2012)らの指摘で、大学ごとに運用方針や選考基準が大きく異なることを確認した。

それらを踏まえ、第3章では各大学における授業料免除制度の予算や選考基準等の詳細な分析と比較を行うために、大学院大学を除く全81国立大学を対象に授業料免除制度の運用に関する比較調査を行った。

この調査で明らかになったことは、法人化以降、国立大学の授業料免除制度の運用が大きく異なる現状であった。選考方法で言えば、学力評価については、新入生に対する学力審査の有無があり、絶対評価によって一定の基準を越えた学生に対して全て免除申請可としている大学もあった。一方で、相対評価を用いて一部の成績優秀者のみに学力免除の申請を許可する大学もあり、全国比較をすれば不平等であり、ニードベースに基づかない不適切な運用が行われていることが確認された。

次は、家計評価のあり方についてである。授業料免除制度は経済的な理由により授業料の納付が

困難な者に対する就学支援制度である。それにもかかわらず、大学によって、給付型奨学金の扱いをはじめとして、家計の所得として扱うものが異なり、総所得から必要経費相当分として世帯の状況に応じて控除される特別控除の対象となる者(要介護者など)や、その特別控除の額も大きく異なっていた。そのため、同じ家計状況であっても、大学ごとに算出される世帯の総所得に大きな差が生じ、世帯状況によっては免除を受けられる収入の上限が 200 万円以上異なるケースも確認され、免除の受けやすさに大きな格差が生じている実態が明らかになった。この状況は、真に経済的に困窮している学生が免除を受けられない可能性を示唆するものである。

さらに、家計状況の適切な把握のための努力も各大学で異なっていることが明らかになった。例えば、日本学生支援機構は近年の家計調査や学習費調査、学生生活調査などを基に奨学金の選考に用いる特別控除額・項目を頻繁に改定しているが、一部の大学ではそれを参考に選考規則、学則等を直近で改定している。一方で、法人化以前の 2001（平成 13）年に文部科学省が設定した家計評価基準を今日においても利用し続けている大学がある。こうした大学では今日の家計状況を反映できているかは疑問であり、ニードベースに基づき運用されているとは言い難い大学も多く確認された。

このように、授業料免除制度の運用は大学間で差異があり、一部では不適切な扱いがあることも明らかになった。また、大学によって授業料免除の得られやすさに大きな格差が存在している実態も明らかになった。

第 4 章ではそうした差異が生じている背景を大学への聞き取り等から明らかにした。旭川医科大学と北海道大学への調査によると、免除制度の運用について文部科学省からの具体的な指示や制約等はなく、学内の委員会の方針が決定されているということだった。つまり、どういった運用を行うかは大学次第であり、大学側の配慮が足らなければ、外部からは是正されることもなく、不適切な状況のまま運用が続けられてしまう恐れも含んでいるのである。

以上のように、国立大学の授業料免除制度は、大学によって運用のあり方に大きな違いがあり、2001（平成 13）年に設定された基準を使い続けている大学など、不適切と思われる運用を行っている大学も複数確認された。授業料免除の得られやすさも大学間で格差が生じており、困窮者等に対する就学支援制度としては適切とは言えない状況が明らかとなっている。

この現状から、文部科学省が対策等を行わず是正に取り組まないことは問題である。確かに大学ごとに運用上の一定の裁量を設けて、各大学の経済状況に合わせた運用を行う利点も一部では確認されていた（第 4 章を参照）。しかし、免除対象者が一部の成績優秀者に限られている状況、そして、世帯構成によって免除を受けられる収入の上限額が 200 万円以上も異なる状況はあまりにも不平等だと言える。これらの状況は、申請者本人分の就学費を除けば、子どもが多くいることで生じる負担額や、障害者の生活にかかる費用、療養者の治療費など、本人がどの大学に通うとしても変えようがない。また、学生の生活費などを各大学が独自に、かつ適切に捉えられるかといえ、人的にも質的にも難しい問題が示唆されている。

したがって、大学側に裁量を与えることも重要であるが、学生側が受けうる今日的な不平等を是正し、適切な運用に改めるためには、特別控除額や特別控除項目、収入とみなす対象、及び、学力評価における絶対評価の実施などを、文部科学省の責任において基準を統一していく努力が必要である。

また、本研究では、授業料免除制度の各大学の予算は、文部科学省から各大学の免除状況に応じ、比較的平等に配分がなされていることも判明した。つまり、大学が一定の予算を持ち全国的に平等に行える条件整備は行われている。これらも踏まえると、現在のわが国の授業料免除制度とは、高等教育に対する公的支出も少なく奨学金の返還に苦しむ学生も多い現状の中で、国からの予算を基に全国の国立大学において予算上は平等に実施される貴重な就学支援制度と言える。だからこそ、この制度が各大学でますます効果を発揮し、学生の就学機会を保障するよう、ニードベースに基づくより適切な運用が各大学において行われることが望まれる。

5-2 今後の検討課題

最後に本研究が残した課題を述べる。本研究では、各大学への詳細な聞き取り調査を行えず、どのような背景や手順で各大学の運用のあり方が定められているかは不明点も多い。国立大学の比較により運用基準の差異の詳細と、不平等の詳細については明らかにできたが、奨学金や兄弟等が受ける授業料免除分が収入に入ることの是非や、各大学が独自で定める収入基準額や免除額がどういった根拠を基に設定されているかを調査することができなかった。また、家計評価等のあり方は、生活保護認定や奨学金支給における審査等でも用いられているが、授業料免除以外の制度で用いられている家計評価の方法との比較は充分に行えなかった。

そのため本論文では、授業料免除制度における国立大学間の不平等の是正からさらに踏み込み、同制度の理想的なあるべき運用基準を示すことができなかった。あるべき運用基準の検討については今後の課題としたい。

〈参考文献〉

- ・会計検査院(1984)「国立大学における授業料の免除について合理的な基準により実施するよう意見を表示したもの」会計検査院 HP
<<http://report.jbaudit.go.jp/org/s59/1984-s59-0057-0.htm>>(2017/12/8 最終閲覧)
- ・河合塾(2017)「2017 年度 国公立大学 受験料・初年度学費一覧」河合塾HP
<http://www.keinet.ne.jp/dnj/17/gakuhi/k_gakuhi.pdf#search=%27%E5%8F%97%E9%A8%93%E6%96%99%E3%83%BB%E5%88%9D%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%AD%A6%E8%B2%BB%E4%B8%80%E8%A6%A7%27> (2017/12/1 最終閲覧)
- ・倉本直樹(2015)「大学入学選抜における高校調査書」『教育情報学研究』14 巻 pp. 7-10.
- ・厚生労働省(2016)「第 26 回社会保障審議会生活保護基準部会 資料 2 級地制度の在り方の検討」
<http://www.mhlw.go.jp/file/05Shingikai12601000SeisakutoukatsukanSanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/kijun03_2.pdf#search=%27%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95+%E7%B4%9A%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E5%88%86%27>(2017/12/7 最終閲覧)
- ・厚生労働省(2017)「要介護認定に係る法令」厚生労働省 HP
<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo4.html>>(最終閲覧 2017/12/10)
- ・国税庁(2017)「医療費控除の対象となる居宅サービス等の対価の概要」国税庁HP
<<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1127.htm>>(2017/12/10 最終閲覧)

- ・小林雅之(2012)『教育機会均等への挑戦 授業料と奨学金の8か国比較』東信堂、pp. 1・45、105-130。
- ・小林雅之(2010)「国立大学法人化後の経営・財務の実態に関する研究」『国立大学財務・経営センター研究報告』第12号、pp. 85-103。
- ・財務省(2012)「予算執行調査資料(総括調査票)国立大学における授業料減免」
<http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2011/sy2401/2401b_10.pdf>(2017/12/10 最終閲覧)
- ・総務省(2016)「市町村税関係資料」総務省 HP
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000405155.pdf#search=%27%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91%E6%B0%91%E7%A8%8E+%E6%8E%A7%E9%99%A4%E9%A1%8D+%E6%A0%BC%E5%B7%AE%27>(最終閲覧 2017/12/10)
- ・総務省統計局(2017)「家計調査」総務省統計局 HP。
<<http://www.stat.go.jp/data/kakei/>>(2017/12/18 最終閲覧)
- ・鳥居聖(2012)「国立大学法人(国立大学)の授業料免除政策についてー平成22年度データを踏まえて」『日本高等教育学会第15回大会 発表要旨集録』日本高等教育学会。
- ・日本学生支援機構(2009)「大学と学生-臨時増刊号-」日本学生支援機構、p. 114。
- ・日本学生支援機構(2014)『平成26年度学生生活調査』結果の概要」日本学生支援機構 p.1。
- ・日本学生支援機構(2016)「奨学金事業への理解を深めていただくために〔報道等を見て関心を持ってくださった皆様に向けたデータ集〕」 pp. 13-15、日本学生支援機構 HP
<http://www.jasso.go.jp/about/information/_icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s_gorikai2017.pdf>(2017/12/1 最終閲覧)
- ・日本学生支援機構(2017)「日本学生支援機構について平成29年3月」日本学生支援機構 p.13。
- ・日本学生支援機構(2017)「学校毎の貸与及び返還に関する情報」日本学生支援機構 HP
<<http://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/gakkobetujouhou/index.html>>(2017/12/3 最終閲覧)
- ・日本学生支援機構(2017)「日本学生支援機構『特に優れた業績による返還免除』」日本学生支援機構 HP
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/taivochu/gyouseki_menjo.html>(2017/12/1 最終閲覧)
- ・日本学生支援機構(2017)「死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除」日本学生支援機構 HP
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/menjo/ippan_menjo.html> (2017/12/1 最終閲覧)
- ・日本学生支援機構(2017)「業務方法書」日本学生支援機構、pp. 69-71。
- ・日本共産党(2008)『新聞赤旗』2008年12月4日(水)「高い学費、貧困拡大、国立大授業料 免除申請増える」日本共産党 HP。
<http://www.jcp.or.jp/akahata/aik07/2008-12-24/2008122405_01_0.html>
- ・文部省(1985)「授業料免除の取扱いに係る会計検査院の意見表示について」文部科学省 HP
<http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19851221001/t19851221001.html> (2017/12/10 最終閲覧)

- ・文部科学省(2011)「文部科学省事業評価書―平成23年度新規・拡充事業等―、1-4、学習者の視点に立った総合的な学び支援及び『新しい公共』の担い手育成プログラム」

<http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1297367.htm>(2017/12/1 最終閲覧)

- ・文部科学省(2015)「国立大学法人運営費交付金 緊急提言の動きについて 6-2」文部科学省 HP

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2015/12/28/1365606_6_2.pdf#search=%27%E5%AE%89%E5%AE%9A%E7%9A%84%E3%81%AA%E5%9B%BD%E7%AB%8B%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E6%B3%95%E4%BA%BA%E9%81%8B%E5%96%B6%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB+%E6%96%87%E7%A7%91%E7%9C%81%27>(2017/12/1 最終閲覧)

- ・文部科学省(2017)大学等と専門学校への経済的支援の全体像 <参考資料 1 2 >

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/031/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2017/09/04/1394883_3.pdf>(2017/12/2 最終閲覧)

- ・文部科学省 (2016) 「大学院修学休業制度」文部科学省 HP

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuugyou/syuugaku.htm>(2017/12/10 最終閲覧)

【参考資料】国立大学授業料免除制度比較表

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
北海道大学	全額・半額 4分の1 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(学力基準なし) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 *東北、熊本の震災につ いては特例免除あり	◎要項や学則に公表しておらず 不明	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は学部等で定 める標準修得単位数以上を修得 した者で、免除申請時において 通算GPA2.7以上の者 「院生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期は研究科等で定め る標準修得単位数以上を修得し た者で、免除申請時までの修得 科目の学業成績の評定平均値が 2.0以上の者 「博士」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は研究科にお いて優秀と認められた者 *評定平均値は秀：4、優：3、 良：2、可：1とした総和を、修 得した科目数で除した値	◎学力基準の緩和あり (困窮者等に対し) ・母子家庭等特別な 理由があり家計困窮 度が非常に高い場合 は、学力基準を緩和 する事あり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎特になし
北海道教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合	◎要項や学則を公表しておらず 不明	◎要項や学則を公表しておらず 不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎要項や学則 を公表してお らず不明
室蘭工業 大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合	◎要項や学則を公表しておらず 不明	◎要項や学則を公表しておらず 不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎あり *大学院博士 後期課程に在 籍している社 会人学生につ いては授業料 の半額免除を 別枠で設定(卓 越した学生に 対する授業料 免除)
小樽商科大 学	全額・半額・ 4分の1 (特別事業) 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 ③経済的理由により修学困 難と認められる者(授業料 免除特別枠事業のみ)	◎収入基準額については免除額 に応じて設定されておらず、一 定の収入基準額を下回った者か ら予算内で困窮度に応じて免除 額が決定(収入基準額について は文科省の半額免除の基準と同 等) ◎給与所得の控除、特別控除額 についても設定 *給与所得の控除、特別控除額 については全て文科省基準と同 等 *特別控除項目も文科省と同じ	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②前年度に規定単位数以上(2年 次・3年次学生は31単位以上、4 年次は25単位以上)を修得し、 GPAが学年における上位70% 以内 「院生」 ①1年次は学力基準なし ②前年度に規定単位数以上(修 士2年次は16単位、博士2年次は 6単位以上)を修得し、GPA2.1 以上の者	◎学力基準緩和あり ①特別な事情(母子・ 父子世帯で困窮な 者、生活保護世帯、 本人が障害者など) ある場合 ②授業料免除を受け ることで成績が好転 する可能性が高いと 認められ、指導教員か らの推薦書のある者 *(規定単位数を修 得し) ①に該当する者は GPA上位80%以内 に緩和 ②に該当する者は上 位75%に学力基準緩 和(学部) *①及び②の該当者 は院生についても学 力基準緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎授業料免除 特別枠事業あり (小樽商科大学 修学支援基金 が財源) *①免除不許 可となった者、 及び②家計の 状態が小樽商 科大学修学支 援基金運営委 員会の定める 基準以下の者 については、 学力基準に関 わらず、4分の 1免除を受けら れる可能性が あり

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎申請者本人のアルバイト 収入などについては所得証 明提出必要	◎提出書類等無く、家計評価 において無関係	◎給付型奨学金は所得 に計算する *貸与は所得に含ま ないが、家計状況に 記入必要あり	◎要項や学則に公表 しておらず不明	◎「長期療養者に係る 控除」について診療に 係る費用以外の介護に 係る費用、老人ホーム の入所費などは対象外 と明記	*東北、熊本の震災 については特例免除 あり	◎1年まで最短就業 年数を超えても可、 それ以上は病気、留 学など特別な理由な い場合不可
◎要項や学則を公表してお らず不明	◎要項や学則を公表してお らず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎要項や学則を公表し ておらず不明	◎特になし	◎要項や学則を公表 しておらず不明
◎要項や学則を公表してお らず不明	◎要項や学則を公表してお らず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎要項や学則を公表し ておらず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明
◎就学者含め所得の証明書 世帯全員分提出必要	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金を含め学生 の収入については独 立生計者を除き、世 帯総収入に加算しな いと明記	◎収入基準額につい ては、文科省の半額 免除基準と同等 ◎特別控除額や給与 に係る控除につい ても文科省基準と同等	◎特に記載なし	◎特になし	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等による留年休学な どの真にやむを得な い事情がある場合の み可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
帯広畜産大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合	◎全額免除の収入基準額につ いては文科省基準よりも100万円 厳しく設定されている。 ◎特別控除額や給与に係る控除 については文科省基準と同等 *家計評価の基準については学 則に明記	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表してお らず不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎要項を公表 しておらず不 明
旭川医科大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合	◎収入基準額については半額免 除、全額免除とも設定されてお り、いずれも文科省基準と同等 ◎特別控除額の額が(「長期療 養者のいる世帯」、「父母以外 の者で収入を得ている者のいる 世帯」に対する特別控除額は同 等)はばすべての項目で文科省 基準よりも大幅に高く(7~72万 円)、控除額が大きい。ただ、 本人に対する控除額について は、文科省平均よりも少し低く 設定されている。 *「母(父)子世帯に対する控 除」、「障害者一人あたりに対 する控除」についてはそれぞれ 文科省基準よりも50万、13万円 控除額が多い ◎特別控除の対象となる特別 の事情に関して「多子世帯であ ること」という基準があり、子供 (就学者、就学前の子、申請者 本人を含む。)が2人を超える場 合、超えた人数1人につき50万 円追加で控除される。 *「申請者本人に対する控除」 の額についてのみ、「自宅通学 者」「自宅外通学者」ともにそれ ぞれ5万円、2万円低く設定 *給与に係る控除についても文 科省と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以上は進級要件を満た した者 「院生」 ①1年次は前課程等の成績平均 値が3.5以上の者 ②2年次以上は前年度の成績平 均値が3.5以上の者 (博士課程については指導教員 が優秀と認めた者) *成績平均値は「優」5.0、「良」 4.0、「可」3.0、「不可」を0と換 算して算出	◎家計基準の緩和あり *長期療養者、身体 障害者がいる世帯な どの支出が多額とな る特別の事情がある 者で、その者の属す る世帯の1年間の総 所得金額が収入基準 額の110/100以下な ら、特例で免除の対 象	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準の 詳細不明)	◎特になし
北見工業大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項や学則を公表 しておらず不明	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準の 詳細不明)	◎要項を公表 しておらず不 明

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明
◎本人の所得については申請者自身が独立している場合について申請	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮	◎給付奨学金のみ所得に加算	◎収入基準額は文科省基準と同等だが、特別控除額は独自に設定(控除額多め)	◎特に記載なし	◎特になし	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎要項を公表しておらず不明	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要がある	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明	◎要項を公表しておらず不明

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
弘前大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 *東日本大震災については 特例免除あり	◎収入基準額については半額 免除、全額免除とも設定 ・給与所得の控除、特別控除額 についても設定 *収入基準額、給与所得の控除 額、特別控除項目はすべて文科 省と同基準 *しかし、「申請者本人に対 する控除」の額についてのみ、 「自宅通学・自宅外通学」とも に5万・2万円低く設定	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次 高校最終2か年の学習成績評定 の平均値が3.2以上、又は、入 学試験の成績が属する学科・課 程の上位2分の1以内の者 ②2年次以上 申請時までに学部、年次別に設 定されている規定単位数(2年次 学生=卒業所要単位数の1/4、 3年次=2/4、4年次学生=3/4以 上)を修得し、前年度に修得し た単位の成績評価の平均値が 1.8以上 「院生」 ①1年次在学者 大学における成績が優れている 者 ②2年次以上 標準単位数を修得し、成績が優 れている者 *平均値は秀・優を3点、良を2 点、可を1点とした総和を、修 得した科目数で除した値	◎学力基準の緩和あり (困窮者に対し) 「学部生」 *母(父)子家庭、生 活保護世帯等、本人 が障害者の場合につ いては ①第1年次にあつて は高校の評定が3.0 以上に緩和 ②2年次については 平均値が1.7以上に 緩和 ◎家計基準の緩和あり *長期療養者、身体 障害者がいる世帯な どの支出が多額とな る特別の事情がある 者で、その者の属す る世帯の1年間の総 所得金額が収入基準 額の110/100以下な ら、特例で免除の対象	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など 「院生」 ①に加え②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (家計基準について は授業料免除の半額 免除基準)	◎成績優秀な 新入生に対 し、弘前大学 ゆめ応援プロ ジェクトとし て30名を限度 に入学料全額 免除あり ①入学年の3月 に高校等を卒 業見込でかつ 評定平均値4.0 以上の者 かつ、 ②家庭の年間 総所得金額 が、弘前大学 における授業 料免除基準以 下の者 (評定4を超え た者を家計が 厳しい順に適 用)
岩手大学	全額・半額 4分の1 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 *東日本大震災については 特例免除あり	◎要項公表しておらず、学則に も記載なしのため詳細不明	◎学則に記載なく、要項を公表 していないため不明	◎学則に記載なく、 要項を公表してい ないため不明	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困 難で、かつ、学業優秀 である場合(基準不明) *東日本大震災につ いては特例免除あり	◎成績優秀な4 年生に対する 特別授業料免 除あり *学部の4年次 を対象に、1～ 3年次の成績に よって免除者 を選出し、4年 次後期分授業 料を全額免除
東北大学	全額・半額・ 3分の1 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 *東日本大震災、及び熊本 地震については特例免除あ り	◎収入基準額については半額免 除、全額免除とも設定されて おり、いずれも文科省基準と同等 ◎特別控除額の額がほぼすべて の項目(「長期療養者のいる世 帯」、「父母以外の者で収入を得 ている者のいる世帯」に対する 特別控除額は同等)で文科省基 準よりも大幅に高く(7～72万 円)、控除額が大きい。ただ、 本人に対する控除額について は、文科省平均よりも少し低く 設定されている。 *「高等専門学校学生1人あた りに対する控除」については 国公立1～3年次、国公立4・5年 次、私立1～3年次、私立4・5年 次の4区分に細かく控除額を分 類(文科省は国公立高専、私立 高専の2区分のみ)(いずれの区 分においても文科省基準よりも 高く、3～17万円控除額が多い) *「母(父)子世帯に対する控 除」、「障害者一人あたりに対 する控除」についてはそれぞれ 文科省基準よりも50万、13万円 控除額が多い *「申請者本人に対する控除」 の額についてのみ、「自宅通学 者」「自宅外通学者」ともにそれ ぞれ5万円、2万円低く設定 *給与に係る控除についても文 科省と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以上： 31単位に経過した年次を乗じて 得た単位数以上の単位を修得し た者 「院生」 ①指導員等が優秀と認めた者	◎特になし	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困 難で、かつ、学業優秀 である場合(家計基 準については文科省 の半額免除の収入基 準額使用) *東日本大震災、熊 本地震については特 例免除あり	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎給与所得者は源泉徴収票を提出	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮	◎給付奨学金のみ所得に加算	*収入基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等	◎特に記載なし	*東日本大震災については特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎長期療養者控除に関する提出書類内に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額を記載可とあり(1年分)	*東日本大震災については特例免除あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明
◎独立生計者を除き本人含む就学者については所得証明書の提出不要	◎在学証明書又は学生証のコピーのみ提出であり、家計評価には加味しない	◎給付型奨学金のみ所得に加算	◎収入基準額は文科省基準と同等だが、特別控除額は独自に設定(控除額多め)	◎障害者控除に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(1年分)	*東日本大震災、及び熊本地震については特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ、原則1年以内に限り可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
宮城教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合 *災害救助法適用地域に居 住する世帯の学生に対する 特例免除あり	◎学則や要項に家計基準の記載 なく不明	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2 年次以上： 申請時において各学部で定め る卒業要件単位を4で除した値 に、前年度学年に値する数字(2 年次であれば1)を乗じて算出さ れた分の単位を修得した者で成 績平均値が2.5以上の者 「院生」 ①1年次は特になし ②2年次は申請時において、15 単位以上を修得し、かつ、成績 平均値が2.5以上の者 *平均値は「S」・「A」・「B」・「C」 をそれぞれ「4」・「3」・「2」・「1」に 数値化し合計点を総修得単位数 で除して算出	◎学力基準の緩和あり (困窮者に対し) ①生活保護法による 被保護世帯及びこれ に準ずると認められ る世帯(住民税非課 税世帯)に属する者 ② 各基準日の一年 以内において、主た る家計支持者を失っ た者 ①②に該当する者は 学部生の場合は成 績平均値が2.2以上 に、院生については 成績平均値が2.0以 上に緩和	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準不 明) *東日本大震災につ いては特例免除あり	◎特になし
秋田大学	全額・半額・ 3分の1 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合	◎要項等公表しておらず、学則 にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則 にも記載ないため不明	◎要項等公表してお らず、学則にも記載 ないため不明	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準の 詳細不明)	◎特になし
山形大学	全額・半額・ 入学料 (半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合	◎学則や要項に家計基準の記載 なく不明 *特別控除に東日本大震災にか かる被災費用等の控除あり	◎規定単位数と成績 「学部」 ・1年次は①～③のいずれか ①高等学校の評定平均値が3.5 以上 ②入学試験の成績が上位2/5以内 ③高等学校卒業程度認定試験合 格者または大学入学資格検定の 合格者のいずれかに該当する者 ・2年次以上は学部ごとに定めら れた規定単位数と評定平均値に 基づく 「院生」 ①1年次は学部における評定平 均値が1.90以上 ②2年次以上は各研究科ごとに 定められた規定単位数と評定平 均値に基づく *平均値は(優、S及びA)を3、 (良及びB)を2、(可及びC)を1 点と換算し合計点を総修得単位 数で除して算出	◎学則や要項に家計 基準の記載なく不明	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準不 明)	◎特になし
福島大学	全額・半額・ 4分の3 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、か つ、学業優秀と認められる 場合 *東日本大震災については 特例免除あり	◎免除額に応じた収入基準額は 設定していないが、一律に文科 省の半額免除基準を免除基準に 適用している。 ◎給与所得の控除、特別控除 額、特別控除項目についても文 科省基準に準じている	「学部」 ①1年次生は高校の評定が3.5以 上、又は入学試験の成績が所属 する学類において上位2分の1以 内 ②2年次以上 申請時修得単位数が2年次＝ 21、3年次＝54、4年次＝90単位 以上であり、かつ、当該修得 科目数の70%(夜間主コースは 60%)以上が「B」以上の成績で あること(4段階評価でBは上か ら3番目) 「大学院」 ①1年次生 大学で修得した科目数の70%以 上が「良」または「B」以上の成績 ②2年次以上 申請時修得単位数が修士＝16、 博士2年次＝6、3年次＝10単位 以上であり、かつ、当該修得科目 数の70%以上が「良」(4段階評価 で良は上から3番目)以上の成績	◎学力基準の緩和あり (困窮者に対し) *母子家庭、生活保 護世帯等について は、修得単位数を除 く「学力基準」が若 干、緩和される場合 もあり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など 「院生」 ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準不 明) *東日本大震災につ いては特例免除あり	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎独立生計者を除き本人含む就学者については所得証明書の提出不要	◎在学証明書又は学生証のコピーのみ提出であり、家計評価には加味しない	◎奨学金に関しては提出書類等なく、所得に含まない	◎学則や要項に家計基準の記載なく不明	◎障害者控除に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(1年分)	*災害救助法適用地域に居住する世帯の学生に対する特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載ないため不明
◎独立生計者を除き本人含む就学者については所得証明書の提出不要	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ所得に加算	◎学則や要項に家計基準の記載なく不明	◎特に記載なし	*特別控除に東日本大震災にかかる被災費用等の控除あり	◎病気、留学など特別な理由がない場合不可(休学は含まない)
◎兄弟(就学者含む)、本人の所得証明書提出必要	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ所得に加算	*収入基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等だが、免除額に応じて基準は設定しておらず	◎障害者控除に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(1年分)(要支援認定は不可)	◎東日本大震災については特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ、原則1年以内に限り可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
茨城大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(新入生は授業 料納付前1年以内) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 *東日本大震災の被災者、 および、平成23年3月以降に 指定された災害救助法適用 地域における被災者につ いては特例免除あり	◎「課税証明書」の市町村民税 所得割額に基づいた、家計基準 を採用 *保護者等(原則として父・母) の市町村民税所得割額の合算額 を大学が定めた「所得割額段階 表」に基づき、段階的に分けた 後、大学独自の判定基準に基づ いて免除者、免除額選考 ◎判定基準については市町村民 税所得割額(父母の合算額)に基 づき、学部生であれば、所得 割額が0円以下であれば全額免 除、100円～51300円以内であ れば半額免除となる。院生につ いては学部生よりも基準額が緩和 されている。 *市町村民税の算出に当たり、 各家庭によって控除額等が異な るためあくまでも目安だが、モ デルケースを記載あり。 学部生については年収250万以 下程度であれば全額免除、年収 250～350万円程度で半額免除と 目安を記載 *文科省が定めた家計評価額の 算出方法と異なり、特別控除な どはなし	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以降 前年度において規定単位数(2年 次は31単位、3年次は62単位、4 年次は93単位以上)を修得し、 前年度の成績平均値が2.5以上 の者 「院生・修士」 ①1年次は学力基準なし ②2年次 前年度に10単位以上を修得し、 前年度成績平均値が2.5以上の 者 「院生・博士」 ①1年次は学力基準なし ②2年次 前年度に4単位以上修得し、前 年度成績平均値が2.5以上の者 ③3年次 前年度に8単位以上を修得し、前 年度成績平均値が2.5以上の者 *成績平均値は5段階評価で 「A+」を4点、「A」を3点、「B」 を2点、「C」を1点に換算し、合 計点を総修得単位数で除して算 出	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者など 「院生」 ②経済的理由により 入学料の納入が困難 で、かつ、学業優秀 である場合(基準不 明) *東日本大震災の被災 者、および、平成 23年3月以降に指定 された災害救助法適 用地域における被災 者については特例免 除あり	◎特になし
筑波大学	全額・半額 3分の1 入学料	◎以下のいずれか ①授業料納付6か月以内に 家計支持者が死亡、失職、 災害を受け授業料の納付が 著しく困難な場合、これに 準ずる場合(学力基準なし) ②経済的理由によって授業 料の納付が困難であり、かつ、 学業優秀と認められる 場合 ③優れた研究業績を上げた 大学院博士課程の学生(特 別免除)	◎収入基準額については半額免 除のみ設定 *大学独自の基準を設定して おり、文科省の半額免除と同程度 に設定。 *特別控除については設定され ているが、項目、控除額につ いては不明 *全額免除については予算の都 合で認定基準に変動があるため 設定していないとのこと	◎修得単位数及び成績の平均値 に基づく (新入生は学力基準なし) 「学部生」 ①2年次以降は31単位に入学か ら経過した年次を乗じて得た単 位以上の単位の修得者で平均値 3.2以上 「院生」 ①修士2年は15単位以上かつ平 均値3.2以上 ②博士2年は6、3年は12単位 以上かつ平均値3.2以上 *成績の平均値は習得単位をA +、Aは5点、Bは4点、Cは3点 に換算して合計し、合計点数を習 得単位数で割って求める	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明))	◎あり (特別免除・3分 の1免除) *優れた研究 業績を上げた 大学院博士課 程の学生(日本 学術振興会特 別研究員に採 用された者)に 対し全額・半額 免除
筑波技術大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	◎以下のいずれか ①入学試験の成績が特に優 秀な場合、各期ごとの授業 料の半額が免除。また、学 長表彰を受けた場合に、半 期分の授業料の全額が免除 ②経済的理由によって授業 料の納付が困難で、かつ、 学業優秀と認められる場合 ③半年以内に災害により学 資負担者の死亡または行方 不明、学生又は学資負担者 の家屋の全壊・全焼、全部 浸水、半壊、半焼等の被害 を受けた場合	◎学則に記載なく、要項を公表 していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表 していないため不明	◎学則に記載なく、 要項を公表していな いため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に 家計を支える人の死 亡や被災などで入学 料の納付が著しく困 難な学生、及びそれ に準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理 由により入学料の納 入が困難で、かつ、 学業優秀である場合 (基準不明)) ②東日本大震災によ る災害救助法適用 地域で被災した学資 負担者の家屋が、全 壊・全焼・半壊・半焼・ 全部浸水の被害を受 けた者。	◎あり 社会人学生に 対し授業料半 額免除

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎独立生計者以外は保護者等(父・母)の「課税(非課税)証明書」のみ提出	◎独自の選考方法のため、提出する必要なく、選考にも考慮されない	◎奨学金の受給状況については証明書提出必要(選考に当たり利用するかは不明)	◎収入基準額等によらない、z市町村民税の所得割額に基づいた独自の選考方法を行っている	◎収入基準額等によらない、市町村民税の所得割額に基づいた独自の選考方法を行っているため不要	* 東日本大震災の被災者、および、平成23年3月以降に指定された災害救助法適用地域における被災者については特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ、原則1年以内に限り可
◎本人及び就学者のアルバイト収入は選考に用いられない	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ収入に加算	◎あり(収入基準額のみ公表)	◎障害者控除については(要介護3以上)を認定	・罹災証明書に基づく特別控除のみ ・家計急変者への措置あり	◎①休学により、卒業(修了)期が延長 ②留学により、卒業(修了)期が延長 ③病気、障害等で卒業(修了)期が延長 ①②③の場合は1年以内に限り申請可能
◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎大震災等の特例免除あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
宇都宮大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①主たる家計支持者が、東北地方太平洋沖地震、長野県北部地震および熊本地震による災害救助法の適用地域に居住している場合または居住していた場合で罹災証明書が発行される場合、及び福島原発事故の警戒・避難準備・避難区域の居住者 ・家計支持者が、東日本大震災等により死亡または行方不明となった者。 ②経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ③授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定 給与所得の控除、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省の定めた基準と同じ	◎修得単位数及び成績のGPA、平均値に基づく(新入生は基準なし) 「学部生」 ①各学部で定めた卒業に必要な修得単位数の4分の1以上を修得し、前年度の年度GPAの成績順位が当該学科(課程)において在籍者の上位2分の1以内である者 「院生」 ①修士2年次は平均値2.0以上 ②博士2年次以上は指導教官の推薦された者 *成績の平均値は習得単位を秀4点、優は3点、良は2点、可は1点に換算して合計し、合計点数を習得単位数で割って求める	◎学力基準の特例あり ・母子家庭・父子家庭・生活保護世帯等 経済的困窮度が著しく高く特別な事情のある場合は、学務委員会会の承認を得た者に準ずる ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特になし
群馬大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②各期ごとの授業料の納期前6月以内(新入生の場合は、入学前1年以内)に学費負担者が死亡し、又は学費負担者が風水害等の災害を受けた者、及びそれに準ずるもの *東日本大震災で罹災し学費の納入が著しく困難であると認められた者	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	「学部生」 ①1年次は高等学校の評定平均値が3.5以上、または、高等学校卒業程度認定試験合格者及び、大学入学資格検定の合格者(母子家庭特例は3.2以上) 「院生」 出身大学修得単位数のうち「良」以上が65%以上の者(母子家庭特例は60%以上) *学部、院生2年次以上については詳細不明	◎あり ・母子家庭・父子家庭は学力基準緩和	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 ②東日本大震災で罹災し学費の納入が著しく困難であると認められた者 *院生のみ ③経済的理由によって授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も申請可	◎あり 優秀な学生の確保や学修意欲の向上を図るため成績が特に優秀な学生に対して授業料を各期分免除する制度あり(学部院合わせ40名程度) ①入学者選抜試験の結果、前年度に修得した科目を基に算出したGPA、学生表彰に定める基準に該当する学生などが基準
埼玉大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、一律に設定、困窮度が高いものから免除 ①大学独自の基準を設定しており、文科省の半額基準よりも11万円、学部、院ともに高く設定 ②特別控除の項目については文科省基準と同じ、控除額は不明 *全額免除については設定なし	◎修得単位数と成績に基づく ①標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B(良)」以上の評価(単位数)が60%以上あること(生活保護世帯等の特別な事情がある者のみ、指導教員等の推薦により50%以上でも基準内として扱い) 「学部生」 ②1年後期=16.2年前期・後期=31・47、3年前期・後期=62・78、4年前期・後期=93・109単位以上(教育学部のみ少し異なる) *大学院生については詳細不明、要綱に記載なし	◎あり ・生活保護世帯等の特別な事情がある者のみ、指導教員等の推薦により50%以上でも基準内として扱い	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合	◎成績優秀者に特別免除あり
千葉大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③東日本大震災・熊本地震で罹災し学費の納入が著しく困難であると認められた者	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省と同じ	◎修得単位数及び成績の平均値に基づく(新入生は学力基準なし) 「学部生」 ①標準修得単位数を修得し「秀」「優」を3.0、「良」を2.0、「可」を1.0とし、取得科目の平均値が2.0以上(母子家庭、生活保護世帯等は平均値1.9以上に緩和) 「院生」 ・学部生と同基準	◎学力基準の特例あり ・母子家庭、生活保護世帯等は平均値1.9以上に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎なし 本人及び就学者については所得証明証など提出する必要なし	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ加算	◎特になし(文科省基準)	◎特に記載なし	◎大震災等の特例免除あり	◎病気、留学など特別な理由ない場合不可
◎本人の就業状況書にアルバイト代記載、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎収入に加算する * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型のみ加算	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎特に記載なし	◎東日本大震災の特例免除あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収書等提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については本人の収入状況に記入必要で収入に含むとの記載あり	◎あり(収入基準額)	◎特に記載なし	◎震災等の控除のみ	◎病気、留学など特別な理由ある場合は超過1年以内に限り申請可
◎本人の就業状況書にアルバイト代記載、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型は収入と抜くと記載	◎特になし(文科省基準)	◎特に記載なし	◎大震災等の特例免除あり	◎病気等による休学や留学など特別な理由ない場合は不可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
東京大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③東日本大震災及び熊本地震により、被災した場合は、申請資格の有無等について個別に対応	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困難度が高いものから免除 ◎給与所得の控除、特別控除額についても設定 *収入基準額については独自に設定(文科省の全額免除基準よりも28万円高く設定) *給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省と同じ	◎主に規定単位数と成績(新入生は学力基準なし) 「学部生」 ①第2年次は成績が「優の単位数+良の単位数≥可の単位数+10」の者 ②第3年次は前期課程の修得すべき科目(基礎科目、総合科目及び主題科目)を修得した者で、その成績が「優の科目数+良の科目数≥可の科目数+5」の者 ③第4年次以上は各学部で定められた成績基準により判定し、優秀と認められる者 「院生」 ①各研究科において、成績及び研究業績などを判定し、優秀と認められる者	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特にないが給与所得400万円以下の世帯については全額免除対象となる
東京医科大学 歯科大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省と同じ	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 高校の評定が3.5以上、又は入学試験の成績が入学者の上位1/3以内 ②2年次 前年度修得単位数合計のうち、「A+」、「A」又は「B」の取得が60%を超えること ③3年次 1、2年次の修得単位数合計のうち、「A+」、「A」又は「B」の取得が60%を超えること ④4年次 3年次の修得単位数合計のうち、「A+」、「A」又は「B」の取得が60%を超えること。 ⑤5年次 3・4年次の修得単位数合計のうち、「A+」、「A」又は「B」の取得が60%を超えること ⑥6年次 3・4・5年次の修得単位数合計のうち、「A+」、「A」又は「B」の取得が60%を超えること。 ①標準単位を修得し指導教官が優秀と認めるもの ②新入生は入試上位3分の1の者か前課程で「秀」、「優」又は「良」の取得が50%以上	◎あり(困窮者に対し) 「学部生」 *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高い者については、第1年次にあつては高校の評定が3.2以上に緩和。 また、入学試験成績が入学者の上位1/2以内なら申請可 *第2年次以上にあつては成績基準が50%程度以上に緩和 「院生」 *1年次にあつては成績基準が45%以上に緩和。また、入試の成績が上位1/2以内でも申請可 *第2年次にあつては第1年次の単位を修得し、かつ、指導教員等が成績優秀と認めれば、免除等の対象とすることができ。	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特になし
東京外国語大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除についても設定 *基準額、給与所得の控除については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省と同じだが、額については不明	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 高校の評定が3.5以上 ②前年度までの累加成績が、2年次26、3年次58、4年次94単位以上及び、修得単位数のうち「優・良(S、A、B)65%以上 「院生」 ①前年度成績においてAが65%以上 1年次は前課程の成績基準で65%以上	◎学力基準の緩和あり (困窮者に対し) 「学部生」 *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、第1年次にあつては高校の評定が3.2以上に緩和。 *第2年次以上、院生にあつては成績基準が60%以上に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収書等提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎提出書類なし 有無に関しても記載必要なし	◎奨学金については 受給状況を申請する 必要あり	◎あり(独自の収入 基準額) ◎給与収入のみの場 合は収入金額400万 円以下は全額免除と なる可能性ありと記 載	◎特に記載なし	◎大震災等の特例免 除あり	◎病気・休学・留学等 の真にやむを得ない 事情がある場合のみ 可
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収書等提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金については 受給状況を申請する 必要あり	◎特になし	◎特に記載なし	◎震災等の控除のみ	◎病気・留学等の真 にやむを得ない事情 がある場合のみ可
◎就学者については証明書 など提出不要	◎収入に加算する * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金については 受給状況を申請する 必要あり	◎特になし(文科省 基準)	◎特に記載なし	◎震災等の控除のみ	◎、病気・留学等の 真にやむを得ない事 情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
東京学芸大学	全額・半額・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者	◎収入基準額等については公表されていないが、年収の目安を公表しており、目安から計算すると文科省の基準と異なるため、独自で基準を設定していると考えられる。 ◎全額、半額免除と免除額によって基準額を設定しておらず、大学設定の基準を下回ったものから、全額、半額と免除決定 (試算に基づく収入基準額は文科省基準より5万円低く設定されており厳しめ) ◎特別控除の項目、額については不明	◎規定単位数と成績 「1年次」 ①出身高校の評定平均値3.2以上 ②高校卒業程度認定試験合格点数の換算値3.2以上 ③自分が属する選修・専攻での入学試験成績順位上位1/3以上のいずれか 「2年次以降」 2年次 31単位以上修得 S、A15単位以上(4段階評価) 3年次 62単位以上修得 S、A30単位以上 4年次 93単位以上修得 S、A45単位以上 「修士」 1年次 前課程でS、A(4段階評価の場合) 2年次 15単位以上修得 S、A10単位以上(4段階評価) 「博士」 1年次 入試上位者又は前課程成績評価係数1.2以上 2年次 入試上位者、又は成績評価係数1.2以上 * $1(S \times 3) + (2 \times 2) + (B \times 1) \div$ 総取得単位数=評価係数	◎特になし 学力基準満たすことが前提とのこと	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎あり 「卓越した学生に対する授業料免除」の実施(大学全体で4名) ①学部2、3、4年、大学院2年次の学生が対象 ②全額免除 * 家計基準を満たし、前年度通年成績の一番優秀な学生を「卓越した学生」として学生委員会で選考 * 文科省からの予算措置によって実施
東京農工大学	全額・半額・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎あり 「成績優秀者に対する授業料免除」 ①6年制の学士課程、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を卒業・修了し、本学博士課程又は博士後期課程に進学する者で学業等優秀と認められる者 * 入学年度の後期授業料免除
東京芸術大学	全額・半額・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付前1年以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) * 東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除額についても設定 * 基準額、給与所得の控除、特別控除額については全て文科省基準と同等 * 特別控除項目も文科省と同じだが、要介護者などについて詳細な区分あり * 生活保護世帯、被爆者がいる世帯は収入基準緩和	◎規定単位数と成績 「1年次」①～③のいずれかの該当者 ①出身高校の評定平均値3.2以上 ②国の行う大学入学資格検定試験に合格 ③自分が属する選修・専攻での入学試験成績順位上位1/3以上 「2年次以上」 ①前年度修得単位が30単位以上 ②「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上または、学年成績が本人の属する学科において上位1/3以内 「院生1年次」 ①又は②を満たした者 ①前課程での「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上 ②自分が属する選修・専攻での入学試験成績順位上位1/3以上 「院生2年次以上」 ①「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上または、学年成績が本人の属する専攻において上位1/3以内	◎学力基準の緩和あり (困窮者に対し) 「学部生」 * 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高くなる者については、成績基準を緩和とのこと ◎生活保護世帯、被爆者がいる世帯は収入基準も緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等) * 東日本大震災・熊本地震に伴う入学科免除もあり	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については申請必要	◎独自(全額、半額と免除額ごとに設定しておらず)	◎該当者は要介護者についての証明書提出あり(控除の取り扱いについては不明)	◎罹災者控除のみ	◎病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明
◎本人の就業状況書にアルバイト代記載、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎収入に加算する * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎所得に関する申請書に給付型奨学金のみ記載必要あり	◎設定は文科省と同じ基準だが収入基準緩和の特例あり	◎介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額を「長期療養者」の項目で控除可能と記載あり ◎要介護認定3～5については障害者とする記載あり ◎要介護3～5については長期療養者控除と合わせて申請できるとの記載あり ◎生活保護世帯、被爆者がいる世帯は収入基準も緩和	◎震災控除 熊本・東北地震に関わる特例免除あり	◎休学期間を除き最 短就業年数を越えた 者は病気・留学等の 真にやむを得ない事 情がある場合以外不 可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
東京工業大学	全額・半額・入学科(半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除についても設定 *基準額、給与所得の控除については全て文科省基準と同等 *特別控除項目も文科省と同じだが、額については不明	◎成績優秀者と記載あり成績証明書提出も必要だが、具体的な数値等については要綱に記載なし	◎学力基準については具体的な記載がなく詳細不明 ◎生活保護世帯、被爆者がいる世帯は収入基準額を緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等) *東日本大震災・熊本地震に伴う入学科免除もあり	◎特になし
東京海洋大学	全額・半額・入学科(半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 高校の評定平均値、又は、入試の成績 ②2年次以降は前年度の成績 「院生」 ①1年次は学部時の成績 ②2年次以降は前年度の成績 *母子・父子世帯、生活保護世帯など経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例として学力基準を緩和する可能性あり	◎あり(困窮者等に対し) 「学部・院生」 *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、成績基準を緩和とのこと ◎風水害等の災害、長期療養者、身体障害者がいる世帯など家計支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合でも特例として基準額に対し10%以内の超過なら免除の対象とすることあり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合 *東日本大震災・熊本地震に伴う入学科免除もあり	◎特になし
お茶の水女子大学	全額・半額・入学科(全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎標準単位数と成績によるとのこと 詳細不明(学則にも記載なし)	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特に記載なし
電気通信大学	全額・半額・入学科(全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎規定単位数と成績(1年次は成績基準なし) 「学部生」 ①GPA1.9以上、かつ ②2年次 前年度31単位以上修得 3年次 前年度62単位以上修得 4年次 前年度93単位以上修得 「院生」 修士2年次 前年GPA2.3以上、かつ10単位以上修得 博士2年次以上 指導教員の推薦者 *困窮者等の特例で GPA1.7以上、2.1以上に緩和	◎あり(困窮者等に対し) 「学部生」 *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、学部生はGPA 1.7以上、修士・院生は1.7以上に緩和。	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の基準と同等)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については収入に加算すると記載あり	◎特になし(文科省基準) * 特別控除額については不明	◎特に記載なし	◎震災控除 熊本・東北地震に関わる特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎所得に関する申請書に本人兄弟のアルバイト代記載必要あり	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については受給状況を申請する必要あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎長期療養者控除に関する提出書類内に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額を記載可とあり	◎震災控除 熊本・東北地震に関わる特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の就業状況書にアルバイト代記載、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎収入に加算する * 兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎本人の奨学金については給付、貸与の別なく所得に含めないと記載あり	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎特に記載なし	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可(留年は1年以内のみ可能)(休学は就業期間に含まないとのこと)
◎本人の所得証明する必要あり、源泉徴収提出必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎在学証明書のみ提出	◎奨学金については受給状況を申請する必要あり	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎特に記載なし	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可(留年は1年以内のみ可能)(休学は就業期間に含まないとのこと)

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和と特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
一橋大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) * 東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除についても設定 * 基準額、給与所得の控除額、特別控除額についてはほぼ全て文科省基準と同等 ◎特別控除項目の「本人についての控除」については「自宅外通学・学生寮」といった区分が設定されており「学生寮」生の特別控除額は通常の「自宅外通学生」の控除額よりも23万円少ない	◎規定単位数と成績(1年次は成績基準なし) 「学部生」①及び② ①A・B・C(4段階評価)の単位数の合計が、本人の取得単位数中70%以上の者 ②2年次 前年度31単位以上修得 3年次 前年度68単位以上修得 4年次 前年度96単位以上修得 「院生」 ①所属研究科の指導教員等が学業優秀と認めた者	◎あり(困窮者等に対し) 「学部生」 * 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、成績基準を60%以上に緩和とすること ◎長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯、被爆者及び被爆者の子弟がいる世帯に関しては家計が収入基準額の10%以内の超過であれば免除対象となる(半額免除のみ)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の半額免除基準と同等) * 東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎特になし
横浜国立大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) * 熊本地震・鳥取中部地震に伴う授業料免除あり	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とすることで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とすることで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とすることで詳細不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除の半額免除基準と同等) * 東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎特になし
新潟大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) * 東日本大震災及び長野県北部地震についての特別免除あり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除、特別控除についても設定 * 基準額、給与所得の控除については全て文科省基準と同等 * 特別控除項目も控除額も文科省基準と同じ	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 高校の評定平均3.5以上、又は所属専攻科の入試の成績上位1/2以上 ②2年次以降は前年度の成績と修得単位数 * 学部によって修得単位数異なるが概ね前年度30単位以上取得が目安、及び「良」以上が65%以上 「修士」 ①1年次は学部時の成績「良」以上が65%以上、又は所属専攻科の入試成績上位1/2以上 ②2年次以降は前年度の成績と修得単位数 * 前年次修得単位のうち「良」以上が65%以上 「博士」 ①1年次は学部時の成績「良」以上が65%以上、又は所属専攻科の入試成績上位1/2以上 ②2年次以上は指導教官が優秀と認めた者	◎あり(困窮者等に対し) 「学部・院生」 * 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、成績基準を緩和とすること	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明) * 東日本大震災及び長野県北部地震についての特別免除あり	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人の収入状況申立書に アルバイト代記載必要あり (本人以外の就学者は不要) *学則に本人の収入も世帯 所得に含むとの記載あり (本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金については 受給状況を申請する 必要あり (給付型については 所得とすると記載)	◎基準額等(ほぼ全て 文科省基準と同一だ が、「自宅外通学・学 生寮」といった独自 の特別控除区分あり	◎特別控除の項目に 「要介護者がいる世 帯」という項目があ り、介護保険適用の 「介護サービス証明 書」が提出書類に明記 されており、自己負担 額を控除として申請可 能	◎震災控除 熊本・東北地震に関 わる特例免除あり	◎病気、留学など特 別な理由ある場合は 超過1年以内に限り 申請可
◎学則に記載なし、要綱に ついては学生に直接配布と のことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱につ いては学生に直接配布とのこ とで詳細不明	◎学則に記載なし、 要綱については学生 に直接配布とのこと で詳細不明	◎学則に記載なし、 要綱については学生 に直接配布とのこと で詳細不明	◎学則に記載なし、要 綱については学生に直 接配布とのことで詳細 不明	*熊本地震・鳥取中 部地震に伴う授業 料、入学科免除あり	◎病気、休学、留学 など特別な理由ある 場合は超過1年以内 に限り申請可
◎本人の所得証明する必要 あり(本人以外の就学者は 不要)(月収8万円以下であ れば源泉徴収書等不要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ 所得に加算(新潟大 学給付の奨学金につ いては加算しない)	◎特になし(文科省 基準)	◎特別控除項目「障害 者のいる世帯に対する 控除」に関する提出書 類に「要介護5」を証明 する「介護保険被保険 者証」と記載あり	◎東日本大震災及び 長野県北部地震につ いての特例免除あり	◎病気、留学など特 別な理由ある場合は 超過1年以内に限り 申請可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
長岡科学技術大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) * 東日本大震災・熊本地震に伴う免除もあり	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困窮度が高いものから免除(文科省の半額免除基準と同等) ◎給与所得の控除、特別控除額についても設定 * 基準額、給与所得の控除については全て文科省基準と同等 * 特別控除項目も控除額も文科省基準と同じ	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 出身学校最終2学年の評定平均3.5以上 ②2年次以降は前年度の評定平均値と修得単位数 ・2年次 前年度修得単位数33以上 評定平均2.1以上 ・3年次 前年度までの累計修得単位数66単位数以上で評定平均2.1以上 ・4年次 前年度修得単位数33以上 評定平均2.1以上 「院生」 ・修士、博士1年次は出身学校最終2学年の評定平均値が2.1以上 ・2年次以上は前年度評定平均2.1以上、及び規定修得単位数取得 * 平均値の計算方法については記載なし	◎あり(困窮者等に対し) 「学部・院生」 * 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、成績基準を緩和とすること	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除基準と同等) * 東日本大震災・熊本地震に伴う授業料免除もあり	◎特になし
上越教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	「学部生」 ①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の予約採用者として認定され本学に入学した者及び2年次以降の同給付型奨学金の適格認定において当該給付型奨学金の給付が継続になった者 ④保護者の当該年度の前年における住民税が非課税の者。 ⑤保護者の当該年度の前年において総収入金額が400万円未満の者 * (③、④、⑤)については全額免除) 「大学院生」 上記①、②及び ③ 大学院修学休業制度等を利用して修学する者 ④教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する修学者 ⑤大学卒業後5年以上の社会経験を有する教員免許状所有者で、入学時における年齢が50歳未満の者 * ③は全額免除、⑤は初年度のみ半額免除	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除基準と同等)	◎あり ①日本学生支援機構の給付型奨学金の予約採用者として認定され、入学した者及び2年次以降の同給付型奨学金の給付が継続になった者 ②保護者の前年度の住民税が非課税の者。 ③保護者の当該年度の前年において総収入金額が400万円未満の者 ④大学院修学休業制度等を利用して修学する者 ⑤教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する修学者 ⑥大学卒業後5年以上の社会経験を有する教員免許状所有者で、入学時における年齢が50歳未満の者
信州大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額等は学則などに記載されていないが、給与所得の目安を公表しており、特別控除額などを引いた試算によると、文科省の半額免除基準額よりも100万円ほど厳しく設定されていると考えられる	◎GPAに基づく (新入生は基準なし) 「学部生2年次以上」 ①累積GPA値が2.40以上の者 「院生2年次以上」 ①修得科目の評定平均値が2.0以上の者を基準該当者とする(法科大学院においては1.8以上) (「秀」「優」3.0、「良」2.0、「可」1.0)	◎あり(困窮者等に対し) 「学部・院生」 * 母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者については、成績基準を緩和とすること	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(文科省の全額免除基準と同程度)	◎あり ・学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められる学生に対して、当該年度の後期分授業料を免除

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎特になし	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎東日本大震災・熊本地震に伴う特例免除もあり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	⑤保護者の当該年度の前年において総収入金額が400万円未満の者	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎東日本大震災・熊本地震に伴う特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の所得証明する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎在学証明書のみ提出	◎奨学金については受給状況を申請する必要あり	◎独自基準の可能性あり	◎特別控除項目の「長期療養者に対する控除」に関する提出書について、介護保険適用の介護サービスについて、利用限度額内の自己負担額を対象とすると記載あり	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
山梨大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *東日本大震災・熊本地震に伴う免除もあり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合 *東日本大震災・熊本地震に伴う免除もあり	◎あり ・特別待遇学生(特待生)の授業料免除(後期分) ①各学部の最終学年に在籍し、学業、人物ともに優秀であると各学部において選考され、学長に推薦された学生対象
名古屋大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明
富山大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *昨今の風水害等による家計急変者の特別免除あり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額については全て文科省基準と同等、特別控除の項目も文科省基準と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」(標準単位の取得者) ①1年次 ・高校の評定平均3.5以上 ②2年次以上 ・規定単位数を修得し、成績平均値2.1以上 「院生」 ①1年次(修士) ・学部成績平均値 2.2以上 ②1年次(博士) ・修士成績平均値 2.2以上 ③2年次以上 ・規定単位数を修得し、在籍課程の成績平均値2.4以上 * (秀の数×4+優の数×3+良の数×2+可の数×1)/総修得単位数=評定平均値	◎特に記載なし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については、授業料免除の半額免除に係る収入基準額と同等の基準を利用)(成績も授業料免除の基準と同じ) *昨今の風水害等による特別免除あり	◎特になし
金沢大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額についてはほぼ全て文科省基準と同等(「障害者1人当たりの特別控除額」が文科省基準よりも13万円多く設定されている)	◎修得単位数のみ 「学部生・修士院生」 ①1年次前期時は学力基準なし ②1年次後期時以降は前期時・後期時ともに、本人の所属する学部・研究科(専攻)ごとに別に定められた基準単位数を修得した者 「博士院生」 ①所属する研究科(専攻)において学業優秀であると認められた者	◎特に記載なし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については、授業料免除の半額免除に係る収入基準額と同額のものを利用)(成績も授業料免除の基準と同じ)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人の所得証明する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎在学証明書のみ提出	◎奨学金(貸与・給付)受給状況申告書提出	◎詳細不明	◎特別控除項目に「要介護認定者がいる世帯(要介護3以上)」という控除項目あり	◎*東日本大震災・熊本地震に伴う免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の所得証明する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎罹災者控除のみ	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明
◎特に記載なし	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金(貸与・給付)受給状況申告書提出	◎文科省と同基準	◎特別控除項目の「長期療養者控除」に関する提出書類内に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額を1割分控除可能との記載あり	*昨今の風水害等による家計急変者の特別免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の所得証明する必要あり(本人以外の就学者は不要)(103万円以下の場合 は源泉徴収書不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については本人の収入状況欄に貸与・給付ともに記入する必要あり	◎あり ①収入基準額、給与に対する控除額は文科省と同基準だが、特別控除の「障害者一人あたりに対する控除」については控除額が文科省基準よりも13万円多い ②特別控除の項目に「就学者のいる世帯で国立の高等学校、高等専門学校、大学等で授業料免除を受けている場合」という区分が設定されていて、兄弟等の就学者が授業料免除を受けていると控除額が減額されることが学則に記載されている(ただ、減額の大きさについては文科省基準と同等)	◎介護認定等は障害者控除の適用外と記載あり ◎「長期療養者の控除」について、介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額(食費等を除く)の領収書を提出可と記載	◎特別控除に係る罹災者控除のみ	◎休学期間の有無に関わらず、標準修業年限を超えて在学している者については、免除を許可しないが標準修業年限の超過が1年以内の者で、病気・留学等のやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
福井大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③大学院入学時成績優秀による授業料免除(各期半額免除)・(家計基準なし) *入試で優秀な成績を納めたものが対象	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困窮度が高いものから免除(文科省の半額免除基準と同等) ◎給与所得の控除については文科省基準と同等 ◎特別控除の項目については文科省の設定と同じであるが、「世帯の就学者一人あたりに対する特別控除額」については12項目全てで、文科省の控除額を上回っている(2万～最大30万程度)上回っており、中学生一人あたりに対する控除額の差が最も大きい) ◎世帯の「障害者一人あたりに対する特別控除額」も文科省基準より13万円多い(それ以外の項目については文科省基準と同等)	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降(医学部以外)・規定単位数を修得し(各期約15単位程)、前学期成績平均値3.0以上 ③1年次後期以降(医学部)・規定単位数を修得し、前学期成績平均値が当該学年の上位4/5以内「院生」 ④1年次前期は学力基準なし ⑤修士1年次後期以降は規定単位数を修得し、前学期成績平均値3.0以上 ⑥博士1年次後期は学期ごとに指導教官が成績優秀と認めた者*5段階評価で「秀・優」を5点、「良」を3点、「可」を1点に換算し、合計を総修得単位数で割り平均値を算出	◎あり 長期療養者、身体障害者がいる世帯など家計支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合でも特例として基準額に對し10%以内の超過なら免除の対象とすることあり *学力基準の緩和はなし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については、授業料免除の半額免除に係る収入基準額と同等の基準を利用)(成績も授業料免除の基準と同じ)	◎あり ・大学院入学時成績優秀による授業料半額免除(家計基準なし) *入試で優秀な成績を納めた者で、5つの研究科から各3名の大学計15名以内が対象
岐阜大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、失職、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎入学料・授業料免除となる控除前の収入限度額の目安のみ公表しているが、控除の試算などをすると文科省の基準に合わないため、独自の収入基準額、特別控除額を設定している可能性あり	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等は不明)	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明
静岡大学	全額・半額・ 入学料(全 額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *東日本大震災・熊本地震に伴う免除もあり	◎入学料・授業料免除となる控除前の収入限度額の目安のみ公表しているが、文科省基準の控除額を差し引くと、文科省設定の半額免除に係る収入基準額に当てはまるため、控除額、収入基準額については文科省基準を用いていると考えられる *特別控除項目の詳細、額については不明	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次前期は学力基準なし(後期はGPA1.5以上) ②規定単位数を修得し(2年次31、3年次62、4年次93単位以上)、累計GPA1.5以上「院生」(規定単位数等なし) ③1年次前期は学力基準なし ④修士1年次後期以降は累計GPA1.8以上 ⑤博士1年次後期以降は累計GPA2.0以上	◎学則に特に規定なし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(入学をもって学力選考は通過とみなす)(家計基準額は不明)	◎特になし
浜松医科大学	全額・半額・ 入学料(全 額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎アルバイト収入状況申立書、及び源泉徴収等を提出する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除額等を考慮 ＊兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金受給申立書に貸与・給付ともに記載必要あり	◎あり ①特別控除の項目については文科省の設定と同じであるが、「世帯の就学者一人あたりに対する特別控除額」については12項目全てで、文科省の控除額を上回っている(2万～最大30万程度上回っており、中学生一人あたりに対する控除額の差が最も大きい) ②世帯の「障害者一人あたりに対する特別控除額」も文科省基準より13万円多い(それ以外の項目については文科省基準と同等)	◎「長期療養者の控除」について、介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額の領収書を提出可と記載	◎特別控除に係る罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項を公表していないため不明	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	＊東日本大震災・熊本地震に伴う特例免除もあり	◎留年、最短就業年数超過は1年以内において免除対象となる。 それ以降の超過については、留学・病気・怪我及び「経済的理由」を理由とする休学期間およびその他特別な理由等を除き不可
◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
愛知教育大学	全額・半額・4分の1・入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内(新入生は入学前1年以内)に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(学資負担者が障害者、長期療養者)など *災害救助法適用地域において被災した場合に、入学料及び授業料免除実施	◎収入基準額については半額免除、全額免除ともに設定 ◎給与所得に対する控除額、特別控除についても設定 *収入基準額、給与所得に対する控除額については文科省基準と同等 *特別控除額について「就学者(兄弟等)に対する控除」は全ての項目において文科省基準よりも控除額が多く(14~72万円多く)設定されている。 *また、「母(父)子世帯に対する控除」、「障害者のいる世帯に対する控除」の額も文科省基準に対し各50万、13万円多く設定されている *特別控除項目に「多子世帯に対する控除」が設定されており、「本人を含む就学者及び就学前の子が3人以上いる世帯」で、3人目から1人につき、50万円控除される *「申請者本人に対する控除」の額についてのみ、「自宅通学・自宅外通学」とともに5万・2万円低く設定(上記以外の項目については文科省基準と同額)	◎規定単位数と成績 「学部生」(規定単位数と成績) ①1年次前期は学力基準なし(後期は15単位以上修得し、総得点35点以上) ②2年次以降は1年次後期の15単位を基準に各期ごとに15単位を加算した単位数(4年次後期であれば105単位以上)を申請時に修得しており、総得点が1年次の総得点35点を基準に各期ごとに35点を加算した総得点(4年次後期で245点以上)を有している者 「修士課程」(規定単位数と成績) ①1年次前期は学力基準なし(後期は10単位以上修得し、総得点23点以上) ②修士2年次以降は、 ・前期 20単位以上・総得点数46点以上 ・後期 26単位以上・総得点数60点以上 「博士課程」(成績のみ) ①1年次前期は学力基準なし(後期は博士課程の学業成績が平均2.3点以上の者) ②2年次以降は、申請時までの学業成績が平均2.5点以上の者 *総得点とは、成績の評価をS・A×3、B×2、C×1と換算し、その合計をいう(5段階評価)	◎あり 生活保護受給世帯、母(父)子世帯、家計支持者なし(自立)の場合、申請者本人が障害者である場合は学力基準の成績の項目が少し緩和される(単位数は緩和されず) 長期療養者、身体障害者、原爆被害者及び、その子女がいる世帯場合で家計支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合でも特例として基準額に対し10%以内の超過なら免除の対象とするところあり(半額免除のみ)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者(学資負担者が障害者、長期療養者)など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明)	◎特になし
名古屋工業大学	全額・半額・入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎詳細不明	◎詳細不明	◎詳細不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者(学資負担者が障害者、長期療養者)など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明)	◎特になし
三重大学	全額・半額・入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合(新入生は入学前1年以内) *◎東日本大震災の特例免除あり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額については全て文科省基準と同等、特別控除の項目も文科省基準と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし(平成28年度まで基準あり) ②規定単位数を修得し(2年次30、3年次60、4年次90単位以上)、累計GPA2.0以上 「院生」 ①1年次前期は学力基準なし ②修士2年次以降は累計GPA2.0以上、及び標準単位数修得者(2年次は概ね15単位) ③博士2年次以降は累計GPA2.0以上、及び標準単位数修得者(2年次は概ね15単位)	◎特になし	◎有り 「学部・院生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生 ②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除基準と同等)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎アルバイト収入状況申立書、及び源泉徴収等を提出する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ収入に加算と記載(貸与型は申請不要)	◎あり(収入基準額は文科省と同基準) *特別控除額・項目について独自に設定	◎特に記載なし	*災害救助法適用地域において被災した場合に、入学科及び授業料免除実施	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による留年休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎詳細不明	◎詳細不明	◎詳細不明	◎詳細不明	◎詳細不明	◎詳細不明	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎アルバイト収入状況申立書、及び源泉徴収等を提出する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎独立生計者は給付型奨学金のみ収入に加算と記載(貸与型は申請不要) *平成29年度から改定	◎文科省と同基準	◎「障害者控除」に「要介護者」という区分あり「要介護手帳」のコピー提出必要(介護度の指定なし)	◎東日本大震災の特例免除あり	◎休学・留年等、修業年限超過の理由に拘わらず、「修業年限+1年」まで申請可能。(休学期間については、病気・留学、その他特別な事情によるものに限る、修業年数には含まない) (1年を超える場合は特別な場合のみ)

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
滋賀大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者(学費負担者が障害者、長期療養者)など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明)	◎特になし
滋賀医科大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎有り 「学部・院生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生 ②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
京都大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されており、控除額等から推測すると、文科省の全額免除基準と半額免除基準の中間程度の基準額に設定されていると考えられる。 *給与収入に対する控除額はおそらく文科省基準だが、特別控除額、項目の詳細については不明	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以降は各学部ごとの規定単位数を修得し、秀・優・良の合計単位数が可の単位数以上であること(4段階評価) 「院生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以上の取得単位数については学部準じた評価を行うとともに、研究進捗状況に基づいて研究科長が評価	◎家計基準緩和のみあり ・特別の事情がある場合(長期療養者・障害のある者がいる世帯等)については、収入・所得限度額が緩和されることがあり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者(学費負担者が障害者、長期療養者)など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合	◎特になし
京都教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、おそらく共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、そこから試算すると収入基準額については半額免除の文科省基準と同額と考えられる。所得にかかる控除額も文科省基準と同じだと思われる 特別控除額については旭川医科大学などの特別控除額が多い大学の値が試算によって当てはまるため、文科省基準よりも控除額が多く設定されていると考えられる。	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①2年次以降は、2年次は36、3年次は80、4年次は112単位上を前年度に修得し、かつ、修得単位の平均値が2.5以上の者 「院生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次は16単位以上を前年度に修得し、かつ、修得単位の平均値が2.5以上の者 *平均値は修得した単位のうち[秀]を4、[優]を3、[良]を2 [可]を1にそれぞれ換算し、合計点を全充当単位数で除して1単位あたりの平均値を算出	◎学力基準緩和のみあり ・特別の事情がある場合(長期療養者・障害のある者がいる世帯等)については、学力基準が緩和されると記載(緩和の程度の詳細不明)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(出身大学成績を秀・優=3、良=2、可=1として換算した平均値が2.4以上であること) (家計基準については独自に設定しており、文科省の半額免除に係る収入基準額よりも緩やかに設定されていると、控除前の収入目安から考えられる)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎詳細不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎詳細不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎詳細不明(特例免除はなし)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明
◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎詳細不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明	◎詳細不明(特例免除はなし)	◎学則に記載なく、要項も公表していないため不明
◎独立生計者以外は本人の収入申告不要(就学者は不要)	◎在学証明書の提出のみ(自宅生・自宅外生の証明のみ必要)	◎独立生計者以外は給付型は収入に含まれない	◎恐らく家計基準については独自基準	◎障害者控除の証明について「要介護2以上」の証明書が必要と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	※東日本大震災に係る証明書を提出した申請者については免除判定において被災状況を考慮	◎留年、最短就業年数超過(休学も含む)は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎独立生計者以外は本人の収入申告不要	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎独立生計者以外は給付奨学金の申請不要	◎控除額減産前の収入目安のモデルケースから考えて恐らく、家計基準については文科省の半額免除についての基準額と同等 ◎特別控除額については、独自基準で旭川医科大学名などの控除額が当てはまるため、文科省基準よりも高額に設定されていると考えられる。	◎障害者の証明について「要介護認定」の証明書等も提出可能と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
京都工芸繊維大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額等の額については不明だが、特別控除の項目については文科省と同基準	◎成績のみ 「学部生」(規定単位数等なし) ①「1年次前期」は学力基準なし(後期はGPA1.8以上) ②2年次以降も累計GPA1.8以上 「院生」(規定単位数等なし) ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は加重平均点がおおよそ70点以上(計算方法や詳細については不明)	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明)	◎特になし
大阪大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については、文科省の全額免除に係る基準と同等 *給与所得に係る控除額、特別控除の項目については文科省と同等だが、特別控除額については詳細不明(試算によるとおそらく同基準)	◎学力基準については設定しているが大学側の意向で公表していないとのこと	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については授業料免除基準と同等)	◎特になし
大阪教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除。 *収入基準額については、文科省の全額免除に係る基準と同等 *給与所得に係る控除額、特別控除の項目については文科省と同等だが、特別控除額については詳細不明(試算によるとおそらく同基準)	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次前期は高校評定平均3.5以上、又は入試成績が各専攻の入学者の上位1/2以内である場合 ②1年次後期以降は 「1年次後期」は15単位「2年次前期・後期」は各30・45単位、「3年次前期・後期」は各60・80単位「4年次前期・後期」は各100・115単位以上を申請時に修得し、かつ、修得単位の学力評価点が21.0以上の者 「院生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は 「1年次後期」は8単位「2年次前期・後期」は各15・22単位以上を申請時に修得し、かつ、修得単位の学力評価点が21以上の者 *学力評価点は[秀]、[優]を3点、[良]を2点、[可]を1点と換算し、その合計点を修得単位数で割った値に10を乗じて算出	◎学力基準緩和あり ・高校評定、学力評価点による選考の免除、規定単位数の緩和が受けられる(以下の①～⑥に該当する場合) *①本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等において大学に入学した者の場合 ②本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合 ③学資負担者が長期療養中で、収入を得ることが困難な場合 ④申請時期の1年以上に学資負担者が自己破産している場合 ⑤生活保護世帯の場合 ⑥前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等不明) ③院へ入学する者のうち、公立学校教員採用試験に合格し、かつ、教育委員会から採用猶予等を認められ、2年間(長期履修学生制度適用者は3年間)の課程において修了を予定する者 *③は入学試験の得点等による総合判定に基づいて決定し、全体で25名程度が対象	◎成績優秀な大学院生に対する特別免除(半額免除)あり ①本人の申請と指導教官の推薦状に基づき、研究論文、研究成果、著作物、発明、授業科目の成績、研究又は教育に係る補助業務の実績、芸術の発表会やスポーツの競技会における成績、ボランティア活動等社会的貢献活動の実績などを評価し、総合判定に基づいて選考

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎独立生計者以外は本人の 収入申告不要(就学者は不 要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎独立生計者以外は 給付奨学金等の申請 不要	◎収入基準額等の額 については不明だ が、特別控除の項目 については文科省と 同基準	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービス を利用した場合の自己 負担額を申請可能(一 年分)	◎災害救助法が適用 される、特別災害に 係る特例免除あり	◎最短就業年数超過 (休学は含まない)は 病気・留学等の真に やむを得ない事情が ある場合のみ可 また、博士課程に ついては1年以内の 超過であれば申請資 格あり
◎独立生計者以外は本人の 収入申告不要(就学者は不 要)	◎在学証明書のみ提出	◎奨学金については 受給状況を申請する 必要あり (給付型については 所得とすると記載)	◎収入基準額につい ては、文科省の全額 免除に係る基準と同 等 *給与所得に係る控 除額、特別控除の項 目については文科省 と同等だが、特別控 除額については詳細 不明(試算によると おそらく同基準)	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービス を利用した場合の自己 負担額を申請可能(一 年分)	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年 数超過(休学も含む) は病気・留学等の真 にやむを得ない事情 がある場合のみ可
◎就学者も含め全員分の所 得証明書を提出必要あり	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ 受給状況記載必要あ り	◎収入基準額につい ては文科省の半額免 除に係る基準と同等 *給与所得に係る控 除額、特別控除の項 目については文科省 と同等だが、特別控 除額については詳細 不明(試算によると おそらく同基準)	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービス を利用した場合の自己 負担額を申請可能(一 年分)	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
兵庫 教育大学	全額・半額・ 4分の3・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については全額免除、4分の3免除半額免除、とも設定 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *全額免除・半額免除基準額、給与所得の控除額、特別控除額については全て文科省基準と同等 *大学独自の4分の3免除の収入基準額については、世帯人数に関わらず概ね全額免除基準額と半額免除基準額の間で独自設定されている。	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②申請時に規定単位数を修得し(2年次34・3年次62・4年次102単位以上)、かつ、累計GPA2.5以上「院生・修士課程」 ①1年次前期は学力基準なし ②修士2年次以降は成績平均値2.5以上、及び申請時に標準単位数修得者(2年次は16、3年次は22単位) 「院生・専門職学位課程」 ①1年次前期は学力基準なし ②修士2年次以降は成績平均値2.5以上、及び申請時に標準単位数修得者(2年次は17、3年次は34単位) *GPAは[S]を4点、[A]を3点、[B]を2点、[C]を1点、[F]を0点とし、その合計点を修得単位数で割り算出 *成績平均値は[S]を4点、[A]を3点、[B]を2点、[C]を1点とし、その合計点を修得単位数で割り算出	◎障害や疾病、留学等の特別な理由がある場合は学力基準緩和の可能性あり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎休職中の現職教員学生に対する授業料免除あり(免除基準、免除額等については一般学生と同じだが、予算枠等が別に設けられているかどうかは不明)
神戸大学	全額・半額・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、おそらく共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、文科省の収入基準額や特別控除額が試算をすると当てはまるため、収入基準額については半額免除の文科省基準と同額、特別控除額も概ね同等と考えられる。 *特別控除項目、及び、給与に対する控除額については文科省基準と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次前期は高校評定平均3.5以上、又は、国の行う高等学校卒業程度認定試験、又は大学入学検定試験に合格した者については、入学試験の成績が本人属する部(科等)における合格者の上位1/2位以内の者 ②1年次後期以降は各学部が定める標準単位数(1年次後期が11単位必要で、概ねそれ以降は各期ごと15～20単位程度加算)を修得し、学業成績平均点が70点以上の者 *学力評価点は[秀]、[優]を85点、[良]を70点、[可]を60点と換算し、その合計点全修得単位数で割った値 「院生」 *特に単位数などは定めていないとのこと、成績基準も公表せず	◎あり(困窮者等に対し) ・母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者は ①学部一年前期については高校評定平均3.2以上に緩和 ②1年次後期以降は学業成績平均点を62点以上に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
奈良教育大学	全額・半額・ 3分の1・ 入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎詳細不明 (授業料免除のサイトや学則に記載なし)(特別控除項目については記載あり、文科省基準と同等)	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は「1年次後期」は18単位「2年次前期・後期」は各35・52単位、「3年次前期・後期」は各70・87単位「4年次前期・後期」は各105・122単位以上を申請時に修得し、かつ、修得単位の学力平均値が2.5以上の者「院生・修士課程」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は「1年次後期」は8単位「2年次前期・後期」は各15・23単位以上を申請時に修得し、かつ、修得単位の学力平均値が2.9以上の者 「院生・専門職学位課程」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は「1年次後期」は12単位「2年次前期・後期」は各23・34単位以上を申請時に修得し、かつ、修得単位の学力平均値が2.9以上の者 *学力平均値は[A]を4点、[B]を3点、[C]を2点、[D]を1点と換算し、その合計点を修得単位数で割った値	◎あり(困窮者等に対し) ・母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者は学力基準緩和することあり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎就学者も含め全員分の所得証明書を提出必要あり	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎家庭状況調査書に奨学金の受給状況について記載必要	◎収入基準額、給与に係る控除、特別控除額については文科省基準と同等 *大学独自の4分の3免除の収入基準額については、世帯人数に関わらず概ね全額免除基準額と半額免除基準額の中間に独自設定されている。	◎「障害者控除」に関して、障害者の他に要介護認定(要支援認定は除く)を受けている者も控除対象となる場合がありと記載	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の源泉徴票等提出必要あり(自分以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金受給証明書(貸与・給付含む)を提出必要あり	◎控除額減産前の収入目安のモデルケースから考えて恐らく、家計基準については文科省の半額免除についての基準額と同等	◎障害者控除に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	◎罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人の源泉徴票等提出必要あり(自分以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ有無や額を家庭調査に記入必要	◎詳細不明(授業料免除のサイトや学則に記載なし)(特別控除項目については記載あり、文科省基準と同等)	◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	◎特別控除の罹災者控除のみ	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
奈良女子大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、おそらく共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、文科省の収入基準額や特別控除額が試算をすると当てはまるため、収入基準額については全額免除の文科省基準と同額、特別控除額も概ね同等と考えられる。 *特別控除項目、及び、給与に対する控除額については文科省基準と同等	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1回生 高校の評定平均値が3.5以上の者 ②2回生以上 前年次までに標準修得単位数(2回生31単位、3回生62単位、4回生93単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者 「院生」(規定単位数等はなし) ①1年次は前課程における学業成績の学力平均値が1.95以上の者 ②2年次以降は前年次の学業成績の学力平均値が1.95以上の者 *平均値は[S・A]または[優]の修得単位数×3、[B]または[良]の修得単位数×2、[C]または[可]の修得単位数×1として換算した値を総修得単位数で割った値	◎あり(困窮者等に対し) ・母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者は ①学部一年前期については高校評定平均3.2以上に緩和 ②2年次以降は学力平均値を1.75以上に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
和歌山大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
鳥取大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額については全て文科省基準と同等、特別控除の項目については文科省の設定した項目だけでなく独自の項目あり ◎特別控除項目に「死亡保険金の所得控除(学資負担者死亡の場合)」が独自に設定されている、学資負担者の死亡による「死亡保険金」から「死亡した学資負担者の配偶者及び子の合計人数×500万円を上限とした金額」が控除される	◎成績のみ「学部生」(規定単位数等なし) ①1年次生 高校評定が3.5以上、又は入試成績順位が上位1/2以内の者(AO入試、推薦入試、特別入試は、上記の基準を満たしているとみなす) ②2年次生以上 申請時の成績がGPA値2.3以上の者 「院生・修士」(規定単位数等なし) ①1年次生 学部の成績がGPA値2.3以上(成績評価がGPA値でない学生は下記算式による平均値2.0以上)又は入試成績順位が上位1/2以内の者(推薦入試及び特別入試による入学者については、上記の基準を満たしているとみなす) ②2年次は申請時の成績がGPA値2.3以上の者 「院生・博士」 ①指導教官が成績優秀と認めた者 *平均値は[優]×3、[良]×2、[可]×1として合計点を総修得単位数で割った値 *GPAは[A]を4点、[B]を3点、[C]を2点、[D]を1点、[F]を0点とし、その合計点を修得単位数で割り算出	◎あり(困窮者等に対し) ・母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情のある者は ①学部一年前期については高校評定平均3.2以上、入試成績上位2/3以内に緩和 ②2年次以降はGPA値を2.1以上に緩和、(平均値については1.8以上に緩和)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人(独立生計者以外)含 め+J62:J64就学者は所得証 明書提出不要	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金については 書類提出や受給状況 についての記載など 不要	◎控除額減産前の収 入目安のモデルケー スから考えて恐ら く、家計基準につい ては文科省の全額免 除についての基準額 と同等	◎障害者控除に係る障 害者証明について「要 介護・要支援認定書」 と記載あり ◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービ スを利用した場合の自 己負担額を申請可能(一 年分)	◎特別控除の罹災者 控除のみ	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可
◎学則に記載なく、要項に おいても公表していないた め不明	◎在学証明書のみ提出	◎詳細不明	◎学則に記載なく、 要項も公表していな いため不明	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービ スを利用した場合の自 己負担額を申請可能(一 年分)	◎詳細不明	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可
◎就学者含め所得の証明書 世帯全員分提出必要	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ 有無や額の証明書提 出必要	◎文科省基準と同等 * 特別控除項目につ いては一部独自に設 定	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービ スを利用した場合の自 己負担額を申請可能(一 年分)	◎特別控除の罹災者 控除のみ	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
島根大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額については全て文科省基準と同等だが、特別控除項目については文科省基準よりも少ない *特別控除に「長期療養者に対する控除」「主たる家計支持者が別居している世帯に対する控除(単身赴任に係る生活費分の控除)」が存在せず、提出書類等もなし	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①新入生は学力基準なし ②2年次以上 申請前年度までに標準修得単位数(2年次40単位、3年次75単位、4年次110単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績指数が3.0以上の者 「院生」(規定単位数なし) ①新入生は学力基準なし ②2年次は学業成績指数3.5以上、または研究科によっては指導教官の推薦を受けた者 ③3年次は指導教官が成績優秀と認めた者 *学業成績指数は[秀]、[優]の修得単位数×3、[良]の修得単位数×2、[可]の修得単位数×1として換算した値を総修得単位数で割った値	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
岡山大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付の前1年以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合 *東日本大震災の被災者に対する特例免除あり	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、共通基準で困難度が高いものから予算範囲内で免除 ◎特別控除額については「就学者のいる世帯(就学者一人につき)のに係る控除」については文科省の基準額よりも項目によって1~15万円多く設定されており、「障害者のいる世帯(一人につき)に係る控除」は13万円多く設定されている ◎「火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯に係る控除」とは別に「東日本大震災の被災世帯に係る控除」(160万円控除)が独自に設けられている(一部損壊などは認められず、適用に詳細条件あり) *収入基準額については、文科省の半額免除に係る基準と同等 *給与所得に係る控除額、特別控除の項目については文科省と同等	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①新入生は学力基準なし ②2年次以上は 各学部・学科等における各年次までの標準修得単位数を修得し、前年次の修得科目の平均点が上位2分の1以内もしくは、前年次の修得科目の平均点が70点以上 「院生」(規定単位数なし) ①新入生は学力基準なし ②2年次以降は各研究科・課程における各年次までの標準修得単位数を修得し、かつ前年次までの修得科目の平均点が70点以上(法務研究科は平均点が上位1/2以内の者も申請可) 「別科学生・専攻科学生」 ①学力基準なし	◎あり(困窮者等に対し) ・母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高い、本人に障害があるなど、特別の事情のある者は学力基準緩和することあり	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準不明)	◎特になし
広島大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、失職、長期療養などこれに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、おそらく共通基準で困難度が高いものから予算範囲内で免除 *収入基準額については公表しておらず、家族の人数や就学者数に応じた控除前の収入目安のみ記載されているが、試算をすると文科省の収入基準額や特別控除額が当てはまるため、収入基準額については全額免除の文科省基準と同額、特別控除額も同等と考えられる。 *特別控除額、及び、給与に対する控除額については文科省基準と同等 *特別控除に「長期療養者に対する控除」が存在せず、提出書類等もなし	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①新入生は出身高校の調査書評定の平均および入学試験の成績で判断 ②2年次以降は学部ごとの標準修得単位数を修得し、修得単位の平均評価点が63点以上である者 「院生・修士」 ①出身大学における修得単位の平均評価点および入学試験の成績等により学力を判定 ②2年次以降は学部ごとの標準修得単位数を修得し、修得単位の平均評価点が63点以上である者 「院生・博士」 ①成績および研究業績等により、研究科長が学業優秀と判定した場合 *平均評価点はは修得した単位のうち[秀]と[優]を3、[良]を2[可]を1にそれぞれ換算、合計点を全修得単位数で割り、その値に100を乗じて算出	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災、失職、長期療養などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準等の詳細不明)	◎成績優秀かつ家計状況が著しく厳しい学生(新入生)に対する入学科全額免除、全授業料全額免除、及び奨学金給付(月10万円) *志願する学部・学科等の大学入試センター試験配点合計の80%以上取得者で、世帯収入が家計基準(文科省の全額免除基準額の3分の1程の基準額とかなり厳しめ)以下の者(大学全体で10名程度の枠が設けられている)

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎所得証明書を提出必要 (本人以外の就学者は除く)	◎特別控除にあたり、本人以外 の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要あり	◎奨学金受給証明書 (貸与・給付含む)を 提出必要あり	◎文科省基準と同等 *特別控除項目につ いては「長期療養者 に対する控除」「主 たる家計支持者が別 居している世帯に対 する控除(単身赴任 に係る生活費分の控 除)」が存在せず、提 出書類等もなし	◎「長期療養者に係る 控除」自体が存在せず ◎障害者控除について も「要介護」等につ いては記載なし	◎特別控除の罹災者 控除のみ	◎留年は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可(休学について は指定なし)
◎独立生計者以外は不要	◎在学証明書もしくは学生証 提出	◎給付型については 所得に加算。 貸与型についても申 請者本人が独立生計 者の場合加算	◎収入基準額は文科 省基準と同等だが、 特別控除額は独自に 設定(控除額多め) また、東日本大震災 の被災世帯に係る控 除(160万円控除)が 独自に設けられてい る	◎「障害者控除」につ いて、要介護認定者も 控除の可能性がありと 記載(介護度指定なし) ◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービス を利用した場合の自己 負担額を申請可能(一 年分) ◎東日本大震災の被災 者に対する特例免除あ り	◎「火災、風水害、 盗難等の被害を受け た世帯に係る控除」 とは別に「東日本大 震災の被災世帯に係 る控除」(160万円控 除)が独自に設けら れている ◎東日本大震災に係 る特例免除申請可能	◎留年、最短就業年 数超過(休学含む)は 病気・留学等による 休学などの真にやむ を得ない事情がある 場合のみ可
◎所得証明書を提出必要 (本人以外の就学者は除く)	◎在学証明書もしくは学生証 提出	◎給付型奨学金につ いては所得に加算と 記載	◎おそらく文科省の 全額免除基準と同等 特別控除額も同等と 考えられる *「長期療養者に係 る控除」は存在せず	◎「長期療養者に係る 控除」自体が存在せず ◎障害者控除について も「要介護」等につ いては記載なし	◎特別控除の罹災者 控除のみ	◎留年、最短就業年 数超過(休学含む)は 病気・留学等による 休学などの真にやむ を得ない事情がある 場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
山口大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、失職、長期療養などこれに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎家計基準については公表しておらず詳細不明 *特別控除項目については公開しており、文科省が定める項目と同等	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次 高校評定が3.5以上、又は学科等の入試成績順位が上位1/2以内の者(AO入試入学者は除く) ②2年次以上 各学部ごとの標準単位数(概ね2年次30、3年次60、4年次90単位)を前年度までに修得し、かつ成績素点の平均点が7.5以上または学部学科(課程)の上位1/2以内 「院生」 ①各過程ごとの標準単位数を前年度までに修得し、かつ成績素点の平均点が7.5以上または課程の上位1/2以内 *平均点は5段階評価で「秀」を9.0点、「優」を8.5点、「良」を7.5点、「可」を6.5点に換算し、合計を総修得単位数で割り、算出	◎特になし	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(学力基準については授業料免除基準と同等、家計基準については不明)	◎特になし
徳島大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付の前1年以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額、特別控除項目については全て文科省基準と同等	◎成績のみ 「学部生」(規定単位数等なし) ①1年次 高校評定が3.5以上、又は学科等の入試成績順位が上位1/3以内の者(推薦・一般入試等の試験区分ごと) ②2年次以上 学科内における学年の前年までの成績の順位が上位2分の1以内 「院生」(規定単位数等なし) ①1年次 入学試験(推薦・一般入試等の試験区分ごと)の成績の順位が上位1/2以内 ②2年次以上 大学院における前年までの成績の順位が上位2/1以内	◎あり 授業料納期の6か月以内に(新入生は入学1年前)学資負担者の失職等による家計急変と同等の事情があると認められる世帯、生活保護世帯、母子父子世帯の者、又は孤児、障がい者又は長期療養者(6ヶ月以上)を含む世帯の者については学力基準が緩和 *学部1年次は高校評定3.2以上、入試成績上位1/2以内、2年次以上は成績順位が上位2/3以内、大学院1年次は入試成績が上位2/3以内、大学院2年次以上は成績順位が上位2/3以内に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については授業料免除基準と同等、学力基準は不明)	◎特になし
鳴門教育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本、東北大震災に係る特別免除資格あり	◎収入基準額については全額免除、半額免除ともに設定 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、文科省の収入基準額や特別控除額が試算をするときとでは異なるため、収入基準額については文科省基準と同額、特別控除額も概ね同等と考えられる。 *特別控除項目、及び、給与に対する控除額については文科省基準と同等	◎規定単位数と成績(全額免除と半額免除で基準異なる) 「学部生」 ①1年次は高校2・3年次の評定平均が[全額免除は4.3]、[半額免除は4.0]以上 ②2年次以上は前年度に規定単位(2年次・32、3年次・64、4年次96単位)を修得し、成績平均値が[全額免除は4.0]、[半額免除は3.7]以上の者 「院生・修士」 ①1年次は学部の成績平均値が[全額免除は4.7]、[半額免除は4.4]以上 ②2年次は前年度に規定単位(15単位以上)(専門職学位課程は22単位以上)を修得し、成績平均値が[全額免除は4.4]、[半額免除は4.1]以上の者 *成績平均値は4段階評価で[S]は5点、[A]は4点、[B]は3点[C]は2点に換算し、合計点をS、A、B、Cの単位数合計で割った値	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) *母(父)家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高い、本人に障害があるなど、特別の事情のある者は、半額免除の成績平均値を0.2緩和(半額免除のみ)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明) *熊本、東北大震災に係る特別免除資格あり	◎あり ①「卓越した学生に対する授業料免除」 ②「大学院修身体業制度を利用した修学する学生を対象とした授業料免除」

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎所得証明書を提出必要 (本人以外の就学者は除く)	◎特別控除にあたり、本人以外 の就学者の授業料免除等を考 慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎給付型奨学金につ いては所得に加算と 記載 * 山口大学実施の給 付型奨学金は除く)	◎詳細不明	◎特に記載なし	◎特別控除の「罹災 者控除のみ」	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可
◎本人のアルバイト収入は 総所得に加算と明記	◎特別控除にあたり、本人以外 の就学者の授業料免除等を考 慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎給付型奨学金につ いては所得に加算と 記載	◎文科省基準と同等	◎特に記載なし	◎特別控除の「罹災 者控除のみ」	◎留年、最短就業年 数超過(休学含む)は 病気・留学等による 休学などの真にやむ を得ない事情がある 場合のみ可
◎本人のアルバイト収入状 況については申請する必要 あり(本人以外の就学者は 不要)	◎特別控除にあたり、本人以外 の就学者の授業料免除等を考 慮 * 兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎奨学金については アルバイトと合わ せ、本人の所得とし て申請必要	◎おそらく文科省の 全額免除基準と同 等、特別控除額も同 等と考えられる	◎特に記載なし	* 熊本、東北大震災 に係る特別免除資格 あり	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
香川大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③学業成績及び人物共に特に優れているとして大学側から特待生と認められた学部学生及び大学院生	◎家計基準については収入基準額、特別控除額、項目等は学則等に記載なしのため詳細不明	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次 高校評定が3.5以上、又は学科等の入試成績順位が上位1/2以内の者 ②2年次以降 学部ごとに定められている各期ごとの規定単位数を修得し、かつ成績平均値が2.0以上の者 「院生」 ①1年次 学部での成績平均値が2.0以上の者 ②2年次以降 前年度の成績平均値が2.5以上の者(連合法務研究科については学年の成績平均が上位3/4以内で履修制限を受けていない者) ＊平均値は5段階評価で[秀]を5点、[優]を4点、[良]を2点、[可]を1点に換算し、合計点を総修得単位数で割り、算出	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) ＊母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高いなど、特別の事情のある者は、 ①学部一年次については高校評定平均3.3以上、入試成績上位2/3以内に緩和 ②2年次以降は平均値を1.8以上に緩和(院生については1年次基準を1.8に緩和し、2年次以降は2.2以上に緩和)	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎あり ①「特待生に対する授業料免除」(1年次は対象外) ＊前年度の学業成績(最高学年次の学生は、当該学年次以外の全ての学業成績)を基に、大学側が特待生を選考し、当該学年の後期分授業料を全額免除する制度
愛媛大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ＊東北大地震に係る特別免除あり	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、おそらく共通基準で困窮度が高いものから予算範囲内で免除 ＊収入基準額については公表しておらず、家族の人数や就学者数に応じた控除前の収入目安のみ記載されているが、試算をすると文科省の収入基準額や特別控除額が当てはまるため、収入基準額については全額免除の文科省基準と同額、特別控除額も同等と考えられる。 ＊特別控除項目、及び、給与に対する控除額については文科省基準と同額	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次 高校評定が3.2以上、又は学科等の試験区分ごとの入試成績順位が上位1/2以内の者 ②2年次以降 申請時に学部、学年ごとに定められている規定単位数(概ね2年30.3年60.4年90単位)を修得し、かつ成績平均値が2.1以上の者(医学部は学力基準なし) 「院生・修士」(規定単位数なし) ①1年次は学部での成績平均値が2.1以上の者 ②2年次以降は前年度の成績平均値が2.2以上の者 「博士」 ①1年次は学部によって異なり、前課程での成績平均値が2.1～2.2以上、(農学研究科、医学研究科については指導教官の推薦のある者) ＊平均値は4段階評価で[秀]を4点、[優]を3点、[良]を2点、[可]を1点に換算し、合計点を総修得単位数で割り、算出	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) ＊母(父)子家庭、生活保護世帯の者については、学部2年次以降の成績平均値を2.0以上に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎特になし
高知大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎あり ①優秀な学部学生大学院生の確保及び在学生の意欲向上等を目的とし、各専攻及び各専攻から推薦された学部学生12名、大学院生9名に対して授業料年額(535,800円)を免除する制度 ②優秀な学生の確保、在学生の更なる学業の向上と学生の活力の醸成を目的とし、各専攻から推薦された大学院生計31名に対して授業料年額の1/4(133,950円)を免除する制度

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人含む就学者は独立生計者以外は不要	◎在学証明書のみ提出	◎給付型奨学金のみ有無や額の証明書提出必要	◎家計基準については収入基準額、特別控除額、項目等は学則等に記載なしのため詳細不明	◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	◎特別控除の「罹災者控除のみ」	◎留年、最短就業年数超過は病気、留学など特別な理由ある場合は超過1年以内に限り申請可
◎本人のアルバイト収入状況については申請する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ有無や額の証明書提出必要	◎おそらく文科省の全額免除基準と同等特別控除額も同等と考えられる	◎特に記載なし	*東北大震災に係る特別免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気、留学など特別な理由ある場合は超過1年以内に限り申請可
◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明	◎学則に記載なし、要綱については学生に直接配布とのことで詳細不明

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
福岡教育大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *平成29年九州北部豪雨に関する授業料免除あり(熊本震災に関する者は平成28年度まで)	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次前期は学力基準なし ②1年次後期以降は「1年次後期」は15単位「2年次前期・後期」は各30・45単位、「3年次前期・後期」は各60・75単位「4年次前期・後期」は各90・105単位以上を申請時に修得し、かつ、全修得単位数のうち[秀],[優],[良]の単位数が72.5%以上であるもの「院生」 ①1年次は入学試験の成績が各科目及びコースの上位1/2以内であること、又は入学試験の配点の60.0%以上取得者 ②2年次後期以降は前年次までに14単位以上を修得し、かつ全修得単位数のうち[秀],[優],[良]の単位数が72.5%以上であるもの	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高いなど、特別の事情のある者は、 ①学部生については[秀],[優],[良]の単位数が65%以上に緩和 ②院生については1年次の入試成績が配点の55%に緩和、および、2年次については[秀],[優],[良]の単位数が65%以上に緩和	◎有り「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明) ③教職大学院に入学する者であって教育委員会から派遣される現職教員	◎あり(教職大学院生) ①教職大学院に入学する者であって教育委員会から派遣される現職教員に対する入学料免除あり
九州大学	全額・半額・4分の1・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本地震に係る特例免除あり	◎収入基準額については全額免除、半額免除、4分の1免除と額に応じて設定 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されている。 全額免除となる場合は、極めて困窮度が高い場合に限定するとされており、学部生については4人世帯以下の者については、控除前の給与収入の目安が104万円以下となっているなど、文科省の全額免除基準と比べて非常に厳しく設定されている。 *半額免除の目安についてかなり低く設定されており、文科省の全額免除基準よりも厳しいものであると考えられる。 *4分の1免除については、収入目安から考えると文科省の半額免除基準と同等と考えられる。 *収入目安から考えると収入に係る控除については文科省基準と同等、特別控除額、項目ともに文科省基準と概ね同等と考えられる ◎熊本震災の被害額に係る特別控除あり	◎規定単位数と成績「学部・大学院生」 ①1年次生は入試成績が上位3分の2以内の者 ②2年次生以上は、修得単位数が各年次における標準修得単位数を満たし平均水準以上の者	◎特になし	◎有り「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(家計基準については全額、半額免除基準額ともに文科省が定める授業料免除に係る全額、半額免除の収入基準額と同額)	◎特になし
九州工業大学	全額・半額・入学科 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本地震に係る特例免除あり	◎収入基準額については全額免除、半額免除と額に応じて設定 ◎給与所得の控除については文科省基準と同等 ◎特別控除の項目については文科省の設定と概ね同じであるが、「世帯の就学者一人あたりに対する特別控除額」については「(「高等専門学校生に対する控除」の一部を除き)12項目全てで、文科省の控除額を上回っている(3万～最大30万程度上回っており、中学生一人あたりに対する控除額の差が最も大きい) *高等専門学校学生1人あたりに対する控除については私立、国公立高专ともに「1～3年次」、「4～5年次」と段階を2つに分け、文科省基準よりもさらに細かく区分されている。控除額については「1～3年次」については文科省基準よりも1～3万円少く設定されているが、「4～5年次」については文科省基準よりも4～8万円控除額が多く設定されている ◎世帯の「障害者一人あたりに対する特別控除額」も文科省基準より13万円多い(世帯を対象とする控除については、その他の項目については文科省基準額と同等)	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次 高校評定が3.9以上、又は学科等の試験区分ごとの入試成績順位が上位1/3以内の者 ②2年次以降 申請時に学年ごとに定められている規定単位数(2年36、3年72、4年110単位(情報工学部については各年度2単位分低く設定)を修得し、かつ前年度成績平均値が1.9以上の者「修士」 ①1年次は入試試験の成績がA及びBの者(詳細不明) ②2年次以上は前年度成績平均値が2.5以上の者「博士」 ①入試試験の成績がA及びBの者(詳細不明) *成績平均値は4段階評価で[秀],[優]を3点、[良]を2点、[可]を1点に換算し、合計点を総修得単位数で割り算出	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高いなど、特別の事情のある者は ①学部1年次は入学試験成績順位が上位1/2以内に緩和	◎有り「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(学力基準、家計基準ともに授業料免除の基準と同一)	◎あり 4年次の学業成績優秀者に対して、4年次の授業料全額免除

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人(独立生計者以外)含め就学者は所得証明書提出不要	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金のみ有無や額の証明書提出必要	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎障害者控除に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(1年分)	*平成29年九州北部豪雨に関する授業料免除あり(熊本震災に関する者は平成28年度まで)	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等による休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人(独立生計者以外)含め就学者は所得証明書提出不要(103万円以上の場合は提出)	◎在学証明書もしくは学生証のコピー提出	◎奨学金については書類の提出や受給の有無の申告不要	◎控除前の収入目安から考えると全額、半額免除ともに文科省基準よりも大幅に厳しく設定されている。	◎障害者控除に係る障害者認定について、要介護認定者と指定あり(介護度については指定なし) ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(1年分)	◎熊本地震の被害世帯に係る特別控除あり ◎熊本地震に係る特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過(休学は含まない)は病気、留学など特別な理由ある場合は超過1年以内に限り申請可
◎本人のアルバイト収入状況については申請する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については家計調書に記入必要	◎収入基準額は文科省基準と同等だが、特別控除額は独自に設定(控除額多め)	◎特に記載なし	◎熊本地震に係る特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等のも真にやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
佐賀大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本地震に係る特例免除あり	◎収入基準額については全額免除、半額免除と額に応じて設定 *収入基準額については、独自に定められており、全額免除、半額免除いずれにおいても、文科省の収入基準額よりも厳しく設定 ◎特別控除の項目については文科省の設定と同じであるが、「世帯の就学者一人あたりに対する特別控除額」については一部を除き、ほとんどの項目で、文科省の控除額を上回っている(1万～最大15万程度上回っている) *高等専門学校学生1人あたりに対する控除については私立、国公立高専ともに「1～3年次」、「4～5年次」と段階を2つに分け、文科省基準よりもさらに細かく区分されている。控除額については「1～3年次」については文科省基準よりも4～8万円少なく設定されているが、「4～5年次」については文科省基準よりも4～8万円控除額が多く設定されている *「国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程」、「私立高等学校及び中等教育学校の後期の課程」の生徒1人につき控除される額については文科省基準よりも6～9万円少なく設定 ◎世帯の「障害者一人あたりに対する特別控除額」も文科省基準より13万円多い(世帯を対象とする控除については、その他の項目については文科省基準額と同等)	◎規定単位数と成績 「学部生」 ①1年次 高校評定が3.2以上、又は学科等の試験区分ごとの入試成績順位が上位1/2以内の者 ②2年次以降 前年度までに学年ごとに定められている規定単位数(2年36、3年72、4年110、5、6年次120単位以上)を修得し、かつ前年度成績平均値が2.1以上の者 「院生・修士」 ①1年次 学部での成績平均値が2.1以上、又は専攻科の入学試験の成績が優秀と認められた者 ②2年次以降 前年度8単位以上修得し、前年度の成績平均値が2.1以上の者 「院生・博士」 ①1年次 入試成績が各専攻科において優秀と認められた者 ②2年次 前年次までの学業成績が専攻科において特に優秀と認められた者 *成績平均値は4段階評価で[秀]を4点、[優]を3点、[良]を2点、[可]を1点に換算し、合計点を総修得単位数で割り算出	◎あり 学資負担者の死亡、生活保護世帯、本人が障害者、被爆者及び被爆者の子女については学力基準が緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎特になし
長崎大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明
熊本大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本地震に係る特例免除あり *平成29年度九州北部豪雨被災者に対する入学料免除あり	◎収入基準額については全額免除、半額免除と額に応じて設定 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、文科省の収入基準額や特別控除額が試算をすると当てはまるため、収入基準額については文科省基準と同額、特別控除額も概ね同等と考えられる。 *給与に対する控除額については文科省基準と同等、特別控除項目についてはおそらく同等と考えられるが詳細不明	◎規定単位数と成績 「学部生」①1年次 高校評定が3.5以上、又は学科等の入試成績順位が上位1/2以内の者 ②2年次以上 前年度までに学部で定められた標準修得単位数を修得している者で、GPA2.0以上、かつ、GPAが上位1/2以内の者 「院生」(規定単位数等なし) ①1年次 各研究科における入学試験の成績の順位が上位2/5以内、又は、GPAが研究科上位2/5以内の者 ②2年次以上 各研究科ごとの標準修得単位数を修得し、学業成績等が当該研究科等が求める一定の基準以上の者 「院生博士」 ①本人の属する研究科等が求める一定の基準以上の者	◎特になし	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など ②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人のアルバイト収入状況については申請する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金については所得に加算と記載	◎収入基準額、特別控除額の大部分について独自に設定	◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能(一年分)	*熊本地震に係る特例免除あり	◎留年、最短就業年数超過(休学含む)は病気・留学等による休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可(原則1年以内)
◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明	◎要項等公表しておらず、学則にも記載なく、詳細不明
◎本人のアルバイト収入状況については申請する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎奨学金については免除申請書に有無と額記載必要	◎おそらく文科省の免除基準額と同等特別控除額も同等と考えられる	◎障害者控除に係る障害者認定について要介護者に関する記載なし *「長期療養者に係る控除」については詳細公表しておらず不明	*熊本地震に係る特例免除あり *平成29年度九州北部豪雨被災者に対する入学科免除あり	◎留年、最短就業年数超過は病気・留学等の真にやむを得ない事情がある場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学科免除の 有無と基準	独自の 免除制度
大分大学	全額・半額・入学科(半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *東日本大震災および熊本地震被災学生のための入学科及び授業料に係る特別支援あり	◎収入基準額については設定しているが、免除額に応じた設定はしておらず、学力基準及び家計基準を満たす者のうちから、予算の範囲内で家計が困難な方から順番に許可 *収入基準額については公表しておらず、控除前の収入目安のみ記載されているが、文科省の半額免除に関する収入基準額や特別控除額が試算をすると当てはまるため、収入基準額については文科省基準と同額、特別控除額も概ね同等と考えられる。 *給与に対する控除額については文科省基準と同等、特別控除項目についてはおそらく同等と考えられる	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次前期(後期は成績平均値が標準点以上) ②2年次以降 申請時に学部、学年ごとに定められている規定単位数(概ね2年30、3年60、4年90単位)を修得し、かつ成績平均値が標準点以上の者 「院生・修士」 ①1年次前期(後期は成績平均値が2.2以上) ②2年次以降 学部での成績平均値が2.0以上(3段階評価)の者 ③2年次以降 1年次において15単位以上を修得し、かつ申請時の成績平均値が2.2以上の者 「院生・博士」 ①指導教員の所見が学業優秀の者 *平均値は4段階評価で[S]を5点、[A]を4点、[B]を3点、[可]を2点に換算し、合計点を総修得単位数で割り、算出	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) *母(父)子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高いなど、特別の事情のある者は、 ①学部1年次については高校評定平均3.3以上に緩和 ②2年次以降は平均値を0.3緩和(院生については1年次前期基準を1.8に、後期基準を2.0に緩和し、2年次以降は2.0以上に緩和) ◎家計基準の緩和あり *申請者が障害者である、世帯に長期療養者又は障害者がいる場合は収入基準額を超える額が収入基準額の10パーセント以下であるときに限り、免除対象者とする	◎有り 「学部生・院生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など ②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合 *学部生は高等学校の学業成績の評定平均値が4.5以上、大学院生は学部の成績平均値が2.0以上(生活困窮者等は0.2平均値が緩和) *家計基準については公表しておらず	◎特になし
宮崎大学	全額・半額・入学科(全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) ③日本学生支援機構給付型奨学金制度の給付奨学生 *熊本地震に係る特例免除あり	◎学則に記載なく、要項においても公表していないため不明	◎規定単位数と成績に基づく *詳細については要項や学則に記載なく公表しておらず不明	◎要項や学則に記載なく公表しておらず詳細不明	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎特になし
鹿児島大学	全額・半額・入学科(全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本地震に係る特例免除あり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定、 ◎給与所得の控除額、特別控除額についても設定 *基準額、給与所得の控除額、特別控除額、特別控除項目については全て文科省基準と同等	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次 高校評定が3.5以上、ただし高校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定試験)合格者は学科等の入試成績順位が上位1/2以内の者 ②2年次以降 申請時に学部、学年ごとに定められている規定単位数(2年各期30・45、3年60・75、4年90・105単位)を修得し、かつ、成績平均値が2.0以上の者、又はGPAが上位1/2以内の者 「院生・修士」 ①1年次 入学試験の成績が各研究科で上位1/2以内の者、又は学部におけるGPAが2.0以上の者 ②2年次 申請時に学部、学年ごとに定められている各期規定単位数を修得し、かつ、GPAが2.0以上の者、又はGPAが上位1/2以内の者(農学研究科、司法政策研究科は除く) *GPA評価の単位については、4段階評価でA・Bは3点、Cは2点、Dは1点で算出	◎学力基準緩和あり(困窮者等に対し) 母子・父子家庭に属する者、申請者本人が障害者である者等については、要件を多少緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学科の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学科の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(授業料免除基準と同等)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人(独立生計者以外)含 め就学者は所得証明書提出 不要	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎給付型奨学金につ いては家計評価額の 算出に用いると明記	◎おそらく文科省の 免除基準額と同等 特別控除額も同等と 考えられる	◎障害者控除に係る障 害者認定について「要 介護2」以上の者と記 載あり ◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保 険法により「要介護認 定・要支援認定」を受 けた人がそのサービス を利用した場合の自己 負担額を申請可能(1年 分)	*東日本大震災およ び熊本地震被災学生 のための入学科及び 授業料に係る特別支 援あり	◎留年、最短就業年 数超過は病気・留学 等の真にやむを得な い事情がある場合の み可
◎本人のアルバイト収入状 況については申請する必要 あり(本人以外の就学者(独 立生計者以外)は不要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎給付型奨学金につ いては所得に加算と 記載	◎学則に記載なく、 要項においても公表 していないため不明	◎「長期療養者に係る 控除」についての支出 証明状況書に介護保険 法により「要介護3以 上」の認定を受けた人 がそのサービスを利用 した場合の自己負担額 を申請可能(一年分)	◎熊本地震被災学生 のための入学科及び 授業料に係る特別免 除あり	◎留年、最短就業年 数超過(休学含む)は 病気・留学等による 休学などの真にやむ を得ない事情がある 場合のみ可
◎104万円以上の収入があ る場合は本人のアルバイト 収入状況については申請す る必要あり(本人以外の就 学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以 外の就学者の授業料免除等を 考慮 *兄弟の就学状況及び授業 料免除の有無・免除額につい て、兄弟等の就学先から証明 書を発行してもらい、申請時 に提出する必要がある	◎給付型奨学金につ いては所得に加算と 記載	◎全て文科省基準と 同等	◎特に記載なし	*熊本地震に係る特 例免除あり	◎留年、最短就業年 数超過(休学含む)は 病気・留学等による 休学などの真にやむ を得ない事情がある 場合のみ可

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

	免除額	申請資格	所得基準 (収入基準額・特別控除額等)	学力基準	基準等の 緩和特例	入学料免除の 有無と基準	独自の 免除制度
鹿屋体育大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内)	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定されており全て文科省の基準 ◎特別控除の項目については文科省の設定と同じであるが、「世帯の就学者一人あたりに対する特別控除額」については一部を除き、ほとんどの項目で、文科省の控除額を上回っている(1万～最大15万程度上回っている) *高等専門学校学生1人あたりに対する控除については私立、国公立高専ともに「1～3年次」、「4～5年次」と段階を2つに分け、文科省基準よりもさらに細かく区分されている。控除額については「1～3年次」については文科省基準よりも4～8万円少なく設定されているが、「4～5年次」については文科省基準よりも4～8万円控除額が多く設定されている *「国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程」、「私立高等学校及び中等教育学校の後期の課程」の生徒1人につき控除される額については文科省基準よりも6～9万円少なく設定 *「専修学校高等課程1人あたりに対する控除」については国公立私立ともに文科省基準よりも控除額が(7～12万円)少なく設定 ◎世帯の「障害者一人あたりに対する特別控除額」も文科省基準より13万円多い(世帯を対象とする控除については、その他の項目については文科省基準額と同等)	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次 高校評定が3.2以上 ②2年次以降 前年度までに規定単位数(2年31、3年62、4年93単位)を修得し、かつ成績平均値が3.2以上の者 「大学院」(規定単位数なし) ①1年次 高校評定が3.2以上の者 ②2年次 前年度の成績平均値が3.2以上の者 *成績平均値は4段階評価で[秀]、[優](A)を4点、[良](B)を3点、[可](C)を2点、[可](D)を0点に換算し、合計点を総修得単位数で割り算出	◎学力基準緩和あり 学資負担者の死亡、生活保護世帯、本人が障害者、被爆者及び被爆者の子女については学力基準が緩和 *成績平均値が3.0に緩和	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎あり 学生の勉学意欲の向上、優秀な人材の輩出などを図ることを目的とし「学業成績優秀者及び競技成績優秀者に対する入学料特別免除制度」及び「授業料特別免除制度」を実施 *入学料特別免除は国際大会や全国大会などで優秀な成績を収めた者の中から上位の成績を持つ者(1競技につき2名まで)を大学側が選出 *授業料特別免除はGPA上位者3名を大学側が選出
琉球大学	全額・半額・ 入学料 (全額・半額)	①経済的理由によって納入が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる者 ②授業料納付6か月以内に家計支持者が死亡、災害を受け授業料の納付が著しく困難な場合、これに準ずる場合(新入生は入学前1年以内) *熊本・東北大震災に係る特別免除あり	◎収入基準額については半額免除、全額免除とも設定されており全て文科省の基準 ◎世帯を対象とする控除については、「(申請者本人に対する控除)」「父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯に対する控除」、「主たる家計支持者が別居している世帯に対する控除」を除いてはほぼ全ての項目で控除額が多く設定。給与所得に係る控除額は文科省基準と同等 *「就学者一人あたりに対する控除」は(高専生に対する控除を除き)全ての項目において文科省基準よりも控除額が多く(14～72万円多く)設定されている。 *高等専門学校学生1人あたりに対する控除については私立、国公立高専ともに「1～3年次」、「4～5年次」と段階を2つに分け、文科省基準よりもさらに細かく区分されている。控除額については「1～3年次」については文科省基準よりも4～8万円少なく設定されているが「4～5年次」については文科省基準よりも4～8万円控除額が多く設定されている *また「母(父)子世帯に対する控除」、「障害者のいる世帯に対する控除」の額も文科省基準に対し各50万、13万円多く設定されている ◎本人に対する控除については「自宅外通学・学寮」という項目が独自に設定(50万円)	◎規定単位数と成績「学部生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以降 前年度までに規定単位数(2年31、3年62、4年93単位)を修得し、かつ成績平均値が2.0以上の者(医学科を除く) 「院生」 ①1年次は学力基準なし ②2年次以降 前年度までの成績平均値が2.0以上の者 *成績平均値は[優]以上を3点、[良]を2、[可]を1点、に換算し、合計点を総修得単位数で割り算出	◎学力基準緩和あり (困窮者等に対し) *以下のいずれかに該当する者には学力基準緩和 ①世帯の前年1年間の総収入金額が200万円未満の者 ②の世帯の前年総所得が給与収入以外の所得のみの場合は77万円未満の者 ③の世帯の前年総所得が給与収入と給与以外の所得の両方がある場合は、控除した給与収入とその他の所得を合算した金額が77万円未満の者	◎有り 「学部生」 ①入学1年前以内に家計を支える人の死亡や被災などで入学料の納付が著しく困難な学生、及びそれに準ずる者など 「院生」 ①又は、②経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀である場合(基準の詳細不明)	◎特になし

大学間の比較による国立大学授業料免除制度の実態に関する研究

本人(兄弟等)の 収入の取扱	就学者の 授業料免除の取扱	奨学金の取扱	独自の基準額等の 設定有無	要介護者の特別控除	災害特例	修業年限超過
◎本人のアルバイト収入状況については申請する必要あり(本人以外の就学者は不要)	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金については所得に加算と記載	◎収入基準額は文科省基準と同等だが、特別控除額は独自に設定(控除額が全体的に高い、しかし、一部低く設定されている項目も)	◎特に記載なし	◎特別控除の「罹災者控除のみ」	◎留年、最短就業年数超過(休学含む)は病気・留学等による休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可
◎本人(独立生計者以外)含め就学者は所得証明書提出不要	◎特別控除にあたり、本人以外の就学者の授業料免除等を考慮 *兄弟の就学状況及び授業料免除の有無・免除額について、兄弟等の就学先から証明書を発行してもらい、申請時に提出する必要あり	◎給付型奨学金については所得に加算と記載	◎収入基準額は文科省基準と同等だが、特別控除額は独自に設定(控除額が全体的に高く、独自項目あり)	◎「障害者控除」に係る障害者認定について「要介護3」以上の者と記載あり ◎「長期療養者に係る控除」についての支出証明状況書に介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額を申請可能	*熊本・東北大震災に係る特別免除あり	◎留年、最短就業年数超過(休学含む)は病気・留学等による休学などの真にやむを得ない事情がある場合のみ可